

樽前山火山防災計画

平成24年 3月

樽前山火山防災会議協議会

(苫小牧市・千歳市・恵庭市・白老町・安平町・厚真町・むかわ町)

樽前山火山防災計画 目次

第1章 総則

- 第1節 計画の基本方針1- 1
- 第2節 防災組織1- 5
- 第3節 樽前山1-11

第2章 火山災害予防計画

- 第1節 火山防災知識の周知・啓発2- 1
- 第2節 火山災害への防災力向上2- 3
- 第3節 火山災害の防止2- 7

第3章 噴火対応計画

- 第1節 火山災害の想定3- 1
- 第2節 災害時の防災体制3-14
- 第3節 火山情報3-17
- 第4節 異常現象発生期3-20
- 第5節 小規模噴火期3-24
- 第6節 中規模噴火期3-32
- 第7節 大規模噴火期3-47
- 第8節 噴火縮小期3-62

第4章 避難生活対策計画

- 第1節 避難所運営対策4- 1
- 第2節 災害時要援護者対策4- 5
- 第3節 食料・物資・飲料水の供給対策4- 6
- 第4節 避難者への医療活動対策4- 9
- 第5節 広報・広聴活動対策4-11
- 第6節 教育・保育活動対策4-13
- 第7節 交通対策4-15
- 第8節 ボランティア活動対策4-16

第5章 被災者再建支援計画

- 第1節 住宅対策5- 1
- 第2節 生活資金等の支援対策5- 3
- 第3節 職業・経営対策5- 4

第6章 災害復旧・復興計画

- 第1節 災害復旧事業6- 1
- 第2節 災害復興計画6- 3

巻末資料

- 1. 樽前山火山防災会議協議会規約 1
- 2. 樽前山火山防災会議協議会緊急連絡網 4
- 3. 避難計画 5
- 4. 避難所一覧11

第1章 総則

第1節 計画の基本方針

1 計画の目的

樽前山火山防災計画（以下「本計画」という）は、樽前山の火山災害に対し火山防災会議協議会を構成する自治体、防災関係機関及び各種団体、住民・事業所などが、火山噴火に対し平常時から災害発生時に行うべき対策をまとめたものである。

本計画は、様々な災害対策を実施することにより、火山災害からこの地域に存する人々の生命、身体及び財産を守り、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 計画の理念

火山災害は、地震災害、風水害と比較すると次のような特徴がある。

- ① 火山現象の種類、範囲、規模がどのように推移するか予測困難なこと
- ② 噴火活動の継続に伴って、避難生活などの対策が長期化すること
- ③ 火山現象の影響範囲は一自治体の範囲を越えて広範囲に及ぶこと
- ④ そのため、各市町、北海道、国、各防災関係機関等の多くの機関にわたった統一的な対策が必要なこと

以上の特徴を踏まえ、本計画では、次の理念のもと火山災害対策を遂行するものとする。

【計画の理念】

- 1 火山災害による人的被害をゼロとする。
- 2 樽前山の火山現象の特徴を正しく理解して対策にあたる。
- 3 おこりうる噴火活動の推移を想定し、その流れに沿って計画を遂行する。
(シナリオ型計画)
- 4 各対策における関係機関の協力体制、責任及び役割分担を明確にする。

3 計画策定の経緯

樽前山では1994年3月に樽前山周辺の苫小牧市、千歳市、恵庭市、白老町により、「樽前山火山防災マップ」（ハザードマップ）が作成された。これは樽前山で大規模噴火が発

第1章 総則 第1節 計画の基本方針

生したときの、火砕流、火砕サージ、融雪型泥流、土石流、火山灰などの想定と、火山や避難時の知識等を記したものである。これをもとに、各市町では地域防災計画のなかで火山防災計画を策定し対策をすすめてきた。

しかし、樽前山では、過去に大規模噴火の他に、小規模、中規模噴火が発生し、その可能性が高いと考えられている。一方、大規模噴火の降灰は、上記の4市町だけでなく広範囲に影響を及ぼすものであり、また、火山対策は一市町のみならず広域的に統一した計画を必要とする。

そこで、苫小牧市、千歳市、恵庭市、白老町、早来町、厚真町、追分町、鶴川町、穂別町は、2000年2月、「樽前山火山防災会議協議会」（以下「協議会」という。）を設立し、災害対策基本法第44条の規定により本計画を策定することとした。

4 計画の修正

本計画は各機関においてそれぞれの業務に係る箇所について毎年検討し、修正の必要がある場合は、協議会幹事会の検討により修正を行う。

また、全体にかかわる箇所について修正の必要がある場合は、協議会の承認をうけ修正する。

なお、修正するときは、災害対策基本法第44条第3項で準用する同法第42条第3項の規定により、あらかじめ北海道知事に協議を行う。

5 用語の定義及び解説

本計画で使用する用語及び火山に関する用語は、次のとおりである。

樽前山	樽前火山という名称も使用されているが、本計画では「樽前山」で統一する。
協議会	樽前山火山防災会議協議会をいう。
協議会市町	協議会構成市町をいう。
火山現象	平常時から噴火時まで火山で発生する全ての現象をいう。
噴火活動	一般には噴火発生時の現象を示すが、本計画では、異常現象の発生から終息にいたるまでの期間の火山における現象をいう。
終息	終息したかどうかの判断は難しいため、本計画では火山噴火予知連の見解を受けて気象庁が「噴火活動はほぼ終息した」との内容を発表した時を終息とする。
火砕流	広義には、種々の火砕物が一団となって高速で地表を流下する現象であり、狭義には、高温の火砕物と火山ガス・空気が一団となって急速に流下する現象のこと。堆積物は一般に細流物質が多く、分級（淘汰）の悪いことが特徴である。

第 1 章 総則 第 1 節 計画の基本方針

火砕サージ	火山斜面に沿う高速の流れで、火山礫や火山灰を主体とする。火砕流に比べて流れの見掛けの密度がはるかに小さく、砂嵐のような現象である。しかし、構造物を破壊するほどの威力があり、高温の場合は、火災を引き起こすこともある。
火山ガス	地表に噴出されるマグマ中の揮発成分のことで、噴火口・噴気孔・温泉湧出孔などから定常的に噴出されている。成分は、大部分が水蒸気であり、二酸化イオウ、硫化水素、二酸化炭素等を含んでいる。
火山性地震	火山体又は火山付近の比較的浅いところを震源とし、マグマや火山ガスが移動又は体積が変化したために地殻が破壊されて発生する地震。
火山性微動	火山活動に関連して発生する地面の連続した震動。マグマやガス・熱水など地下での流体の移動等が原因として考えられており、噴火活動期に観測されることがあるため極めて重要視されている。なお、火山灰などの噴出活動に連動して発生することもある。
岩屑なだれ	火山噴火や地震動などが引き金となって、山体斜面が大規模に崩壊し、急速に滑り落ちる現象。
空振	爆発的噴火によって発生する空気の疎密を伝える波のことで、窓ガラスなどを破壊することがある。
降下火砕物	火口から高く噴き上げられ、降下した火砕物のこと。火砕物は上層風に流されて火口の周辺や風下側に降下し、人々の生活や経済活動に大きな打撃を与える。
融雪型泥流	火山から噴出した高温の噴出物（火砕流）が周囲の積雪や氷河などを溶かし噴出物と山腹の堆積物を大量に取り込み流下する大規模な泥流のこと。
降雨型泥流（土石流）	火山やその周辺で、火山帯を構成する火砕物や新しい火山灰が降雨等の気象現象によって流出し、発生する泥流のこと。土石流と比較して、泥流の方が含まれる岩塊の大きさは小さい。
水蒸気爆発	地下に蓄えられているマグマから伝わってきた熱が、火山体内部に滞留する地下水を加熱し、気化させることにより新たに火口を作って水蒸気と火山灰を放出する爆発的な噴火活動。火山灰にはマグマ本体の物質は含まれない。
プリニー式噴火	大量の軽石や火山灰が火山ガスとともに垂直に吹き上げられる大規模な噴火で、高度10km以上に達する噴煙柱が特徴的である。
ブルカノ式噴火	固結した溶岩によって塞がれていた火口が、マグマから分離したガスの圧力によって開かれ、火山弾・火山岩塊・火山灰などを爆発的に放出する形式の噴火。安山岩質マグマのように、中程度の粘性をもつマグマの活動に特徴的である。
噴石	噴火によって高速で噴出した岩塊のこと。
粉体流	地表面に沿う乾いた状態での土砂・石礫などの流れ。固体と気体の混じり合った流れで、火砕流、岩屑なだれ、乾雪表層雪崩などがこれにあたる。
マグマ溜り	火山体の地下にあって、相当量のマグマが蓄えられている所。大型火山の直下では地下数 km にあり、そこからマグマが地表に噴出すると考えられている。
マグマ水蒸気爆発	高温のマグマが地表近くで水と直接接触して起こす強い爆発。多量の水が一度に気化して大量の水蒸気を発生し、マグマが急速に冷却破碎されて高速で放出される。
溶岩ドーム	粘性の大きな溶岩が広く拡がらず、噴出口の上にもり上がったドーム状の火山体をいう。

第 1 章 総則 第 1 節 計画の基本方針

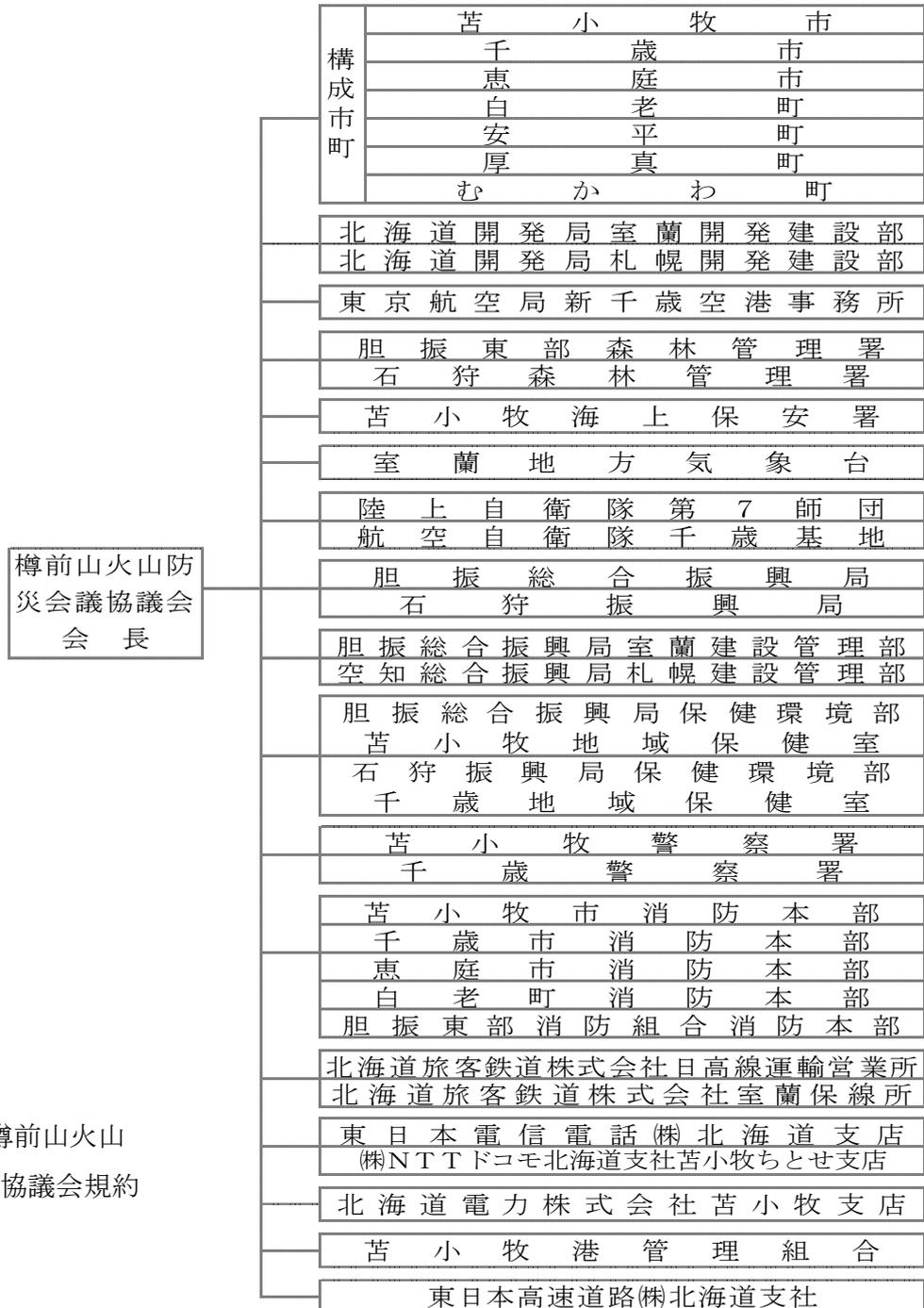
火山情報	札幌管区气象台から発表される、噴火警報、火口周辺警報、噴火予報（各々噴火警戒レベルを含む）、降灰予報、火山ガス予報、火山の状況に関する解説情報、火山活動解説資料等の火山現象に関する防災情報をいう。
------	--

第 2 節 防災組織

1 樽前山火山防災会議協議会

1. 1 組織

協議会は、災害対策基本法第 17 条第 1 項の規定に基づき設置し、「樽前山火山防災計画」を策定し、噴火災害に際し適切に対処することを目的として組織するものである。協議会を構成する市町及び関係機関は次のとおりである。



※巻末資料 樽前山火山
防災会議協議会規約

1. 2 運営

協議会は、会長及び委員をおき、会長の召集により協議会の会議を開催する。また、協議会の議事を円滑かつ効率的に行うため、協議会構成市町の職員により幹事会を置く。

なお、詳細は、協議会規約による。

1. 3 所掌事務

協議会の所掌事務は、次のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 樽前山火山防災計画を作成し、必要に応じこれを修正するとともに、その実施を推進すること② 災害対策基本法第 21 条の規定による関係行政機関等に対する協力要請及び第 45 条の規定による地域防災計画の実施の推進のための要請等を行うこと③ 樽前山噴火による災害が発生した場合において、災害に関する情報の収集、災害応急対策及び災害復旧に関し、構成市町及び関係機関相互の連絡調整を図ること④ その他協議会が必要と認めること |
|--|

2 樽前山火山防災会議市町の防災組織

協議会構成市町の防災組織は、各市町の地域防災計画による。

なお、樽前山噴火による応急対策を行う場合は、本計画の方針等にしがって、統一的な応急対策を実施するが、各市町に関わる事項については、各市町の定めるところにより実施する。

3 防災関係機関等の業務大綱

協議会市町は、災害対策基本法、その他法令、協定等に基づき防災関係機関・団体等に
応援、協力を要請する。

なお、各関係機関における役割は、ここに記載するほかは、北海道地域防災計画の規定
を準用する。

3. 1 協議会を構成する関係機関

苫小牧市 千歳市 恵庭市 白老町 安平町 厚真町 むかわ町	①火山防災に関する組織の整備を図ること ②物資、資機材の備蓄など予防対策を行うこと ③防災知識の普及啓発、防災訓練など自主防災活動を推進すること ④災害発生時に災害応急対策及び災害復旧を行うこと
北海道開発局札幌開発建設部 北海道開発局室蘭開発建設部	①直轄海岸事業及び直轄砂防事業を行うこと ②一般国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理を行うこと ③第 2 種空港の土木施設の整備及び災害復旧を行うこと ④ヘリコプター等による火山活動の情報収集及び防災関係機関への情報提供(樽前山火山防災会議協議会等の調整に基づく) ⑤港湾施設の整備及び災害復旧に関すること
東京航空局新千歳空港事務所	①災害時における民間航空の連絡調整に関すること
胆振東部森林管理署 石狩森林管理署	①火山災害時における営林活動や入山の規制等に関すること ②治山事業に関すること
苫小牧海上保安署	①船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること ②避難者、救援物資、応急対策要員等の海上輸送に関すること
室蘭地方气象台（札幌管区气象台）	①火山活動の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること ②火山情報の収集、伝達に関すること ③防災知識の普及及び啓発に関すること
陸上自衛隊第 7 師団 航空自衛隊千歳基地	①樽前山火山防災会議協議会及び各市町の行う防災訓練に必要なに応じ、部隊等の一部を協力させること ②災害派遣要請に基づき部隊等を派遣すること ③海上・航空自衛隊及び他師団等の災害派遣について調整を図ること
石狩振興局 胆振総合振興局	①災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること ②各市町及び防災関係機関の行う対策の支援及び総合調整に関すること ③自衛隊の災害派遣要請に関すること

第 1 章 総則 第 2 節 防災組織

胆振総合振興局室蘭建設管理部 空知総合振興局札幌建設管理部	①火山活動の土砂災害に関する事 ②火山砂防事業に関する事 ③道道の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理に関する事
胆振総合振興局保健環境部 苫小牧地域保健室 石狩振興局保健環境部 千歳地域保健室	①医療救護活動に関する事 ②医薬品及び衛生材料等の確保に関する事 ③避難所における保健活動及び精神保健活動（心のケア）に関する事 ④環境衛生対策及び食品衛生対策に関する事
苫小牧警察署 千歳警察署	①住民の避難誘導及び救出救助に関する事 ②緊急交通路の確保に関する事 ③避難場所、危険区域等の警戒に関する事 ④犯罪の予防及び取締りに関する事 ⑤危険物に関する保安対策に関する事 ⑥その他関係市町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事
苫小牧市消防本部 千歳市消防本部 恵庭市消防本部 白老町消防本部 胆振東部消防組合消防本部	①火山情報の収集伝達に関する事 ②自主避難及び避難勧告・指示の伝達、誘導に関する事 ③災害警戒、救助救出・救急に関する事
北海道旅客鉄道(株) 日高線運輸営業所 北海道旅客鉄道(株) 室蘭保線所	①災害時における鉄道輸送の検討に関する事 ②災害時における避難者の輸送等について、関係機関への支援検討に関する事
東日本電信電話(株) 北海道支店	①気象官署からの警報を市町村に伝達すること ②非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し重要通信の確保を図ること
(株)NTTドコモ北海道支社 苫小牧ちとせ支店	①非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ携帯電話の利用制限を実施し重要通信の確保を図ること
北海道電力(株) 苫小牧支店	①電力供給施設の防災対策に関する事
苫小牧港管理組合	①港湾区域内施設の復旧及び管理に関する事
東日本高速道路(株)北海道支社	①高速道路の維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に関する事

3. 2 防災上重要な機関等

札幌食糧事務所苫小牧支所	①災害時における米穀の確保、供給及び緊急輸送に関すること ②災害時において陸上自衛隊備蓄の乾パンの管理換による応急供給の実施に関すること ③災害応急飼料対策において、要請に応じた応急飼料として小麦及び大麦を供給する等、必要な措置に関すること
郵便事業(株)北海道支社 郵便局(株)北海道支社	①災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること ②郵便、為替貯金及び簡易保険の非常取扱いに関すること ③郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること ④災害ボランティア口座の取扱いに関すること
移動通信事業者	①気象官署からの警報等の伝達に関すること ②非常及び緊急通信の取り扱いに関すること ③電報電話の利用制限を実施し重要通信の確保に関すること
日本赤十字社北海道支部	①救助法が適用された場合、北海道知事との委託協力に基づく医療、助産、死体処理等の救助業務に関すること ②防災ボランティアの行う救助活動の連絡調整に関すること ③災害義援金募集（配分）委員会の運営に関すること
報道機関	①火山情報及び被害情報の報道、防災広報に関すること
輸送事業者	①災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
電力事業者	①電力供給施設の防災対策に関すること
北海道瓦斯（株） 苫小牧ガス（株） その他ガス事業者	①ガス供給施設の防災対策に関すること ②災害時におけるガスの円滑な供給に関すること
苫小牧市医師会、千歳医師会、恵庭市医師会	①災害時における救急医療に関すること
苫小牧歯科医師会、千歳歯科医師会	①災害時における歯科医療に関すること
農業協同組合 漁業協同組合 商工会議所	①共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること ②被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること ③共済金支払いの手続きに関すること
社会福祉協議会	①災害弱者の支援対策に関すること ②ボランティアの募集、受付、活動支援に関すること
(社)北海道獣医師会	①災害時における産業動物の保護に関すること ②災害時におけるペットの保護に関すること
危険物施設の管理者	①災害時における危険物の保安に関すること

4 住民、事業所の基本的責務

住民、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ①家庭内備蓄等家庭内の防災活動に関する事 ②自主防災組織など自主防災活動への参加に関する事 ③火山災害に関する防災知識、噴火時における行動などの知識の習得に関する事 ④自主避難による避難、誘導に関する事 ⑤地域の災害時要援護者等の避難支援等に関する事 ⑥避難所運営への協力に関する事
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ①事業所の防災体制の確立に関する事 ②防災訓練の実施に関する事 ③従業員、施設利用者への災害情報の伝達に関する事 ④従業員、施設利用者等の避難に関する事 ⑤危険物等の災害防止措置に関する事 ⑥地域への貢献、ボランティア活動に関する事

第3節 樽前山

1 地形

樽前山は、支笏カルデラの南部に位置し、現在も活動を続ける火山である。支笏カルデラは、直径約12kmのカルデラであり、今から約三万年前に激しい軽石噴火の結果陥没したものである。その後、風不死、恵庭、樽前の三火山が形成され、現在の姿をとるようになった。

樽前山は、頂上部には、北西に開く直径約1.5kmの頂部カルデラを持つ。そのほぼ中央に中央火口丘があり、中央火口丘の中央には溶岩ドームがある。

標高500m以上の山体部は、傾斜30～40°の急斜面で、岩塊（岩片）、スコリア、軽石などが散在する完全な裸地である。その外周には標高160m～500mの緩斜面が広がる。この緩斜面は半径約7kmで、主として降下軽石堆積物よりなる。樽前山の西方は、支笏火山噴出物からなる火砕岩台地へ、また北西方は、北山を経て風不死火山へつながる。東及び南方は主に軽石流堆積物からなる支笏火山噴出物の低い台地が続く、札幌から苫小牧に続く低地帯にのぞんでいる。台地の先端は、完新世の海進によりつくられた海食崖となっており、この崖から現在の海岸線にかけては、沖積層からなる低地が発達している。

◇樽前山の概要

標高	1,041m
火山体の高さ	約500m
半径	約6km
溶岩ドーム	高さ約130m、直径約450m、体積約0.02km ³

2 地質

樽前山は、西南北海道の新第三系を基盤とし、新第三系の堆積岩・火山岩の厚く発達するグリーンタフ地域の東端に位置する。第四紀後期の支笏カルデラ形成にともなう溶結凝灰岩（一部は軽石流堆積物）は、これらの新第三系を覆い地形の凸部をさけてカルデラの中心から40kmにわたって広大な火砕流台地を形成している。

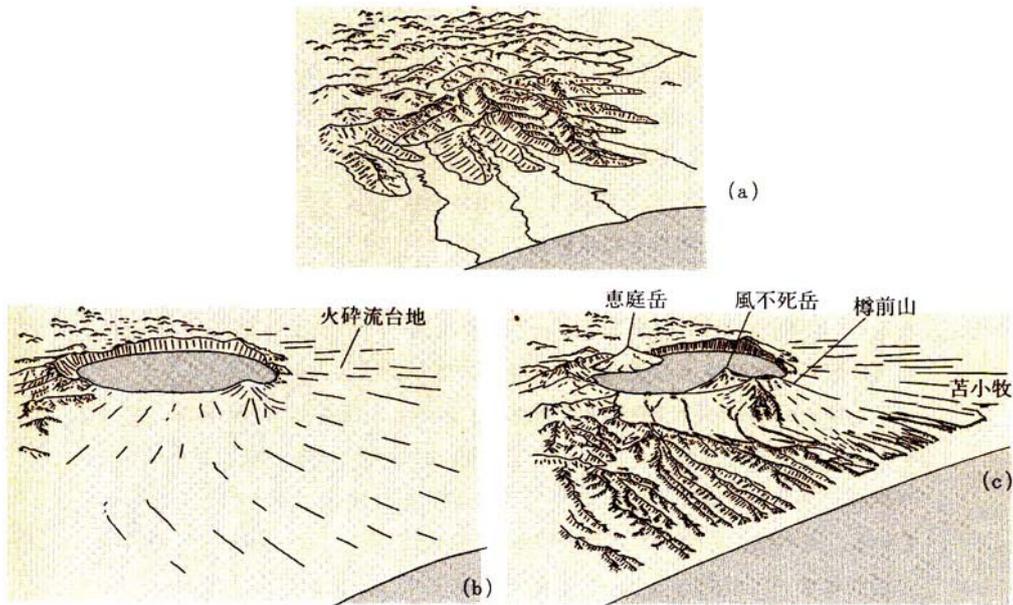
樽前山は、西北にある恵庭岳及び風不死岳とともに、支笏カルデラ形成後の後カルデラであり、カルデラの南東縁に位置している。樽前山の基盤は、西側の一部では新第三系の火山岩類であるが、他の大部分は支笏溶結凝灰岩で山体部の基盤の高さは500m前後と考えられている。山体部は平野部に堆積した降下軽石堆積物の根もとの部分と遠くまで及ばなかった小規模の降下堆積物からなり、ある程度は溶結しているものと考えられている。

この山体部につづき海拔160mまで緩斜面がある。南から東にかけては主に降下軽石堆積物からなっている。西方向は、新第三系からなる西山を経て支笏溶結凝灰岩からなる火砕流台地へ、また北西方向は、北山を経て後カルデラ火山である風不死火山へ続いている。

樽前山の東方には、降下軽石堆積物が広く分布している、これらは土壌学的目的で調査され4層に識別されている（上位から Ta-a、Ta-b、Ta-c、Ta-d 層）。各降下軽石堆積物の分布軸は概ね東～東北方向である。

3 形成史

更新世末には、新第三紀層の基盤の上に支笏火山が形成され、スコリア、軽石を放出していた(a)。約3万年前に激しい活動を行い、苫小牧付近で層厚4mに達する降下軽石を噴出（総量約25km³）、続いて、少なくとも3回の軽石流を流出した（総量約60～90km³）。この多量の噴出物を失った結果、噴出口付近は陥没して支笏カルデラが形成された(b)。陥没に伴い、中心部を通る北西と南東を結ぶ方向に沿った構造線ができ、更新世末から完新世の一連の火山活動が行われた(c)。



◇支笏カルデラの発達史（南方から望む）（中村ほか，1987）

まず、カルデラ内の南東部で風不死火山が活動を始めた。集塊岩、溶岩のさかんな噴出により山体が形成され、続いて北方に岩屑及び火山灰からなる高温の火砕流が流出した。最後に頂上火口から溶岩を噴出して活動を終えた。風不死岳の形成に続いて、カルデラの北西部に恵庭岳が形成された。多量の軽石の噴出に続き、溶岩を多量に噴出して火山体が形成された後、頂上の東側に爆裂火口を開き、現在に至っている。これらと同時に、風不死岳と樽前山の間で北山が活動した。

第 1 章 総則 第 3 節 樽前山

完新世に入って樽前山が活動を始め、5回の噴火期で降下火砕物、軽石流を噴出して、現在の火山体を形成したが、18世紀の一連の軽石噴火により山頂が陥没し、直径約1.5kmの山頂カルデラが形成され、後にそのほぼ中央に中央火口丘が形成された。19世紀中頃には、中央火口に溶岩ドームが形成されたが、まもなく噴火により破壊し飛散した。20世紀初頭の噴火の際、現在の溶岩ドームが形成され、活動を断続しつつ現在に至っている。

◇樽前山の形成史

時代	火 山	山体形成史	噴火年代	噴出物の名称	主な活動
完 新 世	樽 前 火 山	—	1978～1981		降灰 小規模火山灰流
			1944～1955		降灰
		ドームに割れ目 新溶岩ドーム形成	1917～1936		降灰
			1909		降灰
			1883～1894		降灰
		旧溶岩ドーム破壊 旧溶岩ドーム形成 中央火口丘形成	1874	Ta-III ao	降灰、軽石降下
			1867		降灰
	1804～1817	Ta-II ao	東方に軽石降下 スコリア流発生		
世	山	山頂カルデラ形成	1739	Ta-a	東北東方に軽石降下 軽石流山麓に流下
			1667	Ta-b	東方に軽石降下 軽石流山麓に流下
		樽前山山体形成	約3,000年前	Ta-c	軽石・スコリア降下
			約9,000年前	Ta-d	軽石・スコリア降下
更 新 世	北山	北山山体形成			
	恵庭火山	恵庭火山体形成	約1万3千年前 約1万8千年前	En-a En-b	
	風不死火山	風不死火山体形成			
	支笏火山	支笏カルデラ形成	約3万年前	Spfl Spfa	
		新第三紀火山岩類			—

4 噴火史

樽前山は約3,000年前の大噴火のあと二千数百年間休止し、1667年に再び活動を開始した。現在は、このときから始まった活動期にあるものと考えられている。

これまでの調査により明らかにされた噴火について記載する。

◇樽前山の噴火史

活動時期	活動期間	休止期間	規模	噴火の概要
9000年前 3000年前		2千数百年		
1667年(寛文7年)	1年?	約70年	大噴火	火砕流が山麓に流下した。降灰は苫小牧で1~2m、十勝平野~道東にまで達した。
1739年(元文4年)	1年?	約70年	大噴火	火砕流が山麓に流下し、山頂カルデラが形成される。降灰は千歳付近で50~100cm、大雪山系に達した。
(1804~1817年)(文化年間)	?	約70年	中噴火	火山灰が噴出し、シシャモナイ川に火砕流が流下した。また、外輪山・中央火口丘が形成された(正確な噴火年月は不明)。
1867年(慶応3年)	1年	約55年	中噴火	白老方面に降灰があった。古期溶岩ドームが形成された。
1874年(明治7年)	1年	6年	中噴火	南方に降灰があった。古期溶岩ドームが破壊された。
1883~1887年(明治16~20年)	5年	8年	小噴火	山麓部に降灰があった。
1894年(明治27年)	1年	6年	小噴火	
1909年(明治42年)	1年	14年	中噴火	岩塊や火山灰を噴出した。火山灰は山麓に達し、現在の溶岩ドームが形成された。
1917~1936年(大正6年~昭和11年)	20年	7年	小噴火	この期間に時々噴火した。降灰は山麓部に達した。
1944~1955年(昭和19~30年)	12年	7年	小噴火	この期間に時々噴火した。山頂付近に降灰があった。
1978~1981年(昭和53~56年)	3年	23年 22年+?	小噴火	この期間に時々噴火した。山頂付近に微量の降灰があった。

4. 1 先記録時代の噴火

先記録時代の噴火を把握する際は周辺地域の噴出物調査によるところが多く、火砕物の種類や層序(地層の重なり方)、発泡度(空隙の多さ)、到達範囲、年代などを調べた上、噴火の時期や噴火の場所、1回の噴火で生じた現象、規模等を推定している。以下の噴火はこのような調査によって明らかになったものである。

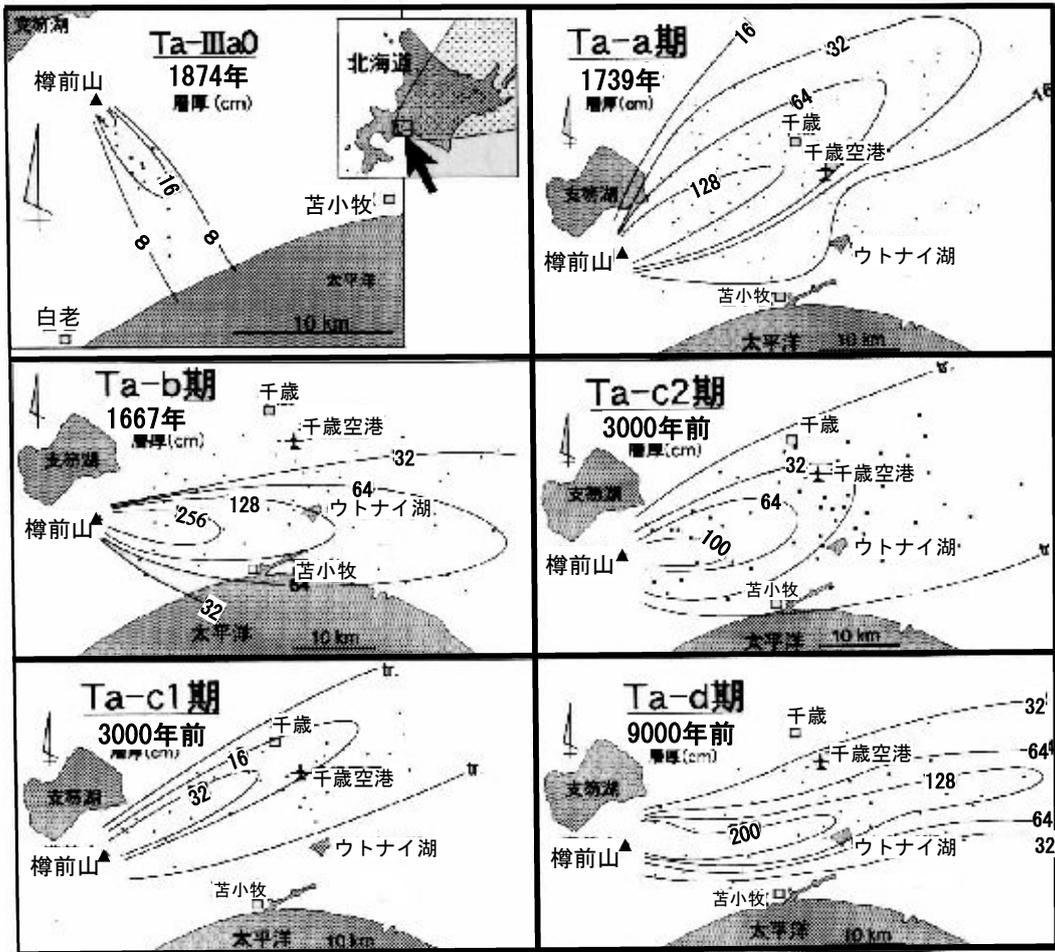
なお、先記録時代の噴火の調査では、噴出物が残らない小規模噴火を把握することはできない。

①約9,000年前の噴火(Ta-d期)

樽前火山初期の活動は、大量の火山灰やスコリア(黒い軽石)等の降下火砕物を放出するプリニー式噴火であった。火口から放出された軽石や火山灰は東方に厚く降り積もり、樽前山の東にあるウトナイ湖近傍では現在でも2m近い堆積物が確認されている。なお、火砕流・火砕サージが発生したかどうかは不明である。

②約3,000年前の噴火 (Ta-c 期)

Ta-d 期の活動後およそ6,000年の休止期を経て再開した噴火活動である。この噴火も爆発的なプリニー式噴火で、風下では大量の軽石や火山灰が堆積し、火砕流・火砕サージの噴出も確認されている。噴出物の調査から2回の大きな噴火があったと推定される。



◇樽前山の降下火砕物の分布 (古川, 1998) ・ : 層厚測定地点

4. 2 江戸時代の噴火 (古文書等に噴火が記録された時代)

古い時代の記録は簡単に記されているため、古文書の記録と周辺の噴出物調査を照らし合わせて噴火の概要を類推する。なお、小規模な噴火は記録に残っていない場合が多い。

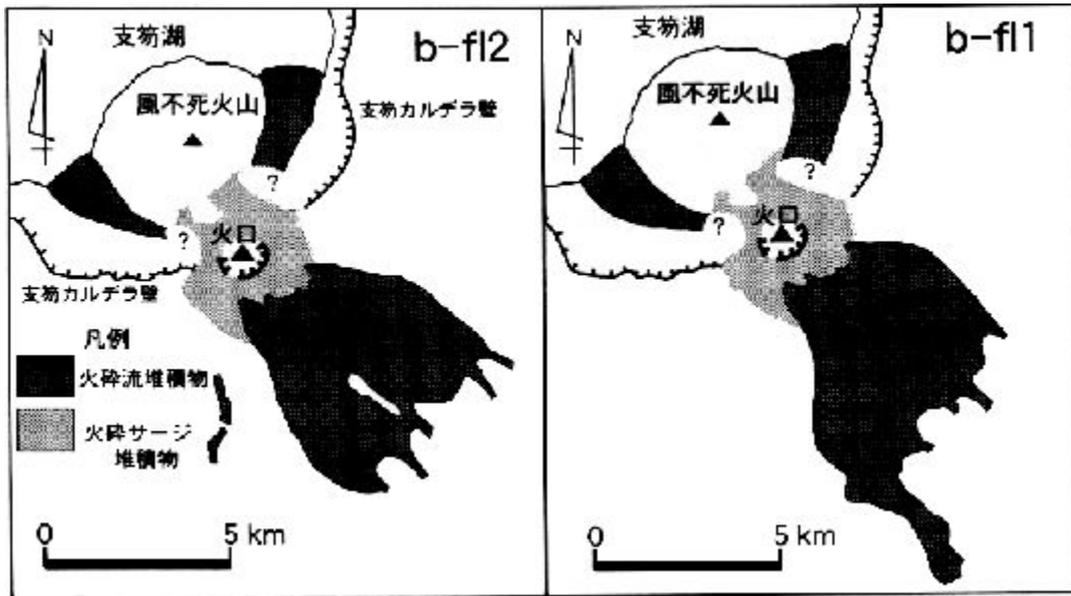
①1667年 (寛文7年8月6日) の噴火 (Ta-b 期)

この噴火については下北半島 (青森県) での状況が記録されている (盛岡藩「雑書」(古川ほか, 1997))。これによると、6日の晩から鳴動が聞こえ、12日には急激に高い噴煙を形成した。

周辺地域の噴出物調査からは火砕流・火砕サージを伴うプリニー式噴火を繰り返したことが明らかになった。初期のプリニー式噴火で最も規模が大きく、総堆積厚の約

半分がこの時に放出された軽石・火山灰であった。また、山頂火口からは火砕流が噴出し、火口から約8kmの距離の沢沿いで火砕流堆積物が確認されている。これらの調査から、寛文7年の噴火は樽前山で最大規模のもので、噴煙が成層圏にまで達するような爆発的なプリニー式噴火を繰り返し、ほぼ同時に火砕流・火砕サージが発生したと考えられる。

また、火砕流は山体を流下し火口から約8kmの範囲まで達している。



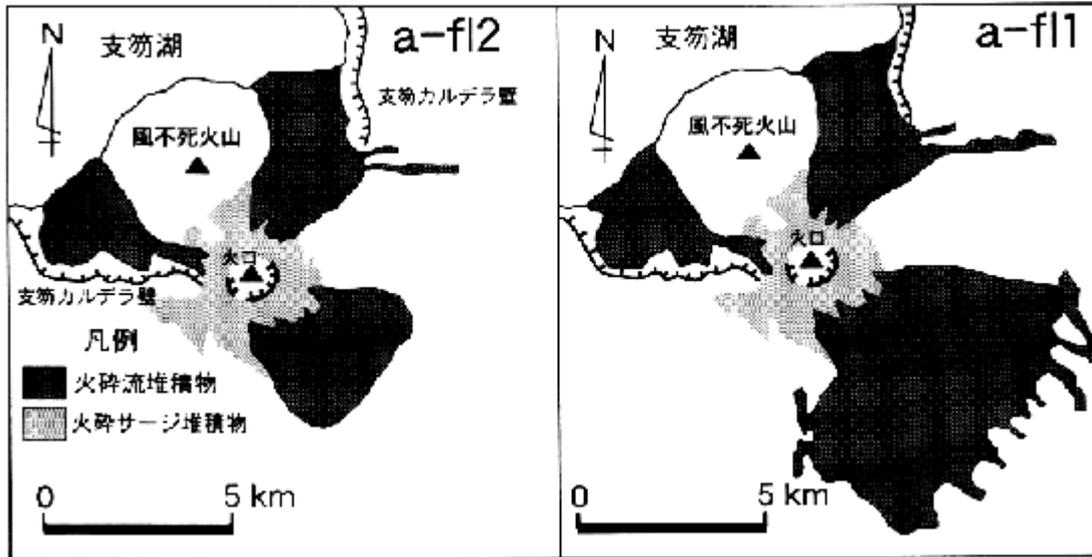
◇1667年の噴火の火砕流堆積物の分布（古川1998）

②1739年（元文4年7月14日）の噴火（Ta-a期）

この噴火については「7月12日に地震があり、14～26日に噴火した。降灰が多く2～3日は降灰のため昼が夜のように暗くなり、津軽でも地震を感じた（新撰北海道史、苫小牧郷土史）」という記述がある。

周辺地域の噴出物調査からは火砕流・火砕サージを伴うプリニー式噴火を繰り返したことが明らかになった。この噴火では、噴火末期のプリニー式噴火が最も規模が大きく、総堆積厚の半分がこの時に放出された軽石・火山灰であった。また、山頂火口からは火砕流が噴出し、火口から約8kmの距離の沢沿いでも火砕流堆積物が確認されている。

これらの調査から、元文4年の噴火は噴火の2日前（7月12日（旧暦））に地震活動が始まり、14日から26日までの間に爆発的なプリニー式の噴火を繰り返し、火砕流・火砕サージを噴出した。噴煙は成層圏まで上昇し、風下に大量の降下火砕物を降らせたため、東方山麓では降灰によって昼間でも暗くなった。この噴火によって現在の大型火口が形成された。



◇1739年の噴火の火砕流堆積物の分布 (古川, 1998)

③1804～1817年（文化年間）の噴火

噴火後40年経過した後に書かれた紀行文中に噴火の記録が記載されたもので、噴火の期間なども正確なものではない。紀行文によると「山頂から数十里内では灼熱の砂石が落下し、死傷者が多数出た（新撰北海道史、苫小牧郷土史）」と記されていた。一方、山麓ではこれらの噴火を示す噴出物は確認されていない。

これらのことから、文化年間の噴火は数年間にわたって小規模なプリニー式噴火を繰り返し、山頂から十数 km の範囲に噴出物を放出した。

④1867年（慶応3年秋）

地震活動ののち噴火がはじまり降灰が確認された。この噴火によって山頂火口内に溶岩ドームが形成された（古川, 1998）。この噴火による噴出物は確認されていない。

4. 3 明治以降の噴火

明治期以降は詳細な噴火記録が残っており、数年あるいは数十年の休止期を挟んで噴火活動を繰り返している。

これらの活動のうち1874年（明治7年）及び1909年（明治42年）の噴火は比較的規模の大きい噴火であった（中噴火程度）。また、1978年（昭和53年）の噴火では山頂から降灰とともに粉体流（低温の火砕流）が発生した。

①1874年（明治7年）の噴火

1874年の噴火は開拓史日誌や北海道史、札幌沿革史などに記録が残っている。これらの記録から2月8日の昼ごろ（噴火の時刻は午前11時あるいは午後2時など所によって異なる）から噴火が始まり、山頂の溶岩ドームが破壊され噴出岩塊が外輪山を越えて山腹に達した。また、噴煙は高く上昇し南側で厚く降灰した。噴火は3日間続いた。16日にも噴火し札幌市で降灰が確認された。

②1883-1894年（明治16-27年）の噴火

1874年の噴火の後、およそ10年間は著しい活動は無かった。1883年から1887年までは小規模な噴火が繰り返され、周辺山麓に火山灰が降下した。また、1887年の噴火後およそ6年後の1894年にも小噴火を行っている。

③1909年（明治42年）の噴火

1月11日に小規模な噴火がおこり、3月までに数回の降灰が観測された。3月3日には地鳴りが聞こえ14日には山麓一帯で地震を感じ、30日には規模の大きな噴火へと発展した。

3月30日朝6時ころから約1時間にわたり鳴動があった後、7時30分ごろ爆発が始まった。噴煙は上空7600mまで上昇し北西の風に乗って苫小牧方面に降下したため、南東麓上空では2時間近く噴煙に覆われた。火口付近では直径2m程度の岩塊が落下し、山麓でも直径数cmの火山礫が降下した。また、風下では12km離れた地点でも豆粒大の礫が降下した。4月12日の深夜には3月30日を上回る噴火がおこり、火口から20kmの地点で3cm大の軽石が降り、40km離れた札幌でも降灰が観測された。

4月17日の夕刻から19日の間に中央火口内に高さ134mの溶岩ドームが生成された。

5月15日には溶岩ドームの一部を破る爆発があり、一連の噴火活動は終息した。

④1917-1936年（大正6-昭和11年）の噴火

1909年の噴火後、およそ10年間の休止期を経て、1917年4月から再び小規模な噴火が始まり、およそ20年間続いた。この間山麓部でも軽石、火山灰が降下した。この噴火によって山頂の溶岩ドームに多数の割れ目が入り、徐々に破壊が始まった。

⑤1944-1955年（昭和19-30年）の噴火

1936年の噴火後、およそ10年間の休止期を経て、1944年から再び小規模な噴火が始まった。前回の活動期に比べて活動の規模は更に小さくなっており、降灰範囲は山頂付近に限られた。

⑥1978-1981年（昭和53-56年）の噴火

20余年の休止期の後、活動を再開した。活動は小規模で山頂から山腹にかけて時々降灰がみられた。特に1978年の噴火では降灰とともに粉体流（低温の火砕流）が発生した。

第2章 火山災害予防計画

第1節 火山防災知識の周知・啓発

1 火山防災の啓発活動

樽前山の火山活動や噴火時の対応などについて、正しい知識を把握し、適切な行動を行えるようにするために、住民、事業所等に対し啓発活動を推進する。

1. 1 住民への啓発活動

協議会市町は、ハザードマップや防災パンフレット等を住民に配布し、火山の知識、噴火現象、影響範囲、非常時の行動等について啓発活動を行う。また、住民等への防災講座を定期的で開催する。

【予防事業】

- ハザードマップの作成・配布
- 防災パンフレットの作成・配布

1. 2 事業所への啓発活動

協議会市町は、事業所にハザードマップや防災パンフレット等を配布し、火山の知識、噴火現象、影響範囲、非常時の行動等について啓発活動を行う。

また、火山噴火時の来訪者や従業員等の避難、業務対応等について定めた防災計画を作成し、従業員への周知を図るよう要請する。

【予防事業】

- ハザードマップの作成・配布
- 防災パンフレットの作成・配布
- 事業所火山防災計画作成の要請
- 従業員等への周知の要請

1. 3 観光施設への啓発活動

協議会市町は、観光施設にハザードマップを配布し、施設に掲載を要請するとともに、噴火時の観光客の避難計画等を定めるよう、観光協会、各観光施設の事業者等に要請する。

【予防事業】

- ハザードマップの作成・配布
- 防災パンフレットの作成・配布
- 観光客等の避難計画作成の要請

1. 4 防災教育

協議会市町は、学校教育を通じて児童・生徒の樽前山への興味や噴火時の適切な行動を

理解させるために、教材作成や現地見学等によって防災教育を推進する。

【予防事業】

- 樽前山の噴火に関する副読本等の作成
- 現地見学会等の開催

2 火山防災イベントの開催

協議会は、火山災害の知識の啓発、火山防災担当者等との情報交換等を目的として、火山防災イベント、火山専門家による講演会、学術団体等と連携したシンポジウム等を開催する。

【予防事業】

- 火山災害に関する展覧会、写真展等の開催
- 専門家による講演会の開催
- 火山現地見学会の開催
- 火山災害シンポジウムの開催

3 ハザードマップの更新

協議会は、樽前山に関する火山研究の進展や社会状況の変化に対応するために、関係機関等の研究成果等に基づき、ハザードマップの更新を行う。

第2節 火山災害への防災力向上

1 防災体制の強化

噴火時に協議会市町が迅速かつ適切な対策を実施するには、ふだんから組織の整備や災害時の行動の明確化等の危機管理体制の整備が必要である。協議会市町は、本計画の基本方針にしたがって各市町の地域防災計画や防災組織を見直し、防災体制を強化する。

1. 1 行政の防災体制の整備

協議会市町は、噴火時に迅速かつ適切な応急対策ができるよう防災体制を強化する。

【予防事業】

- 行政組織改編にともなう事務分掌等の見直し
- 各職員への役割分担、行動等の周知徹底
- 職員を対象とした防災研修等の実施

1. 2 協議会、防災関係機関等との連携強化

噴火時の応急対策は協議会市町外への避難など広域的な対応が必要となる。協議会は、噴火発生時の相互の協力連携を推進する。

また、協議会市町は、近隣市町村、防災関係機関、民間事業者等との協定締結や協議を行い、連携を強化する。

【予防事業】

- 火山防災会議協議会（幹事会）の定期的開催
- 市町防災会議の定期的開催
- 近隣市町村、防災関係機関との協定締結、防災に関する協議の実施
- 民間事業者（輸送、物資供給、福祉等）との協定締結

1. 3 火山防災に関する計画・マニュアル作成

協議会市町は、本計画の方針にしたがって、各市町地域防災計画の見直しを行う。

また、具体的な避難計画や詳細な対策を示した職員マニュアル等の作成を行う。

【予防事業】

- 地域防災計画（火山災害対策編）の見直し
- 避難計画の作成
- 職員マニュアルの作成

2 自主防災活動の推進

2.1 自主防災組織の結成

地域における防災活動は、住民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」との意識にたって自主防災活動を行うことが重要である。特に、火山災害は広域的かつ長期的な避難活動をすることもあり、住民自らの適切な行動が求められる。

協議会市町では、自治会・町内会を中心に自主防災組織が結成されているが、これをさらに推進する。

【予防事業】

- 自主防災組織の結成促進
- 自主防災組織のリーダー等の養成
- 各地区の危険情報の提供
- 資機材等の支援

2.2 事業所の防災組織

事業所には消防法等の規定に基づいて消防計画が策定されているが、火山災害にも対応できる計画とするよう指導する。

また、観光施設等に対して、観光客、施設利用客の情報伝達、避難誘導體制を検討するように指導する。

【予防事業】

- 事業所の火山防災計画の作成要請
- 観光施設の火山防災計画の作成要請

2.3 災害時要援護者施設の防災組織

協議会市町は、災害時要援護者の安全を確保するために、各施設において噴火時の避難先や避難手段の確保、生活物資等の備蓄をするよう防災体制の整備を行うよう指導する。

【予防事業】

- 避難計画の作成要請
- 防災体制確立の要請

3 防災訓練の実施

3.1 総合防災訓練の実施

協議会は、大規模噴火等を想定して北海道、自衛隊、警察、各ライフライン機関、住民等が参加する総合防災訓練を実施する。

【予防事業】

- 総合防災訓練の実施

3. 2 協議会市町防災訓練の実施

協議会市町で噴火を想定した防災訓練を実施する。また、これらの訓練を補完するため、個別訓練を実施する。

【予防事業】

- 市町防災訓練
- 非常参集訓練
- 施設の避難訓練
- 各部課の訓練

3. 3 住民・事業所等の防災訓練の実施

噴火を想定して、自主防災組織、事業所、観光施設、災害時要援護者施設等で防災訓練を実施する。協議会市町は、必要に応じて訓練の指導、支援を行う。

【予防事業】

- 自主防災組織訓練の支援
- 事業所等訓練の支援

4 応急対策のための事前準備

協議会市町は、噴火時に行政としての対応を適切に行うことができるように、応急対策実施のための事前準備を行う。

4. 1 避難環境の整備

協議会市町は、本計画の方針にしたがって、避難区域、避難先、避難経路、避難手段等を定めた避難計画を作成する。

また、避難生活が長期化する場合に備えて、避難所となる施設に資機材を備蓄する。

【予防事業】

- 避難計画の作成
- 避難所に必要な資機材の備蓄

4. 2 応急医療体制の整備

協議会市町は、火山噴火により傷病者が発生した場合のトリアージや後方医療体制、避難生活が長期化した場合の避難所医療や心のケア等について、医師会等の関係機関と協議し、応急医療体制を確立する。

【予防事業】

- 応急医療体制の確立
- 避難所における医療体制の確立
- 精神保健医療体制の確立

4. 3 給水・給食・物資供給体制の確立

協議会市町は、避難者に飲料水、食料、生活物資が供給できるように、これらの入手先の確保、配布方法等について検討する。

【予防事業】

- 降灰時の水源の確保
- 給水資機材等の確保
- 食料・物資調達先の確保
- 家庭内備蓄の推進
- 施設内備蓄の推進

4. 4 災害時要援護者のための環境整備

協議会市町は、噴火時に災害時要援護者が円滑な避難活動や避難生活ができるように、避難施設の確保や災害時要援護者への支援等のための環境整備を推進する。

【予防事業】

- 自主防災組織等による地域内での災害時要援護者の支援促進
- 災害時要援護者の避難受け入れ施設の確保
- 福祉支援団体等の把握
- 外国人への防災知識の普及

4. 5 ボランティア活動の環境整備

協議会市町は、応急対策におけるボランティアの支援体制を確立するために、社会福祉協議会等やボランティア団体等との連携を図る。

【予防事業】

- ボランティアリーダー、コーディネーター養成コース等への参加促進
- ボランティア団体等の把握
- ボランティア活動の方針、活用対策等の検討

第3節 火山災害の防止

1 観測監視体制の整備及び情報の共有化

協議会市町は、火山防災事業等として防災関係機関が設置を進めている観測監視体制の整備を要請する。

また、協議会市町は、防災関係機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報の多角的な活用を図るため、これら火山防災情報を共有化するためのシステム構築に積極的に取り組む。

2 火山防災施設の整備

協議会市町及び関係機関は、樽前山が噴火したときに発生する火砕流や融雪型泥流等から住民の生命、身体、財産を守るため、防災行政無線（固定系）、砂防ダム、ヘリポート、避難道路等の整備に積極的に取り組む。

3 危険区域の設定

協議会市町は、气象台等の火山活動の情報や専門家及び関係機関の指導、助言に基づき災害危険区域を設定し、避難勧告・指示等の措置をとる。

第 3 章 噴火対応計画

第1節 火山災害の想定

1 災害の想定

樽前山は2千数百年の休止期のあと、1667年に活動を再開し、安山岩質マグマによる大規模な降下軽石・軽石流の噴出を2回くりかえし、山頂に外輪山（小型カルデラ）を生じた。その後、中央火口丘を形成し、さらに溶岩ドーム形成を2回くりかえしている。現在は、300年余り前にはじまった活動期にあると考えられる。

北海道防災会議等では、樽前山の災害想定について次の3つの噴火様式を想定している。

① 小規模噴火（第1の可能性）

小規模な噴火に相当する溶岩ドーム周辺の活動に続いて、溶岩ドームを一部又は全部破壊する噴火（小規模～中規模噴火）が起こる。放出岩塊（溶岩ドームの破片）の到達距離は山頂火口から最大で半径約2kmまでと推定される。山麓部では厚さ最大数cm程度の降灰が予測される。

② 中規模噴火（第2の可能性）

①の溶岩ドームの破壊に続いて、又は休止期において、軽石・スコリア・パン皮火山弾・火山礫・火山灰等を放出し、さらにその後、新たに溶岩ドームを形成する。放出岩塊の飛行距離は第1の場合と同じで、降灰量はやや多い。

③ 大規模噴火（第3の可能性）

1739年の噴火及び1667年の噴火のように、降下軽石・軽石流をもたらす軽石噴火がおこる。噴煙柱は高さ10km以上に達し、上層の偏西風に支配され、降灰は道央から道東におよぶ。降灰量は恵庭市、千歳市、苫小牧市で層厚数10cm～1mに達する可能性がある。降下軽石の開始にひき続き、高温の軽石流が発生し、北側ではシシャモナイ川及びクチャワッカナイ川、東斜面では口無沼及び錦多峰川、南斜面では覚生川及び樽前川などを流下する。

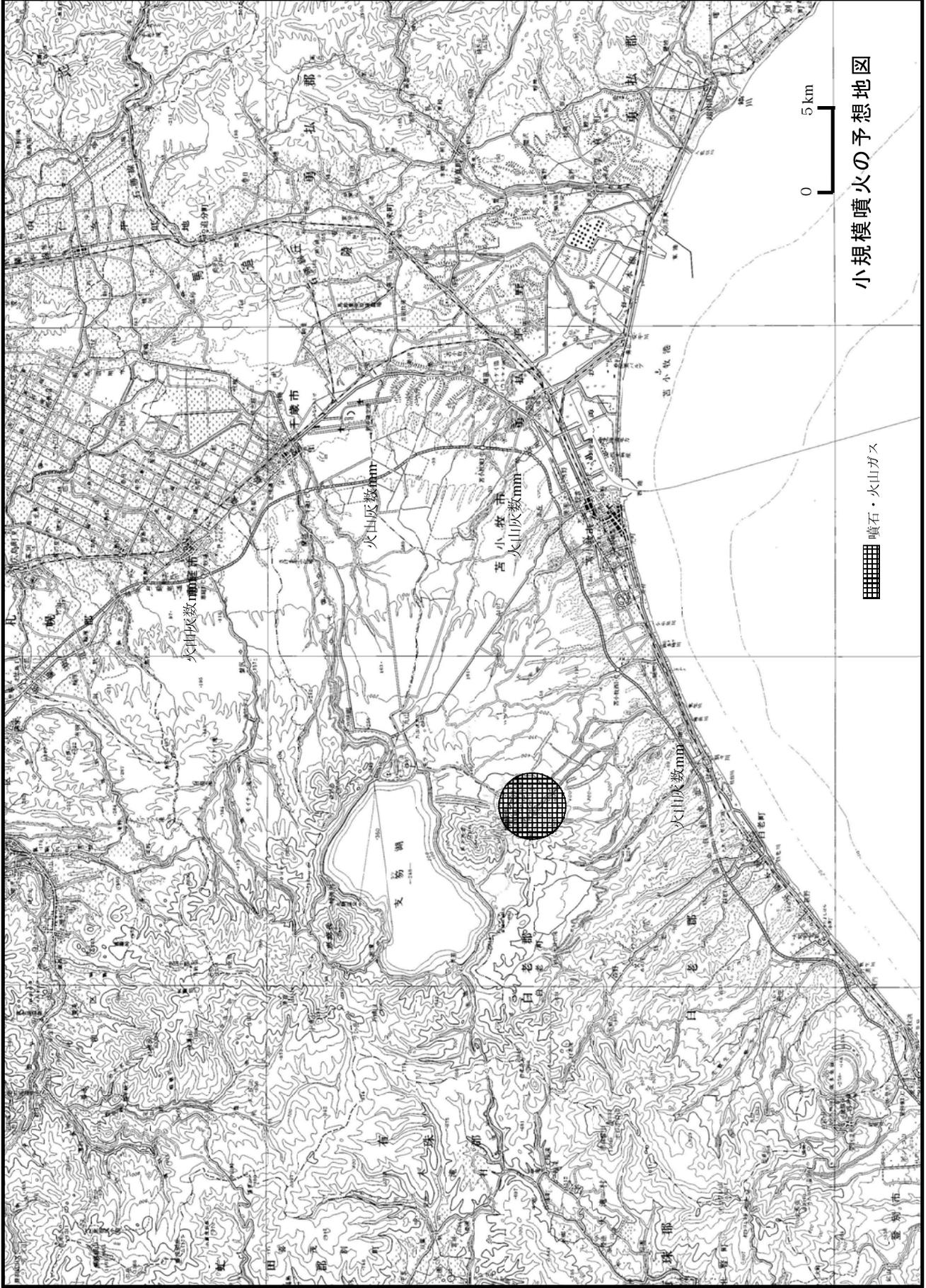
北海道、苫小牧市、千歳市、恵庭市、白老町は、大規模噴火の場合における被害範囲について、1994年3月に「樽前山火山防災マップ」（ハザードマップ）を作成した。本計画の前提となる噴火現象及び被害程度について、原則としてこの結果に基づくものとする。

第3章 噴火対応計画 第1節 火山災害の想定

◇噴火現象と影響範囲

	噴火の要因	影 響 範 囲
小規模噴火	溶岩ドームの破壊	破壊あり。
	噴石	山頂から半径約2 kmの範囲に到達する。
	火山ガス	山頂付近で発生する。
	火砕流・火砕サージ	発生しない。
	融雪型泥流	発生しない。
	降下火砕物（火山灰など）	山麓まで数mm堆積する。
	降雨型泥流（土石流）	山頂付近の溪流で発生する。
中規模噴火	溶岩ドームの破壊	破壊あり。
	噴石	山頂から半径約2～3 kmの範囲に到達する。
	火山ガス	山頂付近で発生する。
	火砕流・火砕サージ	南は樽前山の中腹まで達する。北は支笏湖岸に達する。
	融雪型泥流	南は、覚生川の谷沿いを流下し海岸線まで達する。北は支笏湖にも流入する。
	降下火砕物（火山灰など）※	山麓まで数cm、噴火が長期化すると火山灰は鷓川町まで数mmに及ぶ。
	降雨型泥流（土石流）	山麓の全ての溪流で発生する可能性がある。
津波	火砕流、融雪型泥流が支笏湖に流入した場合、湖岸全体で発生する。	
大規模噴火	溶岩ドームの破壊	破壊あり。
	噴石	山頂から半径約4 kmの範囲に到達する。
	火山ガス	山頂付近で発生する。
	火砕流・火砕サージ	南は錦多峰川、覚生川、樽前川、別々川、社台川の流域で発生する。社台～錦岡の市街地まで達する。北は支笏湖に流入し、湖岸で津波発生、溢れた水が千歳川を流下する。
	融雪型泥流	苫小牧川、錦多峰川、覚生川、樽前川の谷を流下する。社台～錦岡、苫小牧市街地まで達する。支笏湖にも流入する。
	降下火砕物（火山灰など）※	山麓は100cm以上、馬追丘陵までは数十cmの可能性あり。鷓川～穂別でも最大20cm堆積する。
	降雨型泥流（土石流）	全ての溪流で可能性あり。
津波	火砕流、融雪型泥流が支笏湖に流入した場合湖岸全体で発生する。一部は千歳川に流入する。	

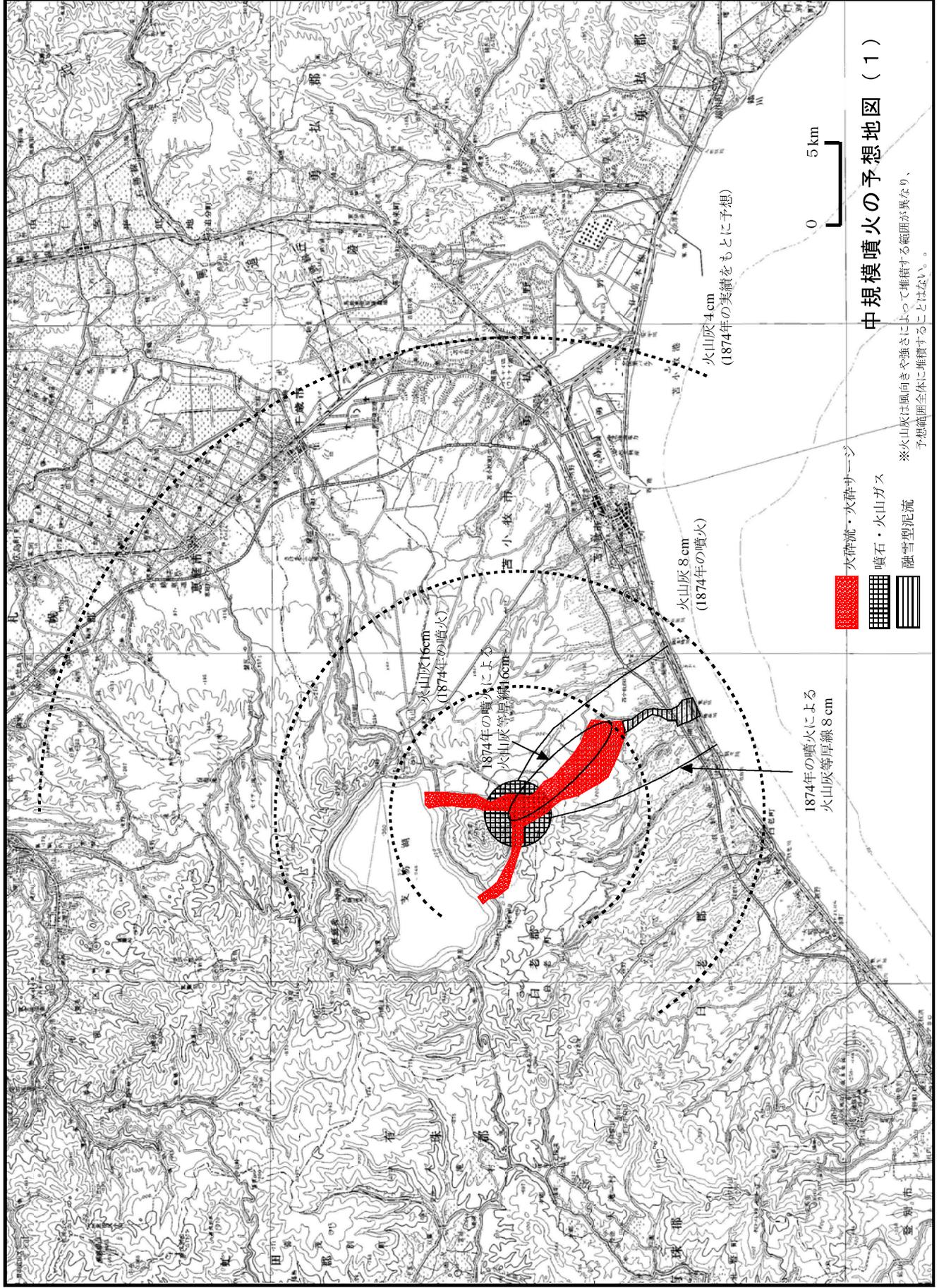
※火山灰の影響は、風の強さ、方向により異なる。



小規模噴火の予想地図

噴石・火山ガス

0 5 km



中規模噴火の予想地図（1）

-  灰砕流・灰砕サージ
-  噴石・火山ガス
-  融雪型泥流

※火山灰は風向きや強さによって堆積する範囲が異なり、予想範囲全体に堆積することはない。

火山灰 4 cm
(1874年の実績をもとに予想)

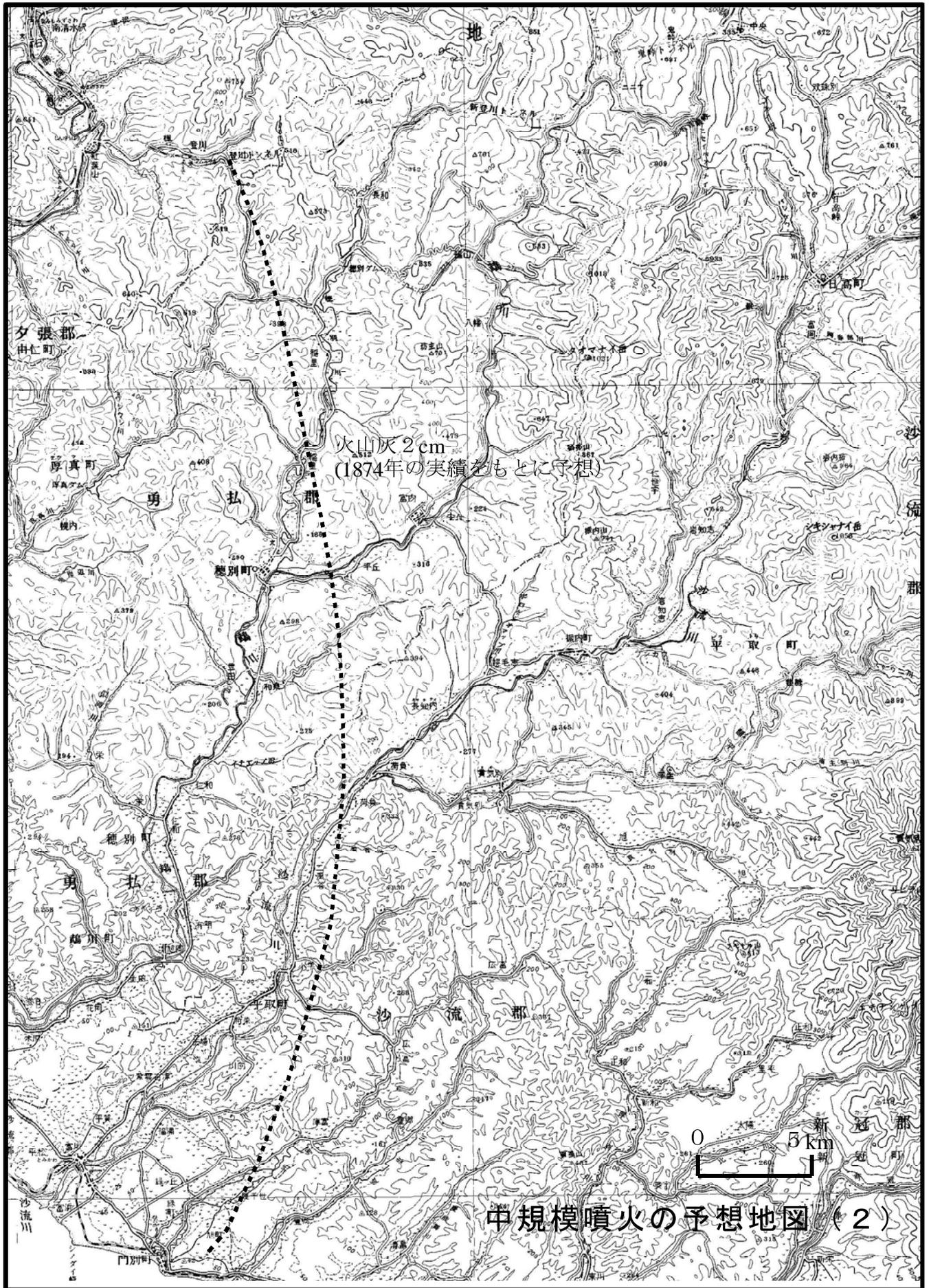
火山灰 8 cm
(1874年の噴火)

火山灰 16 cm
(1874年の噴火)

1874年の噴火による
火山灰等厚線 16 cm

1874年の噴火による
火山灰等厚線 8 cm

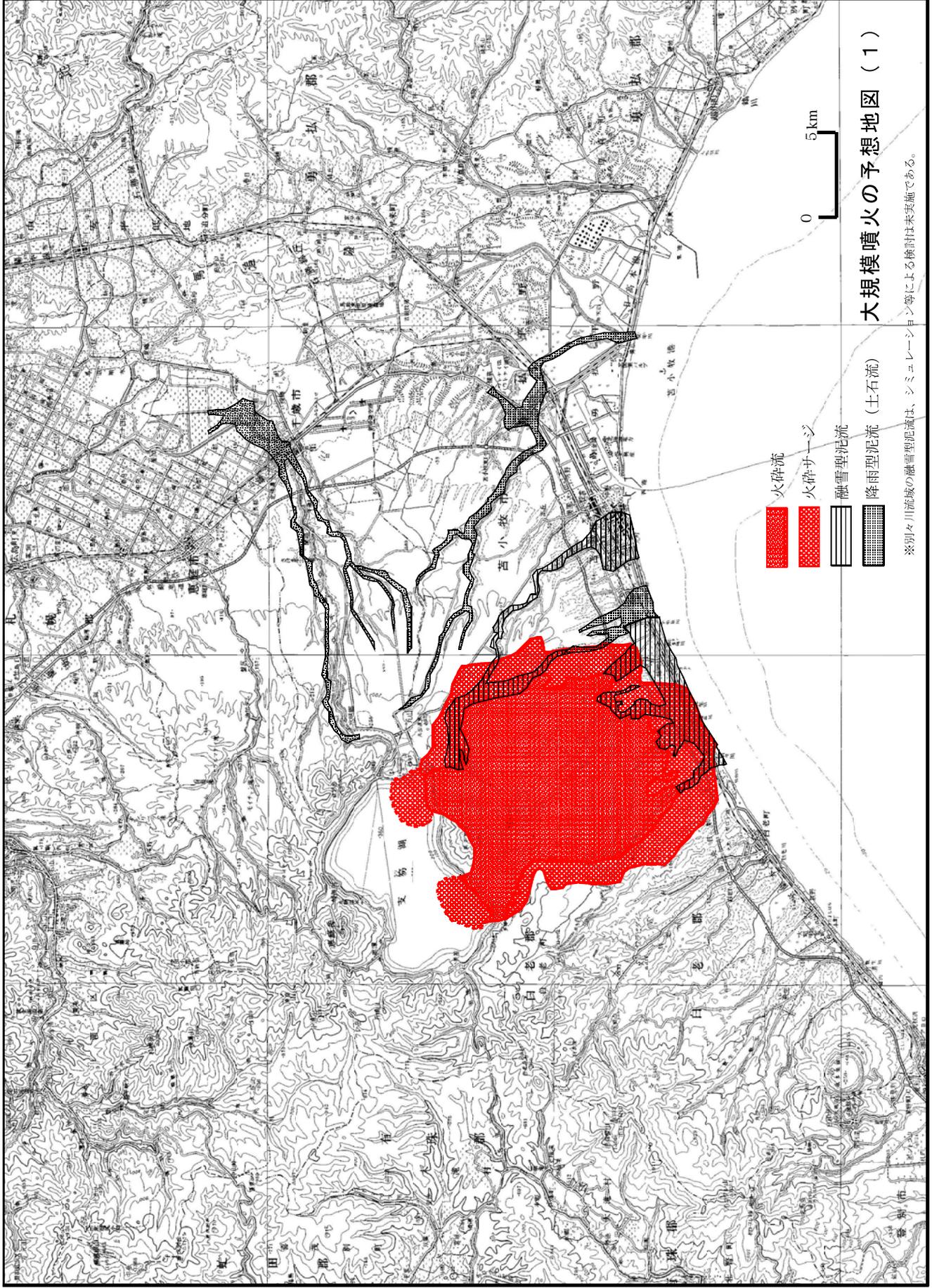
0 5 km



火山灰 2cm
(1874年の実績をもとに予想)



中規模噴火の予想地図 (2)

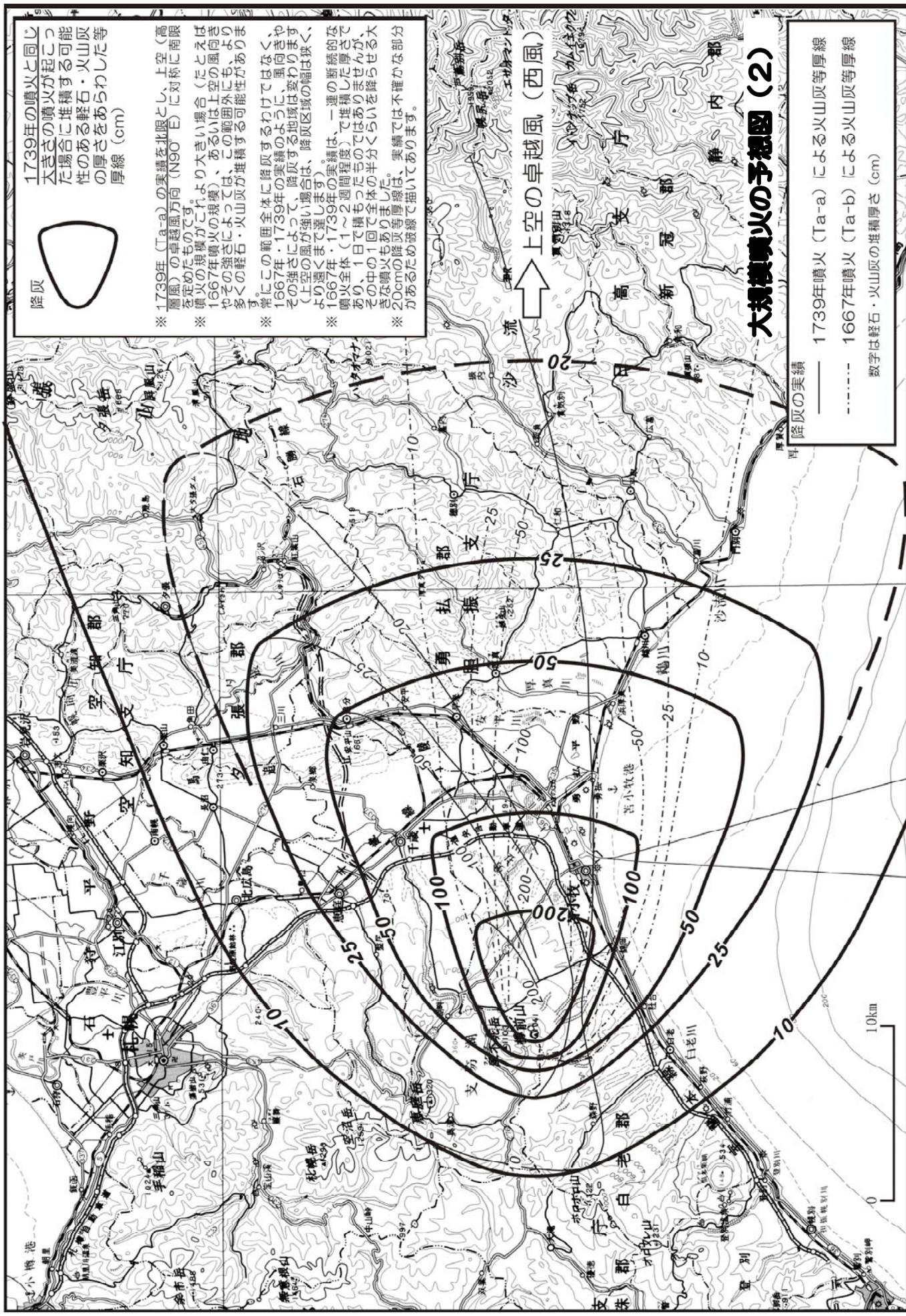


- 火砕流
- 火砕サージ
- 融雪型泥流
- 降雨型泥流 (土石流)

0 5 km

大規模噴火の予想地図 (1)

※別々川流域の融雪型泥流は、シミュレーション等による検討は未実施である。



1739年の噴火と同じ大きさの噴火が起こった場合に堆積する可能性のある軽石・火山灰の厚さをあらわした等厚線 (cm)

降灰

※ 1739年 (Ta-a) の実績を北限とし、上空 (高層風) の卓越風方向 (N90°E) に対称に南限を定めたものである。

※ 1667年噴火の規模がこれより大きい場合 (たとえはやその強さによつては、この範囲外にも、より多くの軽石・火山灰が堆積する可能性がります)。

※ 常この範囲全体に降灰するわけではなく、1667年・1739年の実績のようになら、風向きやその強さによつて、降灰する地域は変わります (上空の風が強い場合は、降灰区域の幅は狭く、より遠くまで達します)。

※ 1667年・1739年の実績は、一連の断続的な噴火全体 (1~2週間程度) で堆積した厚さであり、1日で積もったものではありませぬが、その中の1回で全体の半分くらいを降らせる大きな噴火もありました。

※ 20cmの降灰等厚線は、実績では不確かな部分があるため破線で描いてあります。

大規模噴火の予想図 (2)

降灰の実績

—— 1739年噴火 (Ta-a) による火山灰等厚線

- - - - 1667年噴火 (Ta-b) による火山灰等厚線

数字は軽石・火山灰の堆積厚さ (cm)

※ 本図は、平成6年 (1994) 3月作成「樽前山火山噴火災害危険区域予測図—火山学的マップ」をもとに、その作成範囲外ならびに未描画等厚線について、その資料とした国土庁 (1991) 「火山噴火災害危険区域予測図試作に係る作業一試作図集」 (北海道防災会議 (1972) ・盛井 (1989) ・宮地 (未公表資料) ・勝井 (未公表資料) 等による) に加えて、瀬尾ほか (1968) 「北海道農業試験場土性調査報告書」、北海道火山灰命名委員会 (1972) 「No.3胆振、石狩、後志、日高管内火山灰分布図」、町田・新井 (1992) 「火山灰アトラス」、古川 (1998) 「フィールドガイド日本の火山③北海道の火山—樽前火山」を参考に追加・修正を行って作成した。

2 噴火シナリオ

火山災害は、噴火の種類、規模、影響範囲、季節の違いなど様々なケースが想定される。協議会を構成する市町が応急対策を行うためには、発生すると予想される現象を時系列でまとめ、それに対する基本的な対策指針を示すことが必要である。

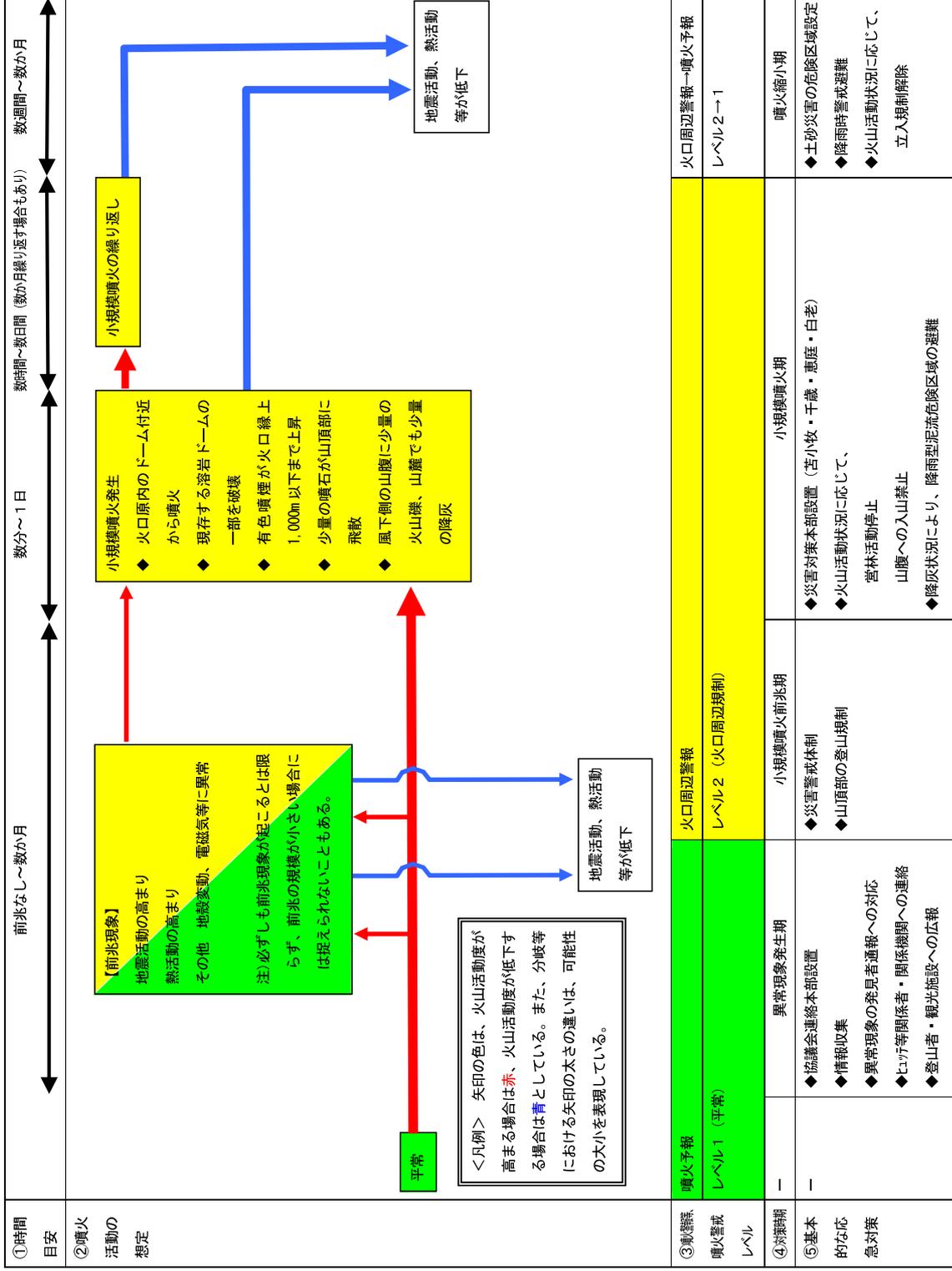
そこで、異常現象の発生～噴火（小規模噴火・中規模噴火・大規模噴火）～終息という流れで、発生することが予想される現象を「噴火シナリオ」として作成し、それぞれの段階における応急対策等の基本指針を示した。（次ページ）

本計画は、この流れに沿って応急対策等をまとめたものである。

◇「噴火シナリオ」の見方

①時間目安	噴火活動の想定の間スケールの目安となるものである。
②噴火活動の想定	樽前山で発生する噴火活動と、噴火の推移を想定したもので、応急対策を実施する場合の目安となるものである。
③噴火警報等、噴火警戒レベル	噴火活動の状況に応じて、発表されると想定される情報を示した。これも、応急対策を実施する場合の目安となるものである。
④対策時期	②、③と連動して、本計画では、噴火のシナリオを「異常現象発生期」～「小規模噴火期」～「中規模噴火期」～「大規模噴火期」に区分し、それぞれを噴火活動の段階に区分した。噴火縮小期は、終息に向かう段階である。
⑤基本的な応急対策 ⑥避難者支援 ⑦復旧復興	④で区分した各段階において、とるべき応急対策等の基本方針を示したものである。

樽前山 小規模噴火型シナリオ (1909年噴火の後20世紀に繰り返された小規模噴火を参考にした) 小規模噴火で影響を受ける範囲は主に山頂部に限られる。

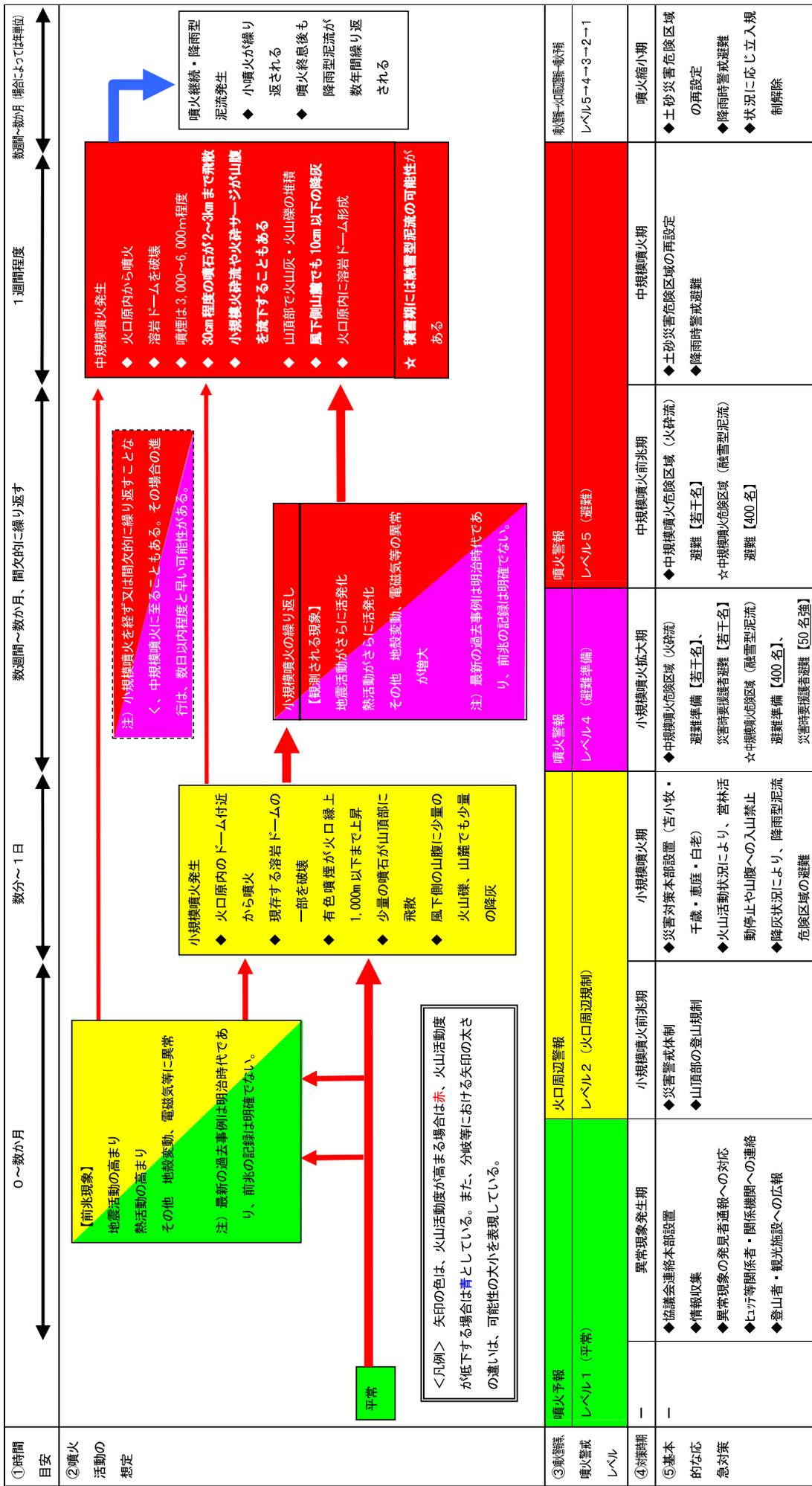


注) 火山活動は一足飛びに急速に高まることもある。その間に想定している応急対策を全て実施。

注) 小規模噴火で終わらない場合は、中規模噴火型または大規模噴火型シナリオを参照。

樽前山 中規模噴火型・積雪期シナリオシナリオ (1874年と1909年の中規模噴火を参考にした)

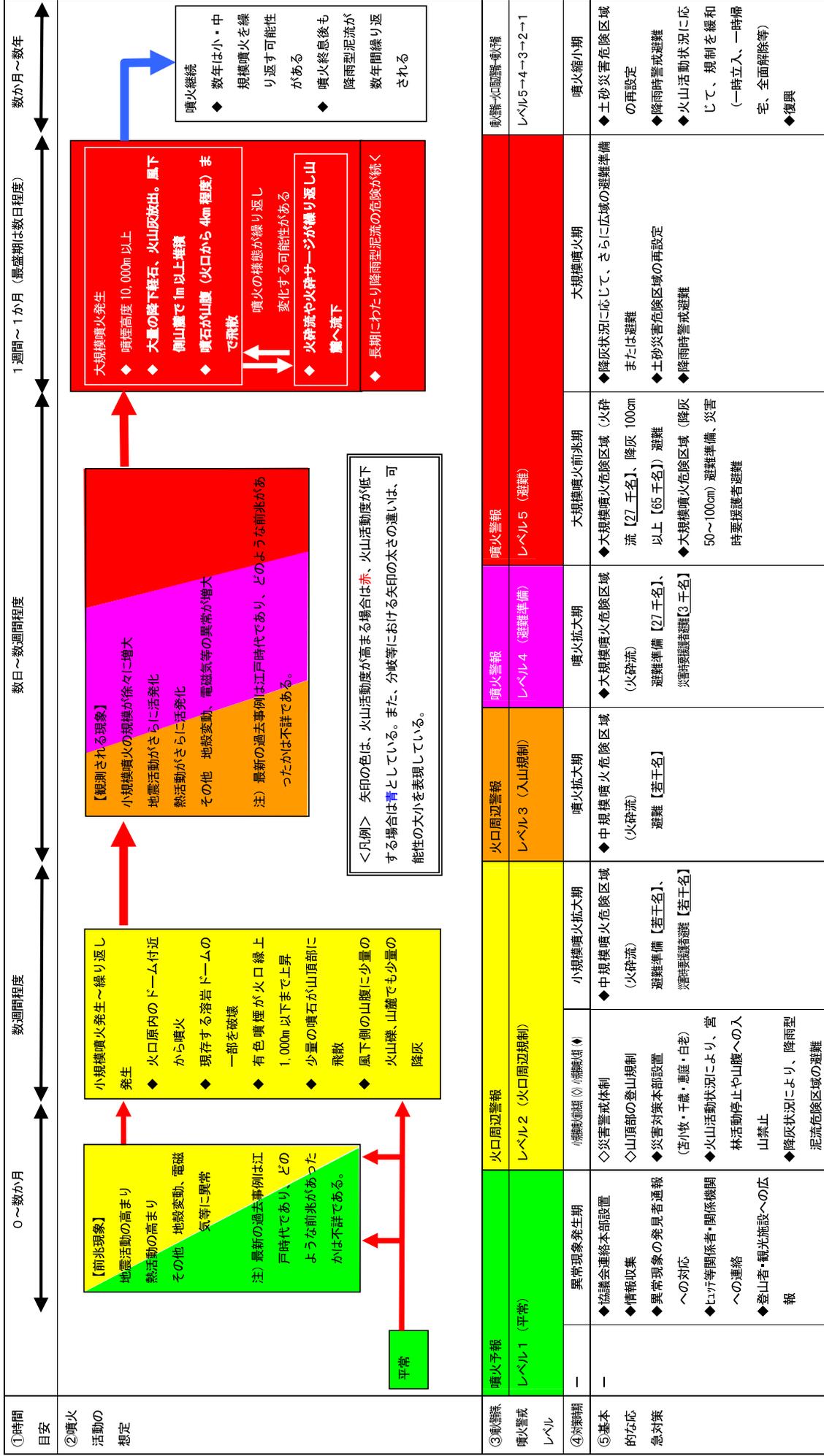
中規模噴火による災害は広く山腹で発生し、山麓でも降灰の影響を受ける。また、積雪期には山麓に影響する融雪型泥流が発生する可能性がある。1909年噴火から約100年が経過し、注意が必要である。



注) 火山活動は一定以上に急速に高まることもある。その間に想定している応急対策を全て実施。

注) 中規模噴火で終わらない場合は、大規模噴火型シナリオを参照。

樽前山 大規模噴火型・非積雪期シナリオ (江戸時代の1667年と1739年の大規模噴火を参考にした) 大規模噴火の発生頻度は非常に低い。但し、ひとたび発生すると広範囲に甚大な災害を引き起こす。



注) 火山活動は一足飛びに急速に高まることもある。その場合に、その間に想定している応急対策を全て実施。

第2節 災害時の防災体制

1 樽前山火山防災会議協議会

協議会市町は、異常現象などが発生し情報の収集を行う必要がある場合は、連絡本部を設置する。

設置場所は苫小牧市役所とし、協議会事務局は、北海道、室蘭地方气象台等と連絡を行い、その内容等を協議会市町及び協議会を構成する関係機関のうち、必要と認める機関に伝達する。

2 協議会市町の災害対策本部

2.1 市町災害対策本部等

協議会市町は、噴火活動及び災害対策状況に応じて、各市町の地域防災計画に基づき災害対策本部等を設置し、必要な災害対策要員を動員する。

災害対策本部等の設置の目安は、各項目に示してある。

2.2 災害対策本部の移設

(1) 災害対策本部の移設

協議会市町は、降灰などの影響により災害対策本部を設置している庁舎の機能が維持できないときは、安全な施設に災害対策本部を移設する。

(2) 広域避難時の災害対策本部

災害対策本部を移設し、なおかつ広域避難をした場合は、避難先市町村に災害対策支部を設置し、避難先市町村に協力を要請する。

3 災害対策現地合同本部・現地対策本部等

協議会市町は、火山が噴火するおそれがあり、応急対策において各機関への要請や調整が必要になった場合は、北海道と災害対策現地合同本部の設置について協議する。

北海道は、協議会市町との協議等に基づいて協議会市町、関係機関による災害対策現地合同本部を設置し、対策の調整をとることとする。

なお、国は、各機関の調整を現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部を設置することとなっている。

現地対策本部では、関係する自治体及び関係機関の代表者を構成員とし、各対策における調整を行う。

協議会は、災害対策現地合同本部、国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が設置された場合は、設置場所の準備を行う。

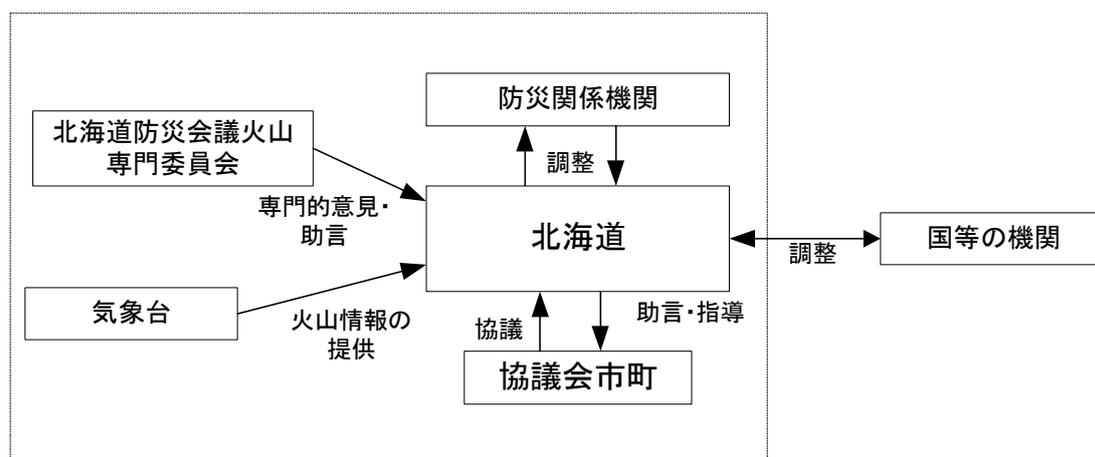
◇現地対策本部等各機関の本部設置場所

異常現象発生期～小規模噴火～中規模噴火	苫小牧市役所
大規模噴火	恵庭市役所（予定：降灰状況による）

4 対策の決定

樽前山の噴火のおそれがある場合又は噴火した場合、各対策は協議会市町長の判断によって実施することが原則であるが、北海道が行う各機関との調整による助言を受け、対策を決定する。

また、国の災害現地対策本部が設置された場合は、現地対策本部が行う調整による助言を受け、対策を決定する。



◇北海道の災害対策現地合同本部等が設置された場合の概念図

5 防災ヘリコプター離着陸場の確保

樽前山の噴火のおそれがある場合又は噴火した場合、防災ヘリコプターにより、迅速・的確な情報の収集や救助活動・物資の輸送等を行うため、近隣で降灰などの影響が極めて少なく、かつ、同時に複数の防災ヘリコプターが駐機可能である離着陸場の確保に努める。

第3章 噴火対応計画 第2節 災害時の防災体制

◇白老滑空場

所在地	白老町字北吉原516番地 北緯42° 32' 2" 東経141° 15' 34"							
土地の状況	長さ	幅	縦断勾配	横断勾配	表面	散水	恒風方向	付近障害物
	600m	30m	水平	水平	アスファルト	必要なし	南東	なし
離着陸場との連絡	飛行機援助用航空局 コールサイン—シラオイフライトサービス 周波数130.75MHz							
駐機可能数	8機							
給油	滑空場で補給可能							

◇その他の離着陸場

協議会市町及び防災関係機関のヘリコプター離着陸場。

第3節 火山情報

1 気象台の火山情報

1.1 火山情報の発表

札幌管区気象台は、次の火山情報を発表する。

樽前山の噴火警戒レベル

予報 警報	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴 火 警 報	居住地域 及び それより 火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模噴火が発生し、火砕流が居住地域まで到達、あるいは切迫している 【過去事例】1667年及び1739年：大規模噴火、噴石が火口から概ね4kmまで飛散、火砕流が広範囲に流下して火口から10km以上の海岸まで到達、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積 ・中～大規模噴火により融雪型火山泥流が発生して居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】観測事例なし
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模噴火の頻発等により、火砕流が居住地域に到達するような大規模噴火の発生が予想される 【過去事例】観測事例なし ・積雪期に小規模噴火が拡大し、融雪型火山泥流の発生が予想される 【過去事例】観測事例なし
火 口 周 辺 警 報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 [入山規制]	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模噴火が発生し、噴石が概ね3km以内に飛散、あるいは火砕流が谷沿いに流下 【過去事例】1874年及び1909年：中規模噴火、噴石が火口から2～3kmまで飛散、火砕流が谷沿いに流下して火口から最大8km程度まで到達(1874年)、火山灰等が山麓で厚さ数cmに堆積 ・地震増加や地殻変動等により、中規模噴火の発生が予想される 【過去事例】観測事例なし
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2 [火口周辺規制]	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模噴火が発生し、山頂火口原内外に噴石飛散 【過去事例】1909年噴火以降繰り返し発生した小規模噴火、山頂部に噴石飛散 ・地震活動や熱活動の高まり等により、小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】 2002年～2003年：山頂B噴気孔群で急激な熱活動の高まり 1999年：山頂A火口で急激な熱活動の高まり 1997年～2001年：地震活動の活発化
噴 火 予 報	火口内等	1 [平常]	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

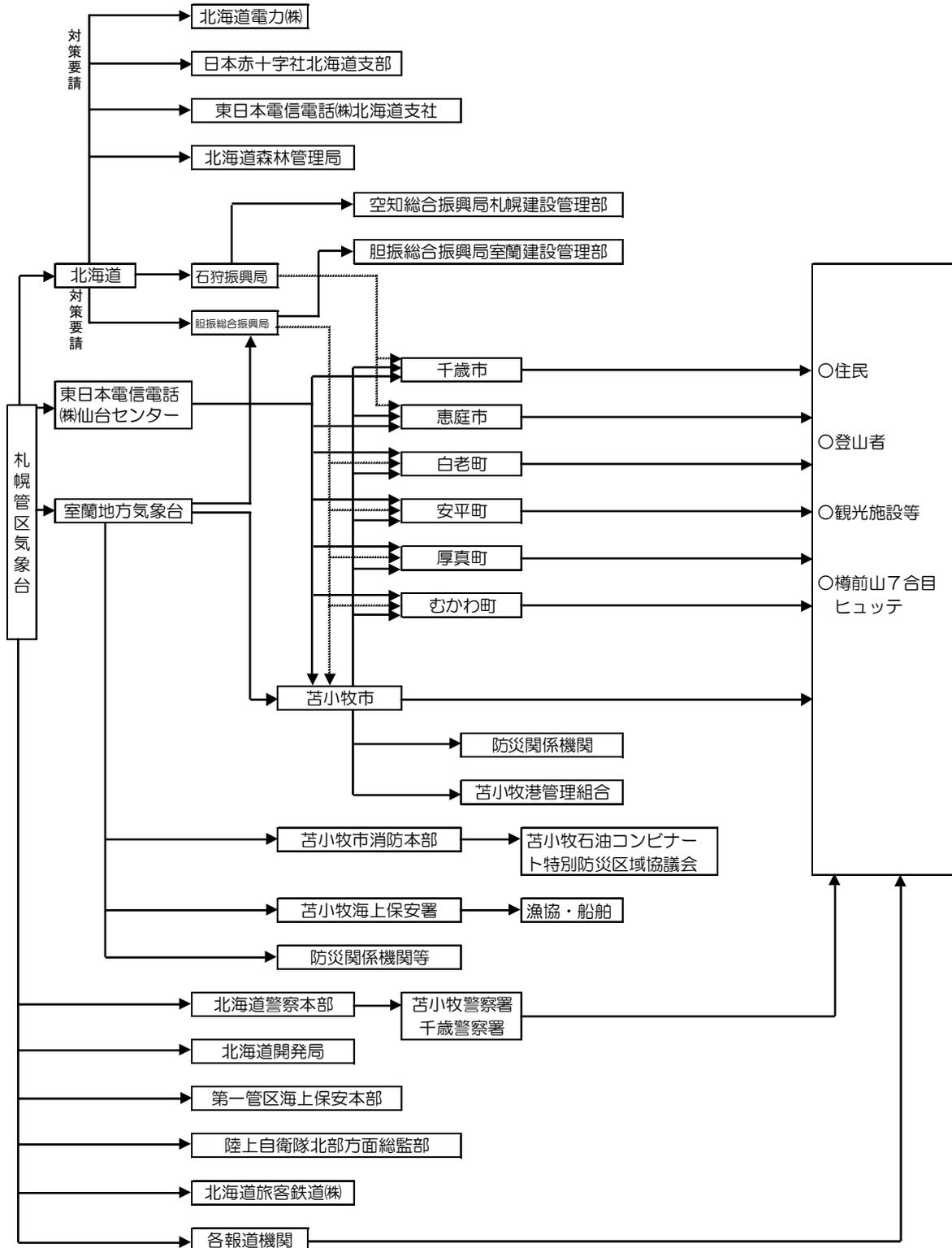
注2) 大規模噴火とは、噴煙が1万m以上上がり、火砕流が広範囲に流下し、それに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。

注3) 中規模噴火とは、噴煙が数千mまで上がり、噴石が火口から2～3kmまで飛散し、小規模な火砕流やそれに伴う融雪型泥流が発生するような噴火である。

注4) 小規模噴火とは、噴煙が1,000m以下まで上がり、噴石が山頂火口原内外に飛散するような噴火である。

1.2 火山情報の伝達

火山情報は、次の経路で伝達される。協議会市町は、情報の内容によって市町内の必要な機関等、住民等に伝達する。



◇火山情報の伝達経路

2 火山情報の収集・伝達

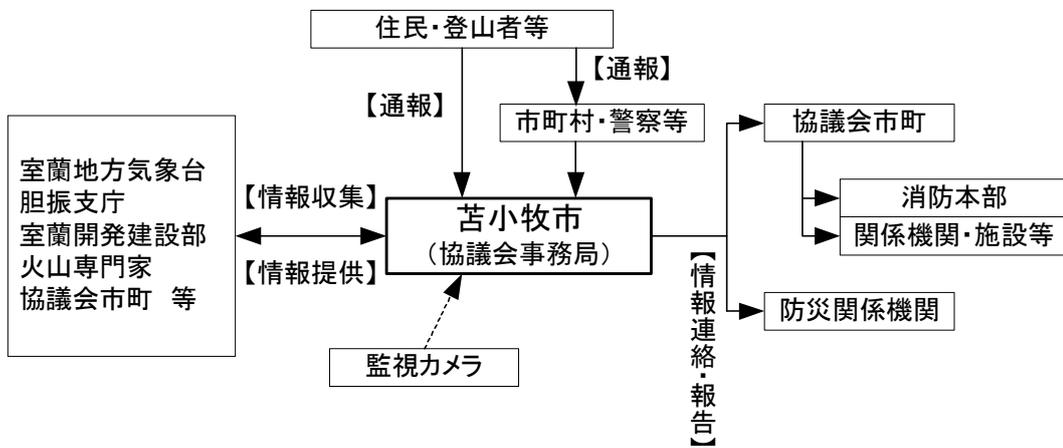
2.1 異常現象の収集伝達

協議会市町及び関係機関等は、火山現象について住民、登山者等から通報を受けた場合、又は火山現象に関する通報に関する情報を入手した場合は、苫小牧市に伝達する。

苫小牧市は、すみやかに室蘭地方気象台等に通報する。また、この内容をヒュッテ、協議会市町、関係機関に連絡する。

2.2 火山に関する情報の収集・伝達

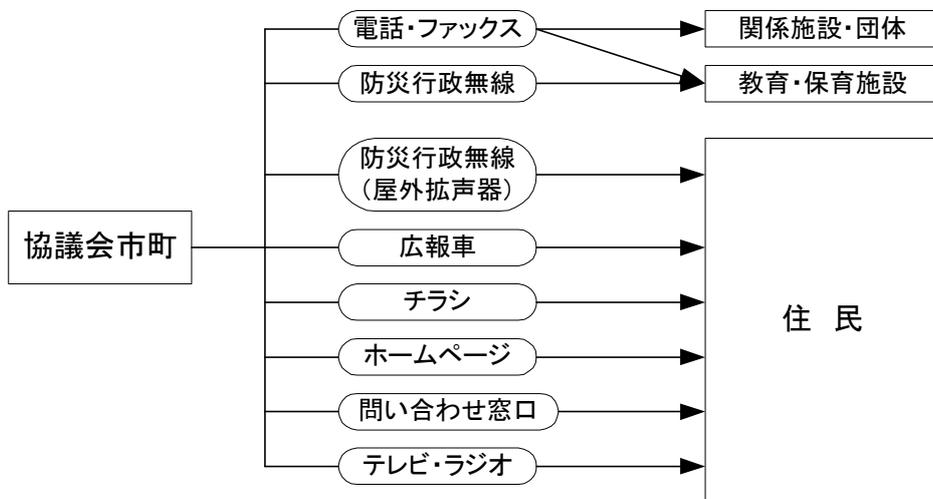
苫小牧市は、室蘭地方気象台等から火山に関する情報を収集し、協議会市町、防災関係機関その他に連絡する。



◇情報の経路

2.3 住民等への情報発表

協議会市町は、上記の方法で入手した火山情報を次により住民等に発表する。



◇住民等への情報伝達方法

第4節 異常現象発生期

1 全体のながれ

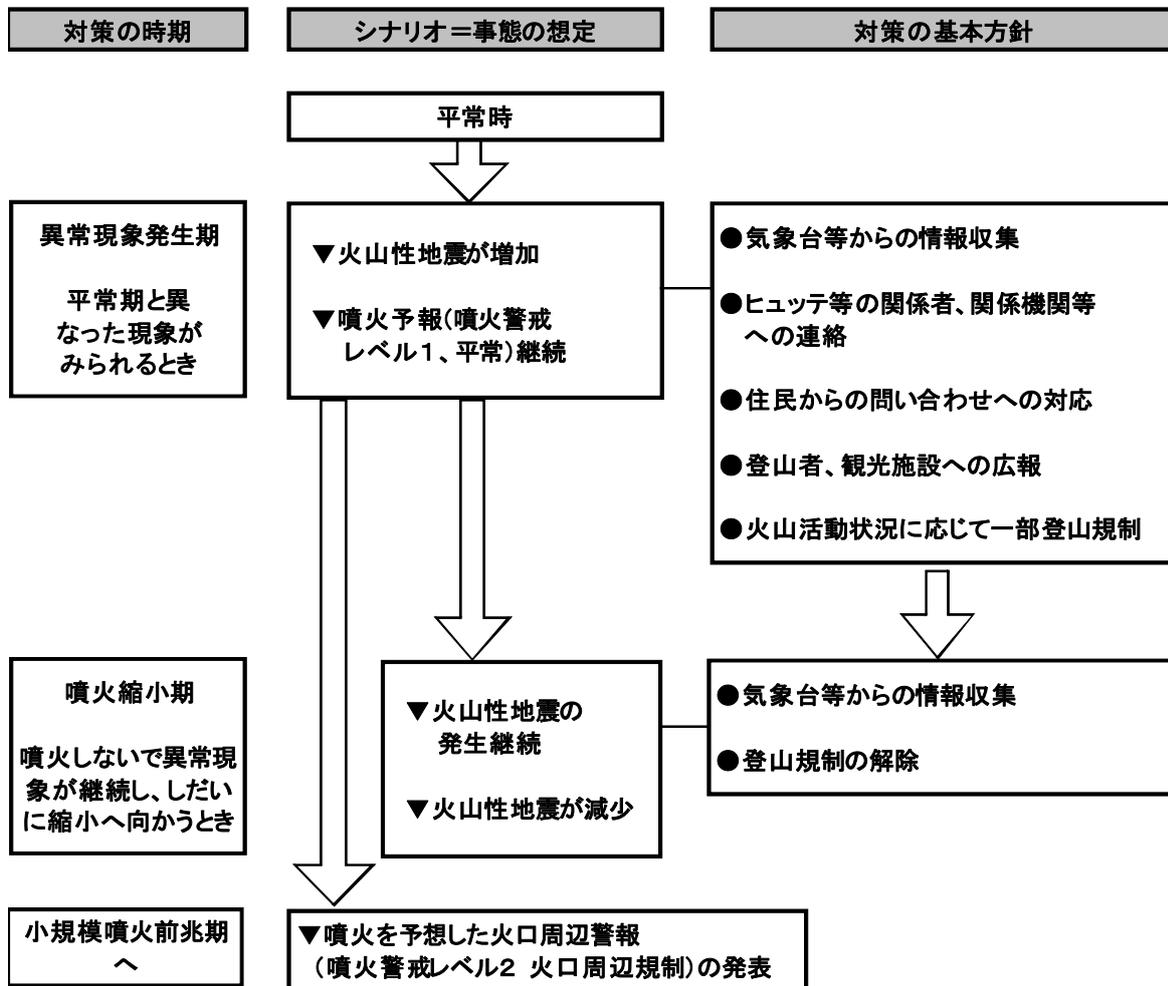
1.1 異常現象発生期の定義とシナリオ

異常現象発生期の定義及びシナリオは、次のとおりとする。

【異常現象発生期の期間】

異常現象の発生から、噴火の発生が予想された直前（噴火が発生したとき）、あるいは噴火せずに異常現象が継続し終息するまでの期間

【異常現象発生期のシナリオ】



【異常現象の定義】

異常現象とは、火山性地震の増加や山体の膨張など平常時と比べて異なる状況を示すことをいう。ただし、この時点では、噴火につながる現象（前兆現象）かどうか、判断できない。

1. 2 各段階の対策と留意点

異常現象発生期で想定される段階における事態及び対策の基本方針は、次のとおりとする。

異常現象発生期 平常時と異なった現象がみられるとき

【想定される事態】

- 平常時と比べ火山性地震が増加し、その報告が気象台からある。
- 火山性地震が増大したとの噴火予報、火山の状況に関する解説情報または火山活動解説資料が札幌管区気象台から発表される。

【対策の基本方針】

- 気象台等からの情報収集
- ヒュッテ等の関係者、関係機関などへの連絡
- 住民等からの問い合わせへの対応
- 登山者、観光施設への広報
- 火山活動状況に応じて一部登山規制

【解説】 噴火の前には、火山性地震の増大が想定される。ただし、この段階では体感ではできず、地震計で観測されるだけである（有感地震は次の段階とする）。

火山性地震は、この段階では、噴火につながる現象かどうかわからないので、気象台の観測情報や予測などの情報を収集し、今後の推移を見守ることを基本とする。ただし、気象台から噴火予報、火山の状況に関する解説情報または火山活動解説資料として一般に公表される場合があるので、住民等からの問い合わせに対して、適切な情報を提供することが重要である。

噴火縮小期 噴火しないで異常現象が継続し、しだいに縮小へ向かうとき

【想定される事態】

- 火山性地震の異常（増加）が長期におよんでいるが、噴火は発生していない。札幌管区気象台からは火山の状況に関する解説情報または火山活動解説資料がたびたび発表されている。
- 火山性地震はその後、減少の経過をたどる。

【対策の基本方針】

- 気象台等からの情報収集
- 登山規制の解除

【解説】 噴火しないで異常現象が継続した場合は、いつでも噴火の可能性があるため、登山規制などの対策を継続する。異常現象が減少し、平常時と同じ状況になった場合

は、气象台等と協議のうえ、登山規制を解除する。

1. 3 協議会市町の対応

協議会市町は原則として次の対応をするものとする。

異常現象発生期 平常時と異なった現象がみられるとき	苫小牧市 (事務局)	○气象台等からの情報収集 ○火山情報の収集、協議会市町・関係機関への情報伝達 ○住民広報、問い合わせ対応→継続 ○火山活動状況に応じて一部登山規制 ○観光施設等への広報
	千歳市	○住民広報、問い合わせ対応→継続 ○火山活動状況に応じて一部登山規制 ○支笏湖観光施設等への広報
	恵庭市	○住民広報、問い合わせ対応→継続
	白老町	○住民広報、問い合わせ対応→継続
	安平町	○住民広報、問い合わせ対応→継続
	厚真町	○住民広報、問い合わせ対応→継続
	むかわ町	○住民広報、問い合わせ対応→継続
噴火縮小期 噴火しないで異常現象が継続し、しだいに縮小へ向かうとき	苫小牧市 (事務局)	○登山規制解除
	千歳市	○登山規制解除
	恵庭市	
	白老町	
	安平町	
	厚真町	
	むかわ町	

2 防災体制

2. 1 協議会連絡本部【異常現象発生期】

室蘭地方气象台等から火山性地震の増加等の観測情報が報告された場合は、情報の収集・伝達のために、苫小牧市役所に協議会連絡本部を設置する。

協議会連絡本部では、气象台等と情報連絡を行うとともに、入手した情報を協議会市町・関係機関等に伝達する。

3 情報の収集・連絡

【異常現象発生期～噴火縮小期】

火山情報に関する伝達経路は、「第3節 火山情報」に示すとおりとする。

4 登山規制

【異常現象発生期】

苫小牧市、千歳市は、火山活動状況に応じて山頂火口原内等の一部を登山規制区域とし、登山者の立ち入りを制限する。登山規制をした場合は、関係機関に通報するとともに、必要に応じて登山道に看板を設置する。

◇登山規制通報先

- ヒュッテ
- 胆振東部森林管理署
- 千歳警察署、苫小牧警察署
- 苔の洞門

5 広報活動

5.1 広報活動【異常現象発生期～噴火縮小期】

苫小牧市、千歳市は、登山規制を行った場合は、テレビ、ラジオによる周知や、新聞や市のホームページ等で発表する。

また、火山性地震の頻度が増加した場合は、登山者、観光団体や各観光施設に情報を伝達し、今後の火山情報に注意するように呼びかける。

5.2 問い合わせ対応【異常現象発生期～噴火縮小期】

各協議会市町は、防災担当部署に住民相談窓口を設置し、火山活動に関して住民その他の問い合わせに対応する。

6 縮小期への対応

【噴火縮小期】

噴火することなく火山性地震などが減少するなど、異常現象が縮小した場合は、苫小牧市、千歳市、白老町は、气象台等と今後の活動の状況について協議し、登山規制解除などの必要な措置をとる。

また、活動状況に応じて、災害警戒体制、協議会連絡本部の設置を解除する。

第5節 小規模噴火期

1 全体のながれ

1.1 小規模噴火期の定義とシナリオ

小規模噴火期の定義及びシナリオは、次のとおりとする。

【小規模噴火期の期間】

噴火の発生が予想され、あるいは噴火（小規模噴火）が発生したときから、小規模噴火が継続し、中規模・大規模噴火を予想（発生）したときまで、あるいは小規模噴火のまま終息するまでの期間

【小規模噴火期のシナリオ】



【小規模噴火の定義】

- 噴火様式：水蒸気爆発
- 発生現象と規模：噴石＝山頂火口から半径2km 以内
降灰＝山麓で数 cm 以下
土石流＝降灰地域では降雨により降雨型泥流（土石流）発生の可能性がある
- その他：山頂の溶岩ドームの一部破壊
（なお、噴火口は山頂火口原内部のみを想定する；以下、中規模・大規模噴火も同様）

1. 2 各段階の対策と留意点

小規模噴火期で想定される段階における事態及び対策の基本方針は、次のとおりとする。

小規模噴火前兆期 噴火が予想されるとき

【想定される事態】

- 噴火を予想した火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）が発表される。
- 火山性地震がさらに増加する。地震の間隔がせまくなり、振幅も大きくなる。（有感地震の発生）。
- 山体が膨張していることが観測される。
- ヒュッテや登山者などから地震発生の通報がよせられる。

【対策の基本方針】

- 山頂部の登山規制または山腹への入山禁止（火口から半径2km）
- 住民広報、問い合わせへの対応
- 中規模噴火の対応計画確認等

【解説】 小規模噴火とは、山頂のドームを破壊する水蒸気爆発が発生し、山頂周辺に噴石を飛ばし、山麓に厚さ数 cm 程度以下の降灰があるような小規模な噴火を想定したものである。この段階では、気象台からの噴火を予想した火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）の発表の段階である。

樽前山では、最初に山頂部のドームを破壊するような噴火が発生する可能性が高い。そのため、噴火前には火山性地震の回数や振幅が大きくなる現象をとらえ、札幌管区気象台から火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）が発表されることが予想される。しかし、小規模な噴火の場合はこのような前兆現象をとらえることなく、水蒸気爆発が突然発生する可能性もある。（突然、火砕流を伴う噴火が起こる可能性も否定できないがその可能性は低い。）

小規模噴火が予想される場合、山頂付近は噴石や火山ガスなどで危険なので山頂部の登山規制または火山活動状況に応じて小規模噴火の噴石の想定想定到達範囲（2km）を登山規制区域とし、登山者の立ち入りを制限する。

小規模噴火期 小規模噴火が発生したとき

【想定される事態】

- 水蒸気爆発により山頂ドームの一部が破壊される。
- 山麓で微量の火山灰が認められる。
- 降灰地域では降雨型泥流（土石流）が発生する可能性がある。

【対策の基本方針】

- 火山活動状況に応じて営林活動の停止、山腹への入山禁止（火口から半径2km）
- 住民広報、問い合わせへの対応
- 降灰地域下流の降雨型泥流（土石流）の危険区域避難

【解説】 小規模噴火による災害は、山頂付近でのドームの一部破壊による噴石や火山ガスの発生などが主なものであるため、原則として第1段階の対策を継続する。

小規模な噴火の場合は、小規模噴火前兆期の前兆現象をとらえることなく、山頂で水蒸気爆発が発生し、その噴煙あるいは降灰により噴火が確認される場合もある。その場合は、小規模噴火前兆期の対策を含めて対策を実施する。

また、火山活動状況に応じて営林活動は停止し、山腹への入山は禁止する。

降雨時には火山灰の積もった溪流で降雨型泥流（土石流）が発生し、下流に流れるおそれがあり、降灰の状況によって避難も必要となる場合がある。

噴火縮小期 小規模噴火がしだいに縮小へ向かうとき

【想定される事態】

- 噴煙が減少する。火山性地震や山体の膨張などの異常現象も収まる。
- 札幌管区气象台から噴火活動が弱まり、再噴火の危険はないと発表される。
- 降灰地域では降雨型泥流（土石流）の発生がつかず。

【対策の基本方針】

- 山腹入山禁止解除、営林活動再開
- 安全を確認しながら道路の除灰
- 降雨型泥流（土石流）の警戒・監視、危険区域の避難

【解説】 小規模噴火の活動が縮小し、再噴火の危険がなくなった場合には、气象台や火山専門家等の見解をもとに、営林活動や山腹への立ち入りを解除する。解除にあたっては、道路の除灰などの復旧を行う。

なお、山頂への登山は、異常現象が減少し噴火以前の活動になるなど平常時と同じ状況になった場合は、气象台等と協議のうえ、登山規制を解除する。

降雨型泥流（土石流）については、降灰の状況によっては噴火後もしばらくは発生する可能性があるため、注意や対策が必要となる。

1. 2 協議会市町の対応

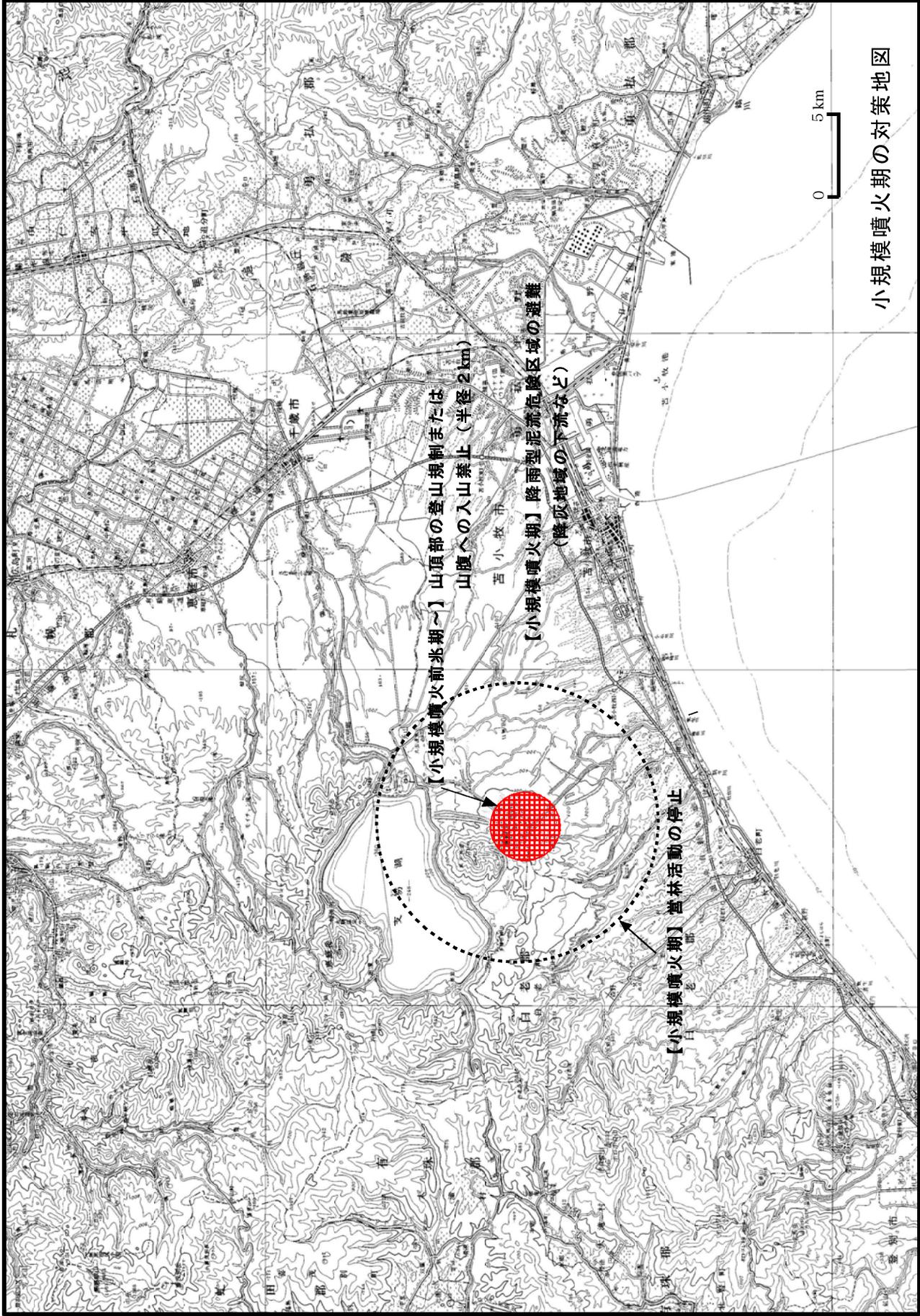
協議会市町は原則として次の対応をするものとする。

小規模噴火前兆期 噴火が予想されるとき	苫小牧市 (事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害警戒体制 ○气象台等と対策協議→継続 ○山頂部の登山規制または山腹への入山禁止（半径2km） ○協議会市町への報告→継続 ○中規模噴火の対応計画確認等 ○住民広報、問い合わせ対応→継続
	千歳市	<ul style="list-style-type: none"> ○災害警戒体制 ○气象台等と対策協議→継続 ○山頂部の登山規制または山腹への入山禁止（半径2km） ○中規模噴火の対応計画確認等 ○住民広報、問い合わせ対応→継続
	恵庭市	<ul style="list-style-type: none"> ○災害警戒体制 ○住民広報、問い合わせ対応→継続
	白老町	<ul style="list-style-type: none"> ○災害警戒体制 ○山頂部の登山規制または山腹への入山禁止（半径2km） ○中規模噴火の対応計画確認等 ○住民広報、問い合わせ対応→継続
	安平町	○住民広報、問い合わせ対応→継続
	厚真町	○住民広報、問い合わせ対応→継続
	むかわ町	○住民広報、問い合わせ対応→継続

小規模噴火期 小規模噴火が発生したとき	苫小牧市 (事務局)	<p>(小規模噴火前兆期からの継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置→継続 ○胆振総合振興局と対策協議（噴火の状況、応急対策）→継続 ○火山活動状況に応じて営林活動停止、山腹入山禁止 ○交通規制（入山禁止措置）→継続 ○降灰に対する農業対策
	千歳市	<p>(小規模噴火前兆期からの継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置→継続 ○石狩振興局と対策協議（噴火の状況、応急対策）→継続 ○火山活動状況に応じて営林活動停止、山腹入山禁止 ○交通規制（入山禁止措置）→継続 ○降灰に対する農業対策
	恵庭市	<p>(小規模噴火前兆期からの継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部設置→継続 ○石狩振興局と対策協議（噴火の状況、応急対策）→継続
	白老町	<p>(小規模噴火前兆期からの継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部設置→継続 ○胆振総合振興局と対策協議（噴火の状況、応急対策）→継続 ○火山活動状況に応じて営林活動停止、山腹入山禁止 ○交通規制（入山禁止措置）→継続
	安平町	<p>(小規模噴火前兆期からの継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害警戒体制→継続
	厚真町	<p>(小規模噴火前兆期からの継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害警戒体制→継続
	むかわ町	<p>(小規模噴火前兆期からの継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害警戒体制→継続

第3章 噴火対応計画 第5節 小規模噴火期

噴火縮小期 小規模噴火 がしだいに縮 小へ向かうと き	苫小牧市 (事務局)	(小規模噴火期からの継続) ○災害対策本部縮小→警戒体制→廃止 ○除灰対策 ○交通規制解除(入山禁止解除) ○営林活動再開
	千歳市	(小規模噴火期からの継続) ○災害対策本部縮小→警戒体制→廃止 ○除灰対策 ○交通規制解除(入山禁止解除)
	恵庭市	(小規模噴火期からの継続) ○災害対策本部縮小→警戒体制→廃止
	白老町	(小規模噴火期からの継続) ○交通規制解除(入山禁止解除) ○災害対策本部縮小→警戒体制→廃止
	安平町	(小規模噴火期からの継続) ○災害警戒体制縮小→廃止
	厚真町	(小規模噴火期からの継続) ○災害警戒体制縮小→廃止
	むかわ町	(小規模噴火期からの継続) ○災害警戒体制縮小→廃止



【小規模噴火前兆期～】山頂部の登山規制または山腹への入山禁止（半径2km）

【小規模噴火期】降雨型泥流危険区域の避難（降灰地域の下流など）

【小規模噴火期】営林活動の停止



小規模噴火期の対策地図

2 防災体制

2. 1 災害警戒体制【小規模噴火前兆期】

火山性地震の発生がさらに増加し、体感地震の通報等、前兆現象が明瞭になった場合は、苫小牧市、千歳市、恵庭市、白老町は、災害警戒体制を敷き必要な応急対策を実施する。

なお、災害警戒体制の組織等については、各市町地域防災計画によるものとする。

2. 2 災害対策本部の設置【小規模噴火期】

苫小牧市、千歳市、恵庭市、白老町は、災害対策本部を設置する。

2. 3 災害警戒体制【小規模噴火期】

安平町、厚真町、むかわ町は、今後の対策に備えるため災害警戒体制を敷き情報収集や住民広報などに対応する。

3 避難対策

3. 1 登山規制 【小規模噴火前兆期】

苫小牧市、千歳市、白老町は、山頂部（火口原内）の登山規制または火口から半径2 kmを登山規制区域とし、登山者の立ち入りを制限する。登山規制をした場合は、関係機関に通報するとともに、必要に応じて登山道に看板や車止めを設置する。

3. 2 降雨型泥流危険区域の避難【小規模噴火期・噴火縮小期】

噴火により火山灰が溪流の上流に堆積したために、降雨時に降雨型泥流の発生が予想される場合は、危険区域の住民等に対し避難の勧告・指示を発令し、地域の指定避難所に避難させる。

なお、避難する区域は、国・北海道等により指定された土石流危険溪流の危険区域等とし、避難の指示方法、避難所等は、各市町地域防災計画によるものとする。

【参考】小規模噴火期の対策地図

4 営林活動

【小規模噴火期】

火山活動状況に応じて、山腹の営林活動を規制する。

協議会は、胆振東部・石狩森林管理署と連絡をとり営林活動規制範囲、方法等について調整する。

5 交通規制

5.1 登山規制区域への交通規制【小規模噴火前兆期】

避難区域、立ち入り規制区域を指定した場合は、その範囲の交通を規制する。

警察は、避難区域、立ち入り規制区域が指定された場合は、必要な規制区域箇所に検問所を設置するなど必要な交通規制を実施し、区域内への車両の通行を禁止又は制限する。山頂部の避難区域では、山頂に至る道路の規制箇所に車止め、看板等を設置し検問を行う。

苫小牧市、千歳市は、交通規制にあたって、苫小牧警察署、千歳警察署、道路管理者と検問箇所、実施方法等について協議する。

6 土砂災害対策

【小規模噴火期・噴火縮小期】

降雨時には少しの降灰でも降雨型泥流（土石流）が発生することがあるため、協議会市町及び関係機関は、降灰が上流にあった溪流で降雨時に警戒監視を行う。

降雨型泥流の発生が予想される場合は、危険区域等の住民等に対し避難の勧告・指示を発令し、地域の指定避難所に避難させる。

なお、避難する区域は、国・北海道等により指定された土石流危険溪流の危険区域等とし、避難の指示方法、避難所等は、各市町地域防災計画によるものとする。

7 想定外噴火への対応

【小規模噴火期】

想定外の地点で噴火が開始した場合、協議会は、気象台、北海道等との協議により危険区域を想定し対策を検討する。

8 縮小期への対応

【噴火縮小期】

小規模噴火の活動が縮小した場合、気象台や火山専門家等の見解をもとに、北海道等と協議して営林活動の再開、山腹への立ち入り規制を解除する。

山頂部の登山規制は、気象台等と十分協議して解除する。

第6節 中規模噴火期

1 全体のながれ

1.1 中規模噴火期の定義と期間

中規模噴火期の定義及びシナリオは、次のとおりとする。

【中規模噴火期の期間】

中規模噴火期は、小規模噴火発生の際で準備を行い、中規模・大規模噴火の発生が予想された段階、又は中規模噴火が発生したときから、さらに大きな噴火が予想されるときまで、あるいは中規模噴火のまま終息するまでの期間

【中噴火期のシナリオ】



【中規模噴火の定義】

- 噴火様式：水蒸気爆発～マグマ噴火
- 発生現象と規模：噴石＝山頂火口から半径2～3km 程度
降灰＝山麓で厚さ数 cm 程度
土石流＝降灰地域では降雨により降雨型泥流（土石流）発生の可能性がある
火砕流＝主な谷沿い（シシャモナイ、モーラップ、覚生川方面）に山腹又は山麓まで流下
融雪型泥流＝積雪期に火砕流流下域の下流で発生・流下
- その他：山頂の溶岩ドームの破壊、新たな溶岩ドームの生成、短い溶岩流の流下の可能性もある。

1. 2 想定される事態と対策の基本方針

中規模噴火で想定される段階における事態及び対策の基本方針は、次のとおりとする。

小規模噴火拡大期 小規模噴火の繰り返し

【想定される事態】

- 小規模噴火の繰り返し
- 火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）が継続
- 積雪期は噴火警報（噴火警戒レベル4、避難準備）が発表

【対策の基本方針】

- 中規模・大規模噴火に備えた避難計画の策定
- 中規模・大規模噴火危険区域（火砕流・火砕サージ、融雪型泥流）への注意喚起広報
- 中規模噴火の危険区域（火砕流・サージ、融雪型泥流）の災害時要援護者避難
- 中規模噴火の危険区域（火砕流・サージ、融雪型泥流）の避難準備

【解説】 この段階において中規模・大規模噴火を想定して、中規模・大規模噴火の危険区域（火砕流・火砕サージ、積雪期は融雪型泥流）への注意喚起の広報、中規模・大規模噴火の避難に備えた準備、避難計画の検討などを行う。

また、今後の中規模・大規模噴火に備えて、この段階で中規模噴火の危険区域（火砕流・火砕サージ、融雪型泥流）の災害時要援護者の避難及び一般への避難準備の呼びかけを行う。

中規模噴火前兆期 中規模・大規模噴火が予想されるとき

【想定される事態】

- 小規模噴火が継続し、噴火活動の状況からさらに大きな噴火を予想した火口周辺警報（噴火警戒レベル3、入山規制）が発表される。
- 積雪期は噴火警報（噴火警戒レベル5、避難）が発表

- 水蒸気爆発から噴火の様式が変化する（マグマ物質の確認）。
- 火口の拡大やドームの破壊が確認される。

【対策の基本方針】

- 支笏湖周囲の避難
- 中規模噴火の火砕流危険区域内の避難
- 積雪期は中規模噴火の融雪型泥流危険区域（覚生川）の避難

【解説】 小規模噴火発生後は、次の段階への備えとして中規模噴火を想定した対策準備を行うことを基本とする。小規模噴火の次の噴火規模を予想することは困難であるが、気象台等からさらに噴火規模が拡大するとの見解が発表された場合には、中規模噴火を想定した対策を実施する。

中規模噴火対策は、原則として火砕流の危険区域を避難区域（立ち入り禁止区域）とする。また、積雪期の場合は、融雪型泥流が溪流沿いに流下することが考えられるので、覚生川周辺も避難区域とする。ただし、今後の大規模噴火対策における避難などに備え、国道36号等の主要交通路はできるだけ確保する。

中規模噴火が発生すると、数時間以内に大規模噴火となる可能性もあり、その場合は大規模噴火期の対応を実施する。

中規模噴火期 中規模噴火が発生したとき

【想定される事態】

- 山頂ドームを破壊するようなやや規模の大きい水蒸気爆発が発生する。
- マグマ噴火が発生し、火口の直上で噴煙が3000～6000m程度立ち昇る。
- 山腹まで達する火砕流が発生する。北方向に流下した火砕流は支笏湖に達する。
- 積雪期に南方向に火砕流が発生した場合は、融雪型泥流が覚生川を流下し、河川沿いが泥流で埋まる。
- 山麓一帯に降灰がある。西風が強い場合は、鶴川や穂別でも厚さ数 mm の降灰が確認される。
- 降雨時には山麓一帯の溪流で降雨型泥流（土石流）が発生する。特に、火砕流の流下した河川沿いでは、降雨型泥流（土石流）が頻発する。

【対策の基本方針】

- 支笏湖周囲の避難の継続
- 中規模噴火の火砕流区域内の避難の継続
- 積雪期は中規模噴火の融雪型泥流危険区域（覚生川）の避難継続
- 降雨型泥流（土石流）の警戒・監視、危険区域の避難
- 降灰対策

【解説】 中規模噴火程度の規模の噴火が発生した場合は、原則として前段階の対策を継続する。さらに、短時間でプリニー式の噴火（大規模噴火）に移行し、火砕流が発生する事態も考えられるため、その場合は大規模噴火期の対応を実施する。事前の予想なしに噴火が開始した場合も、中規模噴火及び大規模噴火を想定した対策を即刻

実施する。

噴火が続き火山灰の噴出量が多くなると、空が真っ暗になるとともに、西風（火山灰を運ぶ上空では西風が卓越）の風下となる東山麓では火山灰が厚さ数 cm 程度堆積し、除灰、農業対策、健康対策などが必要となる。

また、風が強い場合は、穂別や鶴川でも厚さ数 mm 程度の降灰が予想され、農業対策などが必要となる場合もある。

一方、降灰の堆積により、樽前山麓の溪流では降雨型泥流（土石流）が発生するため、降雨時の警戒・監視や避難などが必要である。特に、火砕流が発生した流域や降灰の多い溪流では泥流が頻発し、警戒・監視に加えて砂防等のハード対策が必要となるが、当面は監視・安全確認を行いながらの緊急対策の実施となる。

噴火縮小期 中規模噴火がしだいに縮小に向かうとき

【想定される事態】

- 噴火の頻度が減るとともに、噴煙が減少する。
- 札幌管区气象台から噴火活動が弱まったと発表される。
- 降雨によって降雨型泥流（土石流）がしばしば発生する。

【対策の基本方針】

- 道路、ライフラインの復旧
- 避難の解除
- 砂防等対策、降雨型泥流（土石流）の警戒・監視

【解説】 噴火の規模や頻度が減少した場合には、气象台や火山専門家等の見解をもとに、避難を解除する。解除にあたっては、道路やライフラインの復旧作業のため、安全に留意して避難区域の一時立ち入りを行う。

なお、降灰や火砕流などによって、火山灰や噴出物が堆積した流域では、降雨のたびに降雨型泥流（土石流）が発生することがあるので、砂防等による土砂災害対策ハード施設設置や河道の土砂の除去、あるいは降雨時の警戒・監視活動などが長期にわたって必要となる。

1. 3 協議会市町の対応

協議会市町は原則として次の対応をするものとする。

小規模噴火拡大期 小規模噴火の繰り返し	苫小牧市 (事務局)	<input type="checkbox"/> 災害対策本部の設置→継続 <input type="checkbox"/> 胆振総合振興局と対策協議（噴火の状況、応急対策）→継続 <input type="checkbox"/> 交通規制（支笏湖方面）、積雪期は覚生川→継続 <input type="checkbox"/> 中規模・大規模噴火に備えた避難計画の検討 <input type="checkbox"/> 住民広報、問い合わせ対応→継続 <input type="checkbox"/> 中規模噴火危険区域の災害時要援護者避難 <input type="checkbox"/> 中規模噴火危険区域の避難準備 <input type="checkbox"/> 自衛隊、その他関係機関への応援要請
	千歳市	<input type="checkbox"/> 災害対策本部の設置→継続 <input type="checkbox"/> 石狩振興局と対策協議（噴火の状況、応急対策）→継続 <input type="checkbox"/> 交通規制（支笏湖周囲）→継続 <input type="checkbox"/> 中規模・大規模噴火に備えた避難計画の検討

第3章 噴火対応計画 第6節 中規模噴火期

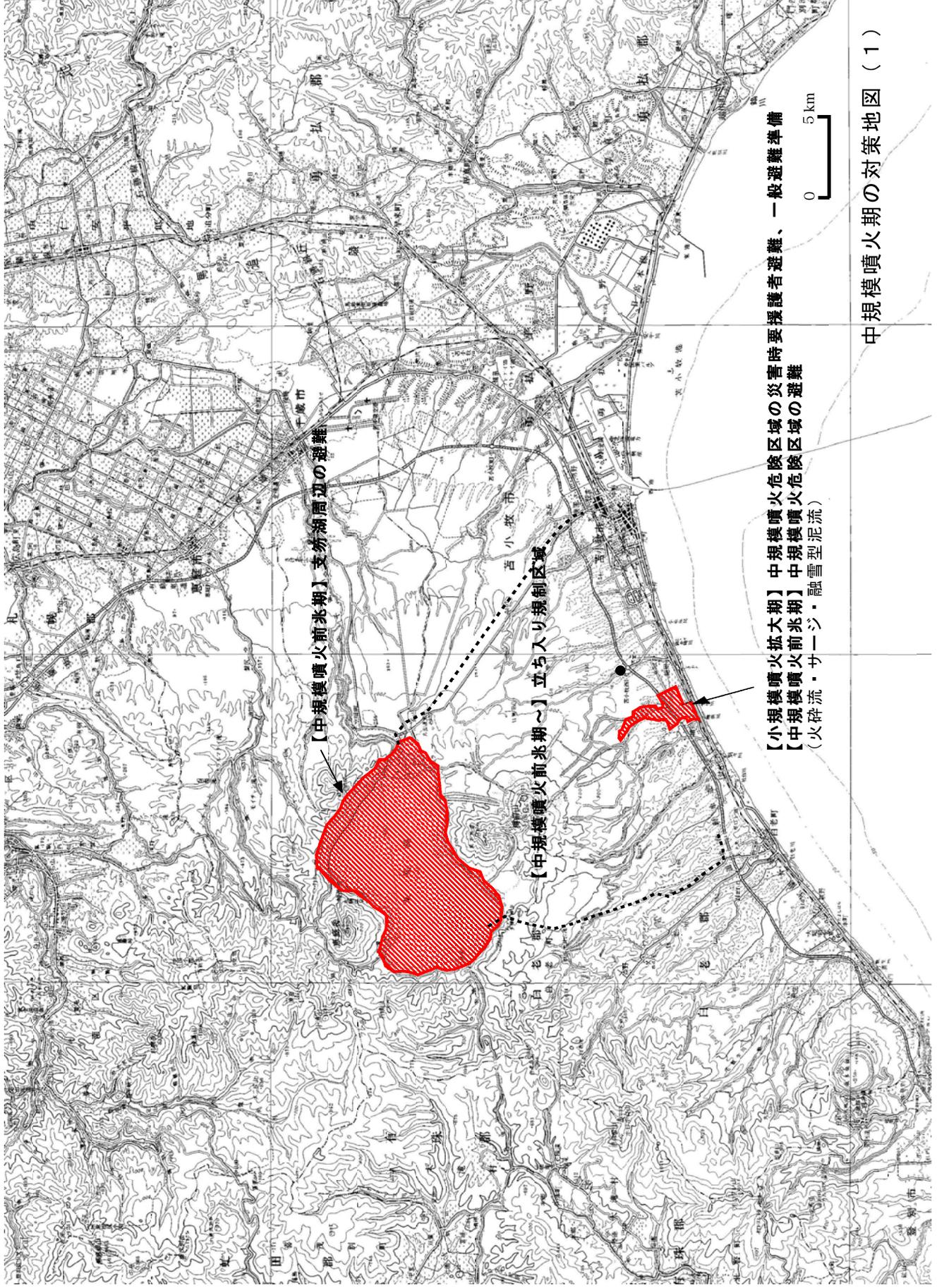
		○住民広報、問い合わせ対応→継続
	恵庭市	○災害対策本部設置→継続 ○石狩振興局と対策協議（噴火の状況、応急対策）→継続 ○交通規制（支笏湖方面）→継続 ○住民広報、問い合わせ対応→継続
	白老町	○災害対策本部設置→継続 ○胆振総合振興局（対策本部）と対策協議（噴火の状況、応急対策）→継続 ○中規模・大規模噴火に備えた避難計画の検討 ○住民広報、問い合わせ対応→継続
	安平町	○災害警戒体制 ○住民広報、問い合わせ対応→継続
	厚真町	○災害警戒体制 ○住民広報、問い合わせ対応→継続
	むかわ町	○災害警戒体制 ○住民広報、問い合わせ対応→継続

中規模噴火前兆期 中規模・大規模噴火が予想されるとき	苫小牧市（事務局）	（小規模噴火拡大期からの継続） ○中規模噴火危険区域の避難（火砕流区域、積雪期は融雪型泥流区域）→苫小牧中部・東部へ、避難所設置→継続 ○家畜の避難（火砕流区域、積雪期は融雪型泥流区域）→継続
	千歳市	（小規模噴火拡大期からの継続） ○支笏湖周囲の観光客・住民の避難→中心市街地へ、 ○避難所設置→継続
	恵庭市	（小規模噴火拡大期からの継続）
	白老町	（小規模噴火拡大期からの継続）
	安平町	（小規模噴火拡大期からの継続）
	厚真町	（小規模噴火拡大期からの継続）
	むかわ町	（小規模噴火拡大期からの継続）

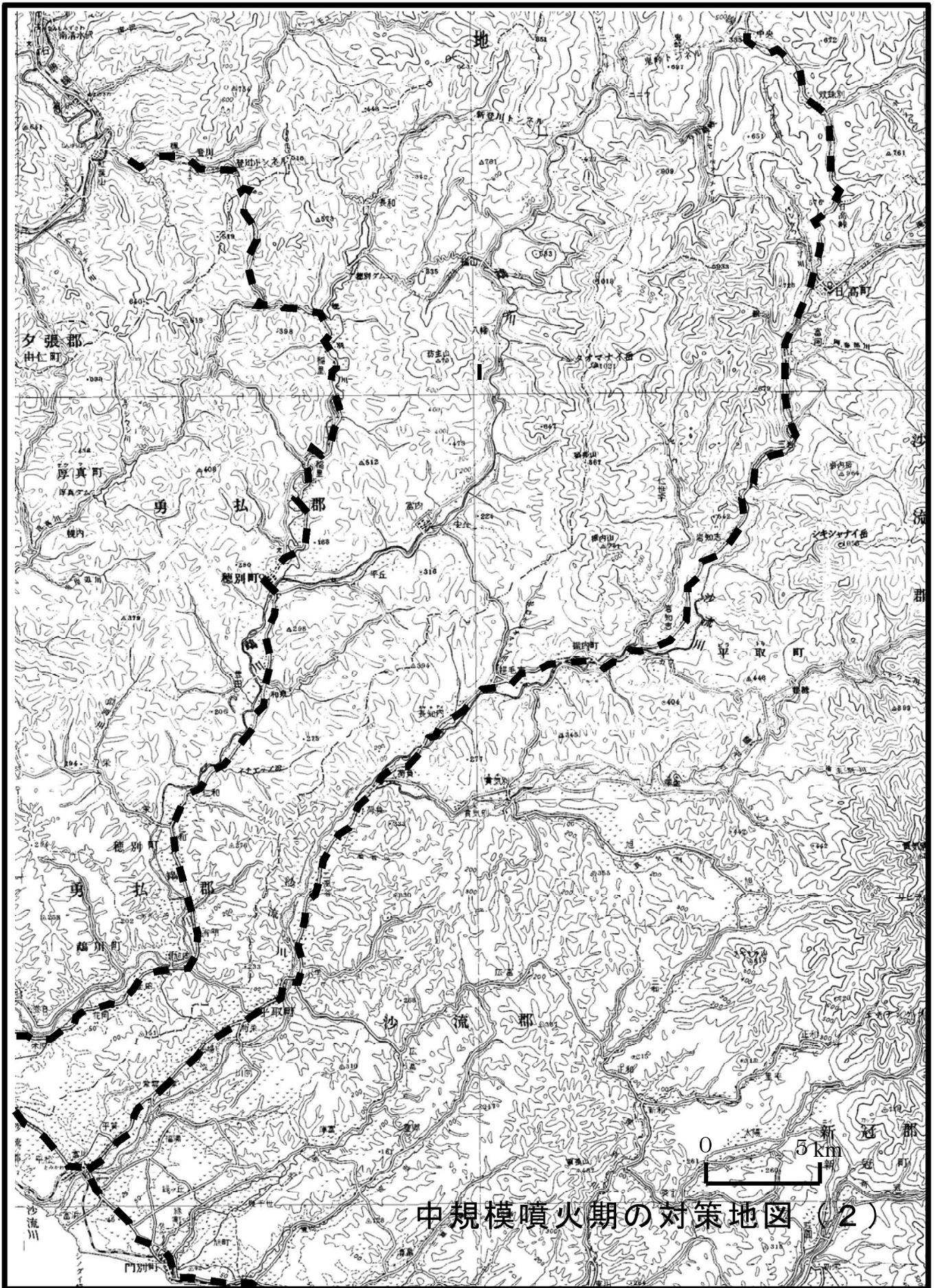
中規模噴火期 中規模噴火が発生したとき	苫小牧市（事務局）	（中規模噴火前兆期からの継続） ○避難所設置→継続 ○避難所運営→仮設住宅設置準備 ○降灰に対する農業対策 ○除灰対策
	千歳市	（中規模噴火前兆期からの継続） ○避難所運営→仮設住宅設置準備 ○住民広報、問い合わせ対応 ○降灰に対する農業対策 ○除灰対策
	恵庭市	（中規模噴火前兆期からの継続） ○降灰による農業対策 ○除灰対策
	白老町	（中規模噴火前兆期からの継続） ○避難所設置→継続 ○降灰による農業対策 ○除灰対策
	安平町	（中規模噴火前兆期からの継続） ○災害対策本部設置 ○降灰による農業対策
	厚真町	（中規模噴火前兆期からの継続） ○災害対策本部設置 ○降灰による農業対策
	むかわ町	（中規模噴火前兆期からの継続） ○災害対策本部設置 ○降灰による農業対策

第3章 噴火対応計画 第6節 中規模噴火期

噴火縮小期 中規模噴火 がしだいに縮 小に向かうと き	苫小牧市 (事務局)	(中規模噴火期からの継続) ○災害対策本部縮小→警戒体制→廃止 ○道路啓開・復旧 ○交通規制解除 ○ライフライン等復旧 ○除灰対策 ○砂防対策、土石流警戒
	千歳市	(中規模噴火期からの継続) ○災害対策本部縮小→警戒体制→廃止 ○砂防対策、土石流警戒 ○道路啓開・復旧 ○ライフライン等復旧 ○除灰対策 ○交通規制解除
	恵庭市	(中規模噴火期からの継続) ○災害対策本部縮小→警戒体制→廃止 ○交通規制解除 ○除灰対策
	白老町	(中規模噴火期からの継続) ○災害対策本部縮小→警戒体制→廃止 ○交通規制解除 ○除灰対策 ○砂防対策、土石流警戒
	安平町	(中規模噴火期からの継続) ○災害対策本部縮小→廃止
	厚真町	(中規模噴火期からの継続) ○災害対策本部縮小→廃止
	むかわ町	(中規模噴火期からの継続) ○災害対策本部縮小→廃止



中規模噴火期の対策地図（1）



2 防災体制

2.1 災害対策本部の設置【中規模噴火期】

中規模噴火が発生した場合は、安平町、厚真町、むかわ町は災害対策本部を設置する。
 なお、苫小牧市、千歳市、恵庭市、白老町は、災害対策本部を継続する。

3 応援要請

3.1 自衛隊の派遣要請【小規模噴火拡大期】

協議会会長（苫小牧市長）又は各市町長は、避難、捜索、救出活動等の実施にあたり、自衛隊の応援が必要な場合は、知事（胆振総合振興局長、石狩振興局長）に対し災害派遣要請を依頼する。また、人命の緊急救助に関し、知事（胆振総合振興局長、石狩振興局長）に依頼するいとまがないときは、直接指定部隊の長に通知することとする。

◇自衛隊の要請先

市 町	依頼先	連絡先
苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町	胆振総合振興局	室蘭市海岸町1-4-1 0143-24-9570
千歳市、恵庭市	石狩振興局	札幌市中央区北3条西7丁目 011-204-5818

◇協議会各市町の災害派遣担任自衛隊

苫小牧市	第7師団第7特科連隊
千歳市	第7師団第11普通科連隊
恵庭市	北部方面隊第1戦車群
白老町	第7師団第71戦車連隊
安平町	第7師団第7特科連隊
厚真町	〃
むかわ町	〃

◇自衛隊の集結地（予定）

苫小牧市	日の出公園
千歳市	所在駐屯地で待機
恵庭市	北恵庭駐屯地
白老町	白老町町民ふれあい広場
安平町	ときわ運動公園、追分中学校グラウンド

厚真町	厚真中央小学校グラウンド
むかわ町	むかわ町ゲートボール場、穂別町民センター

3. 2 消防の広域派遣要請【中規模噴火前兆期】

協議会内の消防本部で、十分な対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づいて他の消防機関に応援を要請する。

また、北海道知事は、必要に応じて消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援を要請する。

3. 3 市町村、北海道への広域応援要請【中規模噴火前兆期】

(1) 市町村、北海道等への応援要請

協議会会長（苫小牧市長）及び協議会市町長は、避難者の収容等、各市町では十分な応急対策ができない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び各市町の協定等に基づき北海道や他の市町村に応援を要請する。

(2) 職員の派遣要請

協議会市町長は、地方自治法第252条の17に基づき、知事（胆振総合振興局長、石狩振興局長）に対して職員の派遣を要請する。また、知事が職員を派遣できないときは、災害対策基本法第30条に基づき、知事（胆振総合振興局長、石狩振興局長）に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

4 避難対策

4. 1 中規模・大規模噴火への準備【小規模噴火拡大期】

次段階への準備として、中規模・大規模噴火を想定した避難実施計画を検討する。次段階は、中規模噴火となるか、大規模噴火となるか予想が困難なため、中規模噴火と大規模噴火の両方を想定した避難計画を検討する。

大規模噴火が想定される場合は、苫小牧市、千歳市等、市外へ避難する必要がある市町は、北海道、警察、交通機関等に事前要請をする。

また、各施設、事業所に対して、避難実施計画を作成するように要請する。

◇避難計画の内容

- | | | |
|----------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 避難人口の把握 | <input type="checkbox"/> 避難所の確保 | <input type="checkbox"/> 避難方法 |
| <input type="checkbox"/> 避難車両 | <input type="checkbox"/> 交通規制箇所、避難路 | <input type="checkbox"/> 避難の順番 |
| <input type="checkbox"/> 避難の伝達方法 | | |

4. 2 中規模噴火危険区域の災害時要援護者避難【小規模噴火拡大期】

中規模噴火の危険区域（火砕流・融雪型泥流）に居住する災害時要援護者を避難させる。避難先は、市の指定する福祉施設・避難所又は親戚知人宅とする。

避難手段は、自力避難、あるいは市の用意する車両とする。

苫小牧市は、避難広報を行い、災害時要援護者の避難を呼びかける。

避難が困難な場合は、災害時要援護者等の要請により市の用意した車両にて避難させる。

4. 3 支笏湖周囲の避難【中規模噴火前兆期】

小規模噴火後に次の噴火が予想される場合は、支笏湖の周囲を避難区域とする。

避難手段は、観光客、住民等による避難は、原則として自力避難とするが、災害時要援護者からの要請があった場合は千歳市の用意した車両とする。

避難先は原則として、千歳市内の指定避難所又は親戚知人宅とする。

千歳市は、避難所を準備し観光施設等への連絡、広報車及び防災行政無線施設により避難を呼びかける。避難後には、避難区域を巡回し、避難完了を確認する。

4. 4 中規模噴火危険区域の避難【中規模噴火前兆期】

小規模噴火後に次の噴火が予想される場合は、中規模噴火の火砕流危険区域（積雪期は融雪型泥流危険区域を含む）を避難区域とする。

避難手段は、住民等の自力避難又は苫小牧市の用意した車両（JR・船舶を含む。）とする。

避難先は、苫小牧市内の指定避難所又は親戚知人宅とする。

苫小牧市は、住民、事業所等へ避難広報を行い、避難車両の手配、一次避難場所への職員派遣、避難所の準備を行う。避難後は、避難区域を巡回し、避難完了を確認する。

※巻末資料：中規模噴火期の避難計画

5 交通規制

5. 1 中規模噴火危険区域の交通規制【小規模噴火拡大期】

小規模噴火拡大期においては、災害時要援護者が避難した区域の交通規制は実施しない。

5. 2 中規模噴火危険区域の交通規制【中規模噴火前兆期】

支笏湖周囲及び中規模噴火危険区域に避難区域を設定した場合は、その範囲の交通を規制する。

警察は、避難区域が設定された場合は、規制区域箇所に検問所を設置するなど必要な交通規制を実施し、区域内への車両の通行を禁止又は制限するとともに、火砕流発生に備え、その流下域で通行を禁止できるように検問所等を設置し警戒にあたる。

苫小牧市、千歳市、白老町は、交通規制の実施について警察署等と連絡調整を行う。

◇中規模噴火危険区域の交通規制道路

交通規制道路	国道276号	丸山～美笛
	国道453号	丸山～幌美内
火砕流発生時の交通規制道路	国道36号	樽前～錦岡
	道央自動車道	

6 農畜産対策

【中規模噴火前兆期】

小規模噴火後に次の噴火が予想される場合は、中規模噴火の危険区域（火砕流、火山灰、積雪期は融雪型泥流を含む）の家畜を避難させる。

協議会市町は、避難する家畜及び畜産事業者等の状況を調査し、畜産事業者では避難が困難な場合、胆振総合振興局、石狩振興局を通じて北海道に家畜の避難先、移動手段の確保を要請する。

7 広報活動

7. 1 避難広報【小規模噴火拡大期・中規模噴火前兆期・中規模噴火期】

避難区域への避難広報は、広報車による巡回及び防災行政無線施設、チラシの配布等で行う。

また、テレビ、ラジオでの放送を要請する。

◇避難広報の内容

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 火山活動の状況と今後の推移予想
<input type="checkbox"/> 避難区域
<input type="checkbox"/> 避難先
<input type="checkbox"/> 避難方法、一次避難場所、避難経路
<input type="checkbox"/> 避難時持ち出し品
<input type="checkbox"/> 避難時の留意点 |
|---|

7. 2 避難準備広報【小規模噴火拡大期】

次の段階での避難区域に対し、予め避難の準備を呼びかける。

広報手段は避難広報の手段と同様とする。

7. 3 情報の発表【小規模噴火拡大期・中規模噴火前兆期・中規模噴火期】

協議会市町は必要に応じて記者発表を行う他、ホームページに等により情報を発表する。また、住民相談窓口を災害対策本部に設置し、住民等からの相談、問い合わせに応じる。

8 搜索・救出活動

8. 1 行方不明者情報の収集【中規模噴火期】

協議会市町は、噴火が発生した場合は、避難者名簿、住民その他の情報から逃げ遅れた行方不明者、予想される被災箇所を把握する。

8. 2 搜索・救出【中規模噴火期】

協議会市町は、噴火により行方不明者が発生した場合は、行方不明者情報を北海道（胆振総合振興局、石狩振興局）に報告するとともに、警察、自衛隊、消防機関に搜索・救出活動を要請する。

なお、活動にあたっては、噴火活動の状況から十分安全を確保できると判断された場合に実施する。

9 応急医療活動

9. 1 応急医療体制の確立【中規模噴火期】

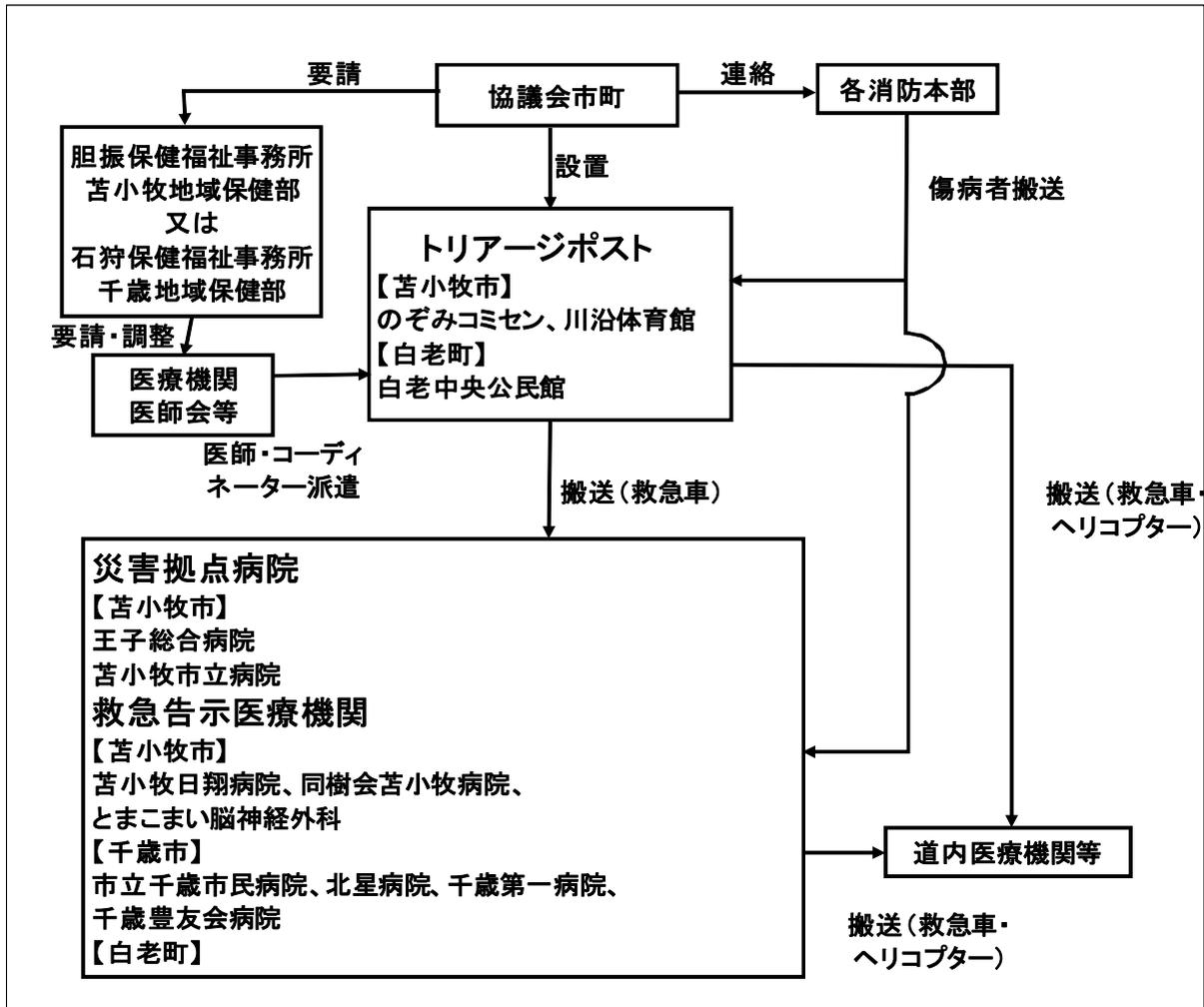
噴火により被災者が発生した場合は、協議会市町は、胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室・石狩振興局保健環境部千歳地域保健室に応急医療体制をとることを要請し、被災地に近い学校等にトリアージポストを設置する。

9. 2 トリアージポストでの活動【中規模噴火期】

トリアージポストでは、胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室・石狩振興局保健環境部千歳地域保健室の要請を受けて派遣されたトリアージ医、トリアージコーディネーター等により傷病者のトリアージや応急手当などの医療活動が実施される。

9. 3 後方医療【中規模噴火期】

トリアージ後、中等症者・重症者は後方医療機関に収容する。搬送は、救急車とするが、緊急的な搬送が必要な場合は、北海道、自衛隊等へヘリコプターでの搬送を要請する。



◇応急医療のながれ

※トリアージ……災害等により多くの傷病者が発生したときに、1人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うために、傷病者の緊急度や重傷度によって治療や後方搬送の優先順位を決める。

※トリアージポスト……トリアージを行う場所で、一般には応急救護所があたる。

※トリアージコーディネーター……トリアージポストにおいて、トリアージを行う医師、救命士のリーダーとなり、病院・保健所などとの調整を行う。

10 降灰対策

10.1 住民への降灰対策【中規模噴火期】

協議会事務局は、室蘭地方気象台等から上空の風向等の気象情報、降灰の予想等の情報を入手し協議会市町へ伝達する。協議会市町は、健康等への影響、降灰対策、降灰状況などについて住民に広報する。

10. 2 農作物等への降灰対策【中規模噴火期】

協議会市町は、農作物等の降灰状況等を把握して、北海道に農作物への対策を指導するように要請する。

協議会市町は、農業従事者へチラシ等によって農作物の降灰対策を周知する。

10. 3 除灰対策【中規模噴火期】

協議会市町は、降灰により通行の支障となった道路の除灰や散水等を行うため、除灰のための車両、散水車、処分地（仮置き場）を確保し、除灰対策を実施する。国道、道道の除灰は、各道路管理者に要請する。

住宅地への降灰は、原則として各土地所有者（占有者）が除灰を実施するが、降灰状況によって協議会市町において降灰袋の配布、回収、処理を実施する。

11 土砂災害対策

【中規模噴火期】

降雨時には降灰地域を上流にもつ溪流で降雨型泥流（土石流）が発生することがあるため、各市町及び関係機関は、降雨時に溪流の警戒監視を行う。

泥流対策は、北海道開発局、北海道に要請する。（参照「第8節 噴火縮小期5 土砂災害対策」）

第7節 大規模噴火期

1 全体のながれ

1.1 大規模噴火期の定義と期間

大規模噴火期の定義及びシナリオは、次のとおりとする。

【大規模噴火期の期間】

大規模噴火の期間は、中規模噴火の状況によりさらに大きな噴火が予想されたとき、又は予想なしに大規模噴火が開始したときから、終息するまでの期間

【大噴火期のシナリオ】



【大規模噴火の定義】

- 噴火様式：マグマ噴火（プリニー式で大量の軽石が噴出する）
 - 発生現象と規模：噴石＝山頂火口から半径4km程度
 降灰＝苫小牧市で厚さ1m以上、千歳市・安平町（早来、追分）
 ・厚真町で50cm以上、恵庭市・むかわ町（鶴川）・白老町で
 20～50cmあるいはそれ以上、むかわ町（穂別）で20cm以上の
 軽石・火山灰が堆積する可能性がある。
 土石流＝降灰地域では降雨により降雨型泥流（土石流）発生の
 可能性がある。
 火砕流＝北側ではシシャモナイ、モーラップ方面で支笏湖に流
 入、南側は道央自動車道近傍に達し、その先火砕サージが社
 台から樽前・錦岡付近で海岸まで達する。
 融雪型泥流＝積雪期に火砕流流下域の下流、樽前川・覚生川・
 錦多峰川・苫小牧川等を流下・氾濫する。
 - その他：山頂溶岩ドームの破壊
- ※補足：①降灰地域と量は、風向・風速によって大きく異なり、想定以上の降灰があることも十分考えられる。
 ②支笏湖への火砕流流入の規模が非常に大きい場合、津波の発生と千歳川への溢流による下流での氾濫も考えられるが、その可能性は低い。

1. 2 想定される事態と対策の基本方針

大規模噴火で想定される段階における事態及び対策の基本方針は、次のとおりとする。

噴火拡大期 噴火の規模が徐々に増大

【想定される事態】

- 噴火の規模が徐々に増大
- 噴火警報（噴火警戒レベル4、避難準備）が発表

【対策の基本方針】

- 大規模噴火の危険区域（火砕流・サージ、融雪型泥流）の災害時要援護者避難
- 大規模噴火の危険区域（火砕流・サージ、融雪型泥流）の避難準備

【解説】 住民の情報混乱や道路の渋滞による避難困難を避けるために、大規模噴火の危険区域（降灰のみの危険区域は除く）についても、災害時要援護者（高齢者、障害者、入院患者など）の避難はこの段階で実施する。

大規模噴火前兆期 大規模噴火が予想されるとき

【想定される事態】

- 札幌管区气象台から噴火活動の状況からさらに大きな噴火を予想した噴火警報（噴火警戒レベル5、避難）が発表される。

【対策の基本方針】

- 大規模噴火の火砕流危険区域の避難
 - 積雪期には大規模噴火の融雪型泥流危険区域の避難
 - 広域避難のための避難所開設
 - 降灰危険区域（厚さ100cm以上の軽石・火山灰が堆積する危険性の高い地域）の避難
 - 降灰危険区域（厚さ50cm～100cm）の避難の準備及び災害時要援護者の避難
 - 降灰などにより生活への影響がある区域の災害時要援護者の地域内避難※
- ※地域内避難・・居住地近くの避難所への避難

【解説】 気象台あるいは専門家からの情報により大規模噴火が予想される場合、大規模噴火を想定した対策をとる。

大規模噴火では、火砕流が海岸線まで到達する。積雪期の場合は、融雪型泥流が社台川～小糸井川の間にある谷と苦小牧川を流下し、市街地に氾濫する可能性がある。これらの危険区域は、中規模噴火の第2段階（噴煙を火口直上で3000～6000mあげるような噴火）で事前避難を完了しておく。

一方、大規模噴火では10,000m以上（江戸時代の噴火では2万m以上とも言われる）の高さまで噴煙が上がり、大量の火山灰（軽石が主）が降下し、短時間のうちに堆積する。特に、樽前山の東山麓（苦小牧市、千歳市の一部等）では、厚さ100cm以上の降灰があると予想されている。このような地区では、ライフラインの途絶等により生活が困難であり、火山灰の重みによる家屋倒壊の危険もあるので、大規模噴火（プリニー式噴火）が予想された段階で事前避難を行う。

苦小牧市は、降灰危険区域（厚さ100cm以上）を含めるとほとんどの市街地が要避難区域となるため、市外への避難が必要となる。避難時には避難の車両による渋滞が発生し、火砕流（積雪期には加えて融雪型泥流）に対して危険なので、原則として火砕流・泥流の危険区域を通過する避難をしない。また、気象台等の情報から降灰の影響が少ないと予想される方向を示すことも重要である。苦小牧市では大規模噴火に対しては10万人規模の避難となるため、少なくとも国道の3路線4方向等（36号：登別方面、札幌方面、234号：岩見沢方面、235号：門別方面）の避難路確保と避難地区ごとの避難方向・ルートならびに避難先をあらかじめ示しておく必要がある。

上空が強い西風の場合、降灰軸（風下の降灰の中心方向；多く降るのは幅数 km の範囲）にあたる場所では、安平町（早来、追分）、厚真町でも50cm以上、むかわ町（鶴川、穂別）20～30cmも軽石・火山灰が堆積することが予想される。

50～100cmの降灰が予想される区域（千歳市、恵庭市、安平町（早来、追分）、厚真町）では、降灰が堆積した場合、ライフラインが停止し降灰後の生活維持が困難なため、降灰開始後、合間をみて降灰区域外の安全な地域に避難できるように準備を行う。また、災害時要援護者は降灰区域外（市町外）へ事前避難を行う。

それ以外の地域では、降灰により生活が困難となる場合があるので、住民が食料、

飲料水などの備蓄を行うようにし、災害時要援護者は事前に地域内の公共施設などに避難の措置をとる。

一方、上空の風が弱い場合、あるいは低気圧等により東風の場合等は、降灰域の幅が広がったり、西（北・南）方向に多く降ることもあり、ハザードマップで予想されている降灰危険区域以外の地域で避難が必要となる場合がある。

大規模噴火期 大規模噴火が発生したとき

【想定される事態】

- 10,000m以上上空に達する噴煙をあげるプリニー式噴火が発生する。
- 火砕流が発生し、南は苫小牧の海岸、北は支笏湖に流入する。
- 積雪期には火砕流により融雪型泥流が苫小牧川、小糸井川、錦多峰川、覚生川、樽前川、別々川、場合によっては社台川を流下・氾濫し、海岸線まで泥の海と化する。
- 樽前山の東山麓～苫小牧市街地では厚さ100cm以上の降灰がある。風向、風速によっては、恵庭市街地、千歳市街地、あるいは白老方面でも100cm以上となる場合がある。上空が通常の卓越風（西風）の場合、安平町（早来、追分）、厚真町で50cm以上、むかわ町（鶴川、穂別）でも20～30cmの降灰が予想される。
- 噴火後何年間も、降灰や火砕流等のあった溪流で降雨型泥流（土石流）が発生しやすい状態がつづく。

【対策の基本方針】

- 危険区域（火砕流、融雪型泥流、降灰100cm以上予想区域）の避難の継続
- 地域内避難（災害時要援護者等）の継続
- 降灰の状況により、生活が困難な地域は地域外避難又は地域内避難
- 降雨型泥流（土石流）の警戒・監視、危険区域の避難
- 降雨型泥流（土石流）に対する砂防等対策
- 降灰対策

※注意：避難前に大規模噴火が発生してしまった場合

大量の降灰と真っ暗闇のため、車による遠方（市外）への避難は困難かつ危険となるので、『降灰のみの危険区域』については、近隣の安全な避難所又は自宅で見守る。しかし、『火砕流・火砕サージ及び泥流（融雪型・降雨型）の危険区域』については、ただちに危険区域外へ避難する。

【解説】 大規模噴火が発生した場合は、原則として大規模噴火前兆期の対策を継続する。

大規模噴火が発生すると、噴煙が1万～2万mも上空まで達し、昼間でも真っ暗となるとともに、バラバラと音をたてて軽石（苫小牧市街地で直径2cm内外、遠方では細くなる）が降ってくる。降灰（降下軽石）到達時間は噴火後、10～20分で苫小牧市街地、20～30分で恵庭市、千歳市、安平町（早来）、30～40分以内に厚真町、安

平町（追分）、むかわ町（鶴川、穂別）まで達する。1回の噴火は数時間～10数時間で、それが数日～2週間程度にわたって断続的に何回もつづく。

この噴火で、樽前山の東山麓（苫小牧市街地～新千歳空港周辺）では厚さ100cm以上の軽石・火山灰が堆積する。また、風向によっては、千歳市街地、恵庭市街地、あるいは白老町方面でも100cm程度の降灰となる可能性がある。このような降灰があった地域では、降灰によるライフラインの寸断により生活が困難となるとともに、場合によっては建物倒壊の恐れもあり、樽前山に近い場所では熱い軽石により火災が発生する可能性もある。

降灰時は真っ暗となり避難行動などは危険である。また、自動車も砂煙や降雨による泥濘により動くことができなくなる。したがって、多くの降灰が予想される地域は、大規模噴火前兆期で事前避難することが必要であるが、風向により予想外の地域に降灰があった場合は、降灰中は自宅又は近くの避難所（コンクリート建物）に一時避難する。上空の風速にもよるが、降灰は、降灰軸（風下の降灰の中心方向）を中心に比較的狭い幅（数km程度）に集中する場合が多いので、1回の噴火が収まった後に、降灰のない地域に避難を行う。

ただし、大規模噴火の予想なしに、いきなりプリニー式の大規模噴火が開始し、山麓市街地に軽石が降下し始めることもある（夜間や悪天時には、軽石の降下で初めて大規模噴火に気づく場合が考えられる）。

この場合、火砕流・火砕サージ、あるいは積雪期には融雪型泥流、大量の噴煙による雷と降雨に伴う降雨型泥流（土石流）が発生する可能性があるため、火砕流・火砕サージ及び泥流（積雪期は融雪型を含む）の危険区域は、降灰中にもかかわらず、すみやかに危険区域外へ避難する必要がある（暗闇と降灰の中での交通混乱は避けられないことが予想されるが、危険区域にとどまることは危険である）。

一方、降灰のみの危険区域については、近隣の安全な避難所に一時避難を行うか、自宅でようすを見て、降灰の方向や断続的な降灰の止み間を見極め、道路状況から安全な避難が可能と判断された場合にあらためて区域外への避難を行う。あるいは、自宅又は近隣の避難所での、大規模噴火期間（数日～2週間程度）の生活が可能（電気・ガス・水道の途絶にも耐えられる）である場合は、建物の倒壊防止（危険な堆積厚さは、建物の構造や堆積物の密度あるいは降雨による水分等の条件によって異なるため一概には言えないが、ハザードマップでは、木造建物は厚さ数10cmで被害が出て、1mに達すると多くが倒壊するという目安を掲げている）の除灰を行いながら、そこにとどまって生活する。ただし、大量に降灰があった場合は、噴火がおさまった後も交通やライフラインの復旧あるいは避難物資供給に、さらに時間（日数）がかかることを念頭においた事前の準備（水・食料・燃料・暖房・医薬品等）が必要である。

大規模噴火が継続している間は、樽前山近傍では、建物の倒壊防止のための除灰と避難生活の維持が精一杯であるが、その他の地域では、降灰による農作物や家畜への災害対策、道路・家屋の除灰、灰（軽石）の処理、ライフラインの維持、その他健康

対策等を行う。

噴火後は、降雨によって、樽前山を源とする溪流はもちろん、千歳川、勇払川、あるいは遠くむかわ町（鷓川、穂別）を含め、降灰のあった各地の溪流で降雨型泥流（土石流）が発生しやすくなるため、警戒・監視や砂防等対策を行うとともに、沼ノ端や千歳市街地では降雨時に泥流危険区域の広い範囲で避難が必要となる場合もある。こうした状態は、噴火後数年以上にわたってつづくことが考えられる。

◇降灰の影響

数 mm	農作物に被害発生
2 cm	気管系などに異常を訴える人が多数発生
数 cm	交通機関がマヒ
10cm	古い木造建物などに被害発生
20cm～30	多くの木造建物の被害発生
50cm	半数以上の木造建物が倒壊
100cm	ほとんどの木造建物が倒壊

噴火縮小期 大規模噴火が次第に縮小へ向かうとき

※噴火縮小期は、「第8節 噴火縮小期」に記載する。

1. 3 協議会市町の対応

協議会市町は原則として次の対応をするものとする。

噴火拡大期 噴火の規模 が徐々に増大	苫小牧市 (事務局)	○災害対策本部の設置・移設→継続 ○胆振総合振興局と対策協議（噴火の状況、応急対策）→継続 ○大規模噴火危険区域の避難準備、災害時要援護者避難（別々川～小糸井川、積雪期は苫小牧川～中心市街地を加える）→継続 ○住民広報、問い合わせ対応→継続 ○避難生活→継続
	千歳市	○災害対策本部の設置→継続 ○石狩振興局と対策協議（噴火の状況、応急対策）→継続 ○住民広報、問い合わせ対応→継続 ○避難生活→継続
	恵庭市	○災害対策本部設置→継続 ○石狩振興局と対策協議（噴火の状況、応急対策）→継続 ○住民広報、問い合わせ対応→継続
	白老町	○災害対策本部設置→継続 ○胆振総合振興局と対策協議（噴火の状況、応急対策）→継続 ○大規模噴火危険区域の避難準備、災害時要援護者避難（別々川～社台川）→継続 ○住民広報、問い合わせ対応→継続 ○避難生活→継続
	安平町	○災害対策本部設置→継続 ○胆振総合振興局と対策協議（噴火の状況、応急対策）→継続 ○住民広報、問い合わせ対応→継続

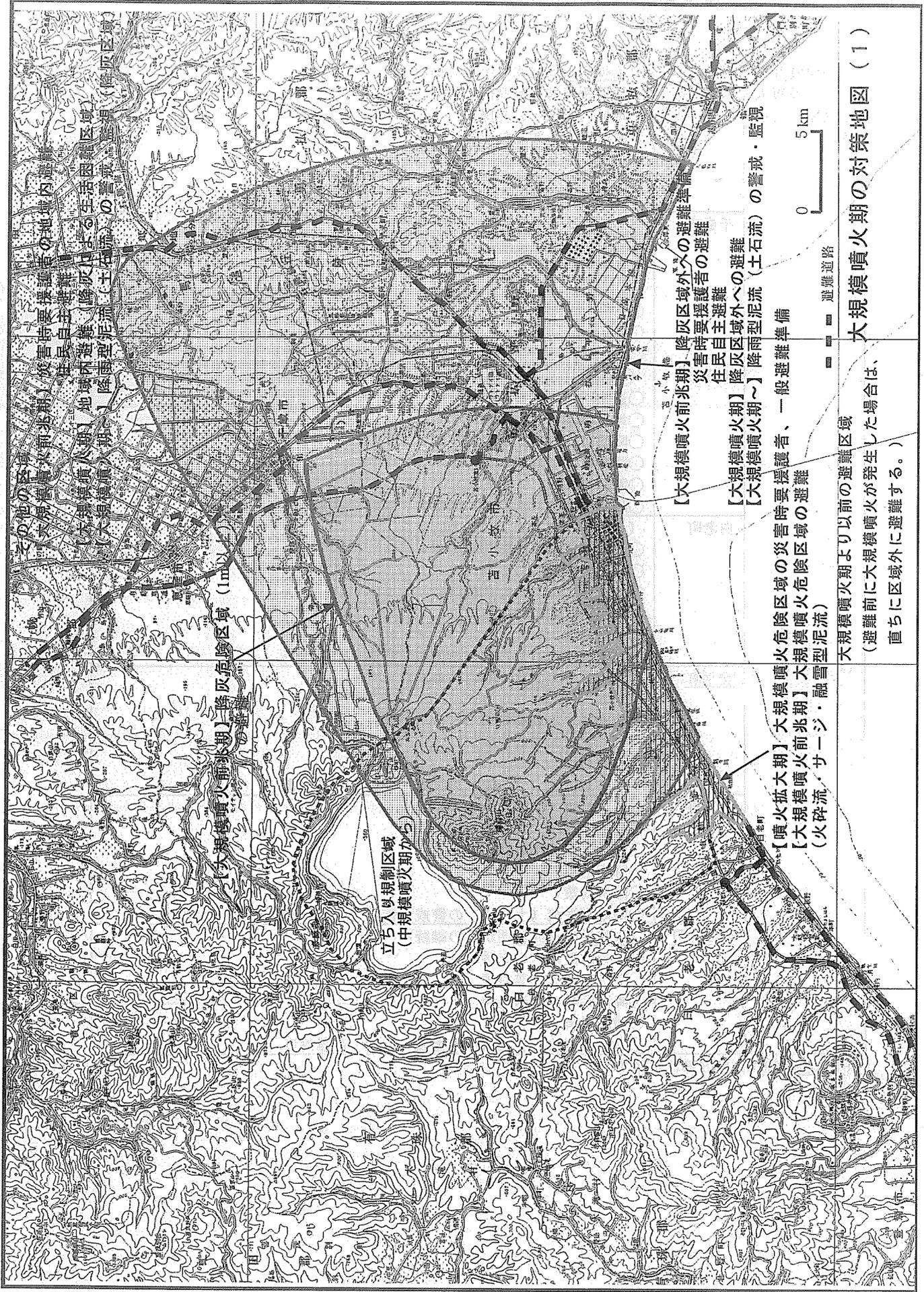
第3章 噴火対応計画 第7節 大規模噴火期

	厚真町	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部設置→継続 ○胆振総合振興局と対策協議（噴火の状況、応急対策）→継続 ○住民広報、問い合わせ対応→継続
	むかわ町	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部設置→継続 ○胆振総合振興局と対策協議（噴火の状況、応急対策）→継続 ○住民広報、問い合わせ対応→継続
大規模噴火前兆期 大規模噴火が予想される とき	苫小牧市 (事務局)	<ul style="list-style-type: none"> (噴火拡大期からの継続) ○大規模噴火危険区域の避難（別々川～小糸井川、積雪期は苫小牧川～中心市街地）→室蘭・登別・札幌・岩見沢・門別方面へ ○降灰100cm以上の予想区域の避難→札幌・岩見沢・門別方面へ ○その他地区の地域内避難準備 ○交通規制（危険区域、避難道路）→継続 ○家畜の避難→継続
	千歳市	<ul style="list-style-type: none"> (噴火拡大期からの継続) ○降灰100cm以上の予想区域の避難→千歳市内へ ○降灰50～100cmの予想区域の避難準備、災害時要援護者避難 ○交通規制（危険区域・避難道路）→継続 ○地域内避難準備 ○家畜の避難→継続
	恵庭市	<ul style="list-style-type: none"> (噴火拡大期からの継続) ○降灰50～100cmの予想区域の避難準備、災害時要援護者避難 ○交通規制（危険区域・避難道路）→継続 ○地域内避難準備 ○家畜の避難→継続
	白老町	<ul style="list-style-type: none"> (噴火拡大期からの継続) ○交通規制（危険区域、避難道路）→継続 ○大規模噴火危険区域避難（別々川～社台川）→白老町内・登別方面 ○家畜の避難→継続 ○地域内避難準備
	安平町	<ul style="list-style-type: none"> (噴火拡大期からの継続) ○降灰50～100cmの予想区域の避難準備、災害時要援護者避難 ○地域内避難準備 ○交通規制（避難道路） ○家畜の避難→継続
	厚真町	<ul style="list-style-type: none"> (噴火拡大期からの継続) ○降灰50～100cmの予想区域の避難準備、災害時要援護者避難 ○地域内避難準備 ○交通規制（避難道路） ○家畜の避難→継続
	むかわ町	<ul style="list-style-type: none"> (噴火拡大期からの継続) ○地域内避難準備 ○交通規制（避難道路） ○家畜の避難→継続

第3章 噴火対応計画 第7節 大規模噴火期

大規模噴火期 大規模噴火 が発生したと き	苫小牧市 (事務局)	(大規模噴火前兆期からの継続) ○避難所運営→仮設住宅設置 ○地域内避難への支援 ○降灰による新たな避難活動 ○降灰に対する農業対策 ○除灰対策 ○降雨型泥流(土石流)の警戒・監視・避難対策
	千歳市	(大規模噴火前兆期からの継続) ○避難所運営→仮設住宅設置 ○地域内避難への支援 ○降灰による新たな避難活動 ○降灰に対する農業対策 ○除灰対策 ○降雨型泥流(土石流)の警戒・監視・避難対策
	恵庭市	(大規模噴火前兆期からの継続) ○避難所運営→仮設住宅設置 ○地域内避難への支援 ○降灰による新たな避難活動 ○降灰による農業対策 ○除灰対策 ○降雨型泥流(土石流)の警戒・監視・避難対策
	白老町	(大規模噴火前兆期からの継続) ○避難所運営→仮設住宅設置 ○地域内避難への支援 ○降灰による新たな避難活動 ○降灰による農業対策 ○除灰対策 ○降雨型泥流(土石流)の警戒・監視・避難対策
	安平町	(大規模噴火前兆期からの継続) ○地域内避難への支援 ○降灰による農業対策 ○降灰区域の交通規制 ○除灰対策 ○降雨型泥流(土石流)の警戒・監視・避難対策
	厚真町	(大規模噴火前兆期からの継続) ○地域内避難への支援 ○降灰による農業対策 ○降灰区域の交通規制 ○除灰対策 ○降雨型泥流(土石流)の警戒・監視・避難対策
	むかわ町	(大規模噴火前兆期からの継続) ○地域内避難への支援 ○降灰による農業対策 ○降灰区域の交通規制 ○除灰対策 ○降雨型泥流(土石流)の警戒・監視・避難対策

※噴火縮小期は、第8節に記載する。



大規模噴火期の対策地図 (1)

大規模噴火期より以前の避難区域
 (避難前に大規模噴火が発生した場合は、
 直ちに区域外に避難する。)

【噴火拡大期】大規模噴火危険区域
 【大規模噴火前兆期】大規模噴火
 (火砕流、サージ・融雪型泥流)

火危険区域の災害時要援護者の避難
 【大規模噴火期】大規模噴火一般避難準備

【大規模噴火期】降灰区域外への避難
 【大規模噴火期】降灰区域外への避難
 住民自主避難

【大規模噴火前兆期】降灰区域外への避難準備
 災害時要援護者の避難
 住民自主避難

0 5 km
 避難道路

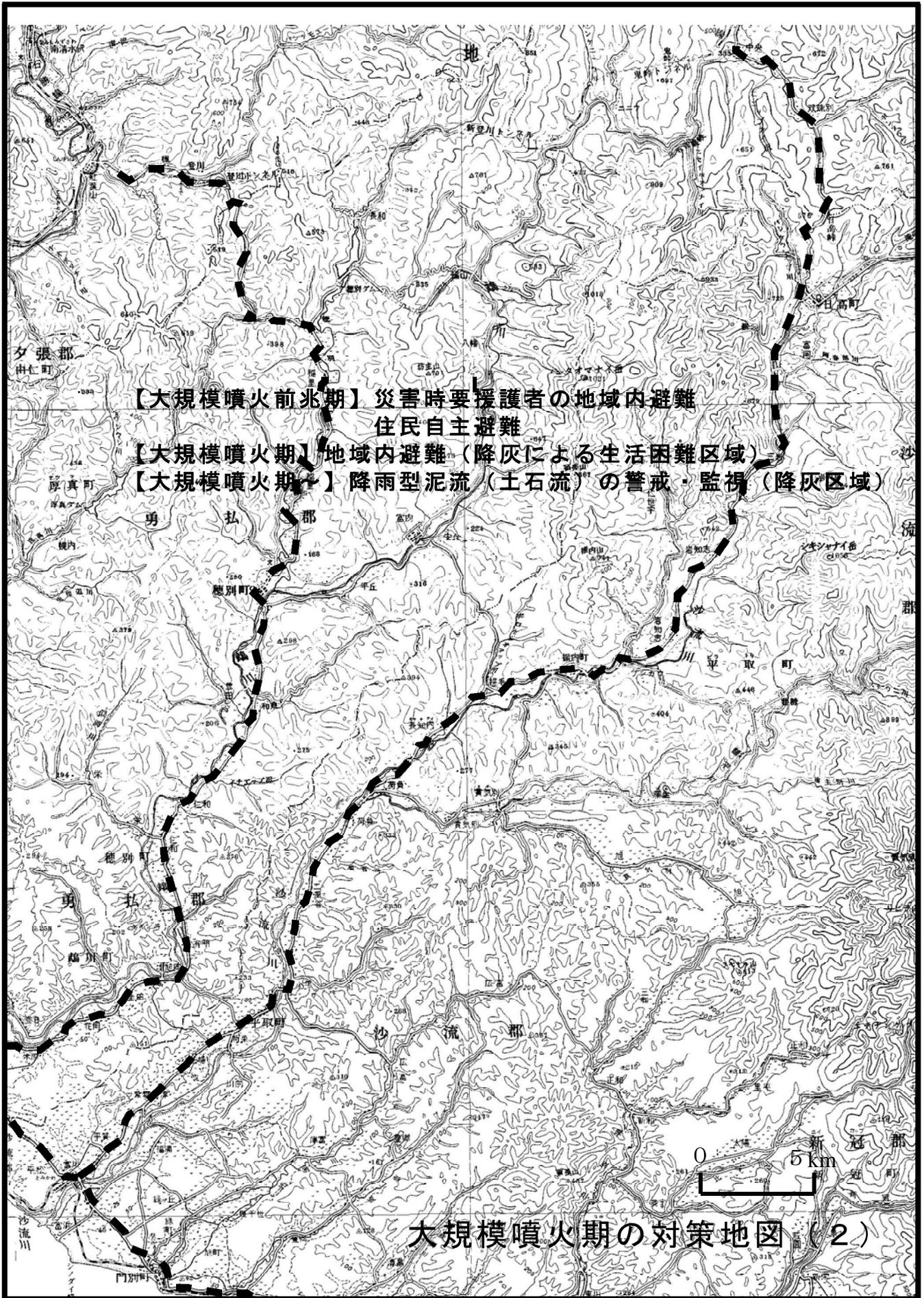
【大規模噴火期前兆期】降灰型泥流(主石流)の警戒・監視(降灰区域)
 災害時要援護者の地域内避難
 住民自主避難
 【大規模噴火期】地域外避難(降灰による生活困難区域)
 【大規模噴火期前兆期】降灰型泥流(主石流)の警戒・監視(降灰区域)

大規模噴火期前兆期」降灰危険区域 (1km以上)

立入身規制区域
 (中規模噴火期から)

吉小女市

吉小女町



2 防災体制

2. 1 災害対策本部【噴火拡大期、大規模噴火前兆期、大規模噴火期】

協議会市町は、災害対策本部の設置を継続する。

2. 2 本部の移転【噴火拡大期、大規模噴火前兆期、大規模噴火期】

苫小牧市は、大規模噴火が予想される場合に、災害対策本部を移転する。

協議会市町は、噴火の状況により災害危険性がある場合又はライフライン等の停止などにより、庁舎等が機能しない場合は、災害対策本部を移転する。

◇災害対策本部移転予定場所

苫小牧市	苫小牧市消防署等
千歳市	千歳市消防署等
恵庭市	恵庭市保健センター
白老町	萩野公民館
安平町	早来町民センター、追分公民館
厚真町	厚真中央小学校
むかわ町	生涯学習センター報徳館、 穂別スポーツセンター

3 避難対策

3. 1 大規模噴火危険区域の災害時要援護者避難【噴火拡大期】

噴火の規模が徐々に増大する場合は、大規模噴火の危険区域（火砕流、火山灰、積雪期は融雪型泥流を含む）の災害時要援護者を避難させる。

避難先は、原則として大規模噴火の降灰危険区域外の福祉施設・避難所又は親戚知人宅とする。

避難手段は、自力避難、あるいは市町の用意する自動車、救急車とする。

苫小牧市、白老町は、住民、福祉施設等へ避難広報を行い、避難車両の手配、一次避難場所への職員派遣、避難所の準備を行う。

3. 2 大規模噴火危険区域の避難【大規模噴火前兆期】

噴火の状況から大噴火が予想された場合は、大規模噴火の危険区域（火砕流、積雪期は融雪型泥流）を避難区域とする。

避難先は、原則として大規模噴火の降灰等の影響のない地域とし、指定する避難所又は親戚知人宅とする。

避難手段は、自力避難あるいは苫小牧市、白老町の用意する車両（JR・船舶を含む。）とする。

苫小牧市、白老町は、住民、事業所等へ避難広報を行い、避難車両の手配、一次避難場所への職員派遣、避難所の準備を行う。避難後は、避難区域を巡回し、避難完了を確認する。

3. 3 降灰危険区域の事前避難【大規模噴火前兆期】

噴火の状況から大規模噴火が予想された場合は、降灰危険区域（100cm以上）を避難区域とし、住民その他を降灰危険区域外に避難させる。

避難先は、各市の指定した避難所又は親戚知人宅とする。

避難方法は、自力避難又は一次集合場所から避難所への移動は協議会市町の用意指定した車両とする。

苫小牧市、千歳市、恵庭市は、住民、事業所等へ広報を行い、避難車両の手配、一次集合場所への職員派遣、避難所の準備を行う。避難後は、避難区域を巡回し、避難完了を確認する。

3. 4 災害時要援護者の事前避難【大規模噴火前兆期】

大規模噴火が予想された場合は、降灰による生活への影響が予想されるため、協議会市町は、災害時要援護者の事前避難を行う。

降灰危険区域（厚さ50cm～100cm）は、降灰危険区域外に避難させる。それ以外の区域は、原則として、災害時要援護者施設が鉄筋コンクリート造建物の場合は、施設管理者が水、食料、燃料等を1週間程度確保し、その施設で降灰下の生活ができるようにする。そうでない施設あるいは在宅の災害時要援護者は、協議会市町が地域内の鉄筋コンクリート造建物を避難所として指定し収容する。

避難手段は、自力避難又は協議会市町の用意した車両とする。

3. 5 自主避難への準備【大規模噴火前兆期】

大規模噴火が予想された場合は、災害時要援護者以外の住民が自主的に事前避難する場合に備えて、協議会市町の数箇所の避難所を指定し、必要な物資の備蓄を行う。

3. 6 避難の準備【大規模噴火前兆期】

大規模噴火が予想された場合は、降灰危険区域（50～100cm）を避難準備区域とする。協議会市町は、降灰区域外の避難先の確保、避難手段の確保などを準備するとともに、住民に避難準備の広報を行う。

3. 7 降灰区域の避難【大規模噴火期】

大規模噴火による降灰により、道路の通行やライフライン停止による生活支障が生じた場合、協議会市町は、その区域を避難区域とする。

協議会市町は、降灰中の避難は危険なため、噴火が一時的に休止した時に避難活動を行う。徒歩や一般車両による避難が困難な場合は、自衛隊等に救出を要請する。

3. 8 降雨型泥流危険区域の避難【大規模噴火期】

降雨型泥流の発生が予想される場合は、協議会市町は、危険区域の住民等に対し避難の勧告・指示を発令し、地域の指定避難所に避難させる。

なお、避難区域は、溪流の流域への降灰の堆積状況等専門家等の助言により協議会市町が指定する。

避難の指示方法、避難所等は、協議会市町の地域防災計画によるものとする。

※巻末資料：大規模噴火期の避難計画

4 交通規制

4. 1 事前避難のための交通規制【大規模噴火前兆期】

(1) 避難路の交通規制

噴火の状況から大規模噴火が予想され、大規模噴火危険区域、降灰危険区域が避難区域として設定された場合は、避難道路を確保するために避難区域方面へ向かう車両の通行を制限するなど、交通規制を行う。

苫小牧市、千歳市、恵庭市、白老町は、警察、道路管理者等に避難路として利用する道路の交通規制を要請する。

警察は、必要な交通規制を実施し区域内への車両の通行を禁止又は制限する。

(2) 避難区域の交通規制

大規模噴火危険区域、降灰危険区域に避難区域を設定した場合は、その区域の交通を規制する。警察は、避難区域が設定された場合は、規制区域箇所に検問所を設置するなど必要な交通規制を実施し、区域内への車両の通行を禁止又は制限する。

苫小牧市、千歳市、恵庭市、白老町は、交通規制の実施について、警察署等と連絡調整を行う。

◇大規模噴火危険区域、降灰危険区域の交通規制道路

避難時に避難路として規制する道路（避難道路）	道央自動車道（札幌・室蘭方面）
	国道36号（札幌・室蘭方面）
	国道234号（追分～岩見沢・札幌方面）
	国道235号（門別～静内方面）
	国道237号（日高～富良野方面）
	道道穂別鶴川線（穂別～夕張方面）
	道道上厚真苫小牧線（追分～岩見沢・札幌方面）

4. 2 大規模噴火後の交通規制【大規模噴火期】

大規模噴火が発生した場合は、降灰状況に応じて通行できない道路の交通規制を行う。

また、降雨型泥流の発生が予想される場合は、その流下予想区域の交通規制を行う。協議会市町は、降灰等の状況に応じて警察等と連絡調整を図る。

5 農畜産対策

5. 1 家畜の事前対策【大規模噴火前兆期】

大規模噴火が予想された場合は、大規模噴火危険区域、降灰危険区域内の家畜を避難させる。

降灰危険区域外においても、降灰により飼育に支障があると畜産事業者が判断した場合は避難させる。

協議会市町は、避難する家畜及び畜産事業者等の状況を調査し、畜産事業者では避難が困難な場合、胆振総合振興局及び石狩振興局を通じて北海道に家畜の避難先、移動手段の確保を要請する。

5. 2 大規模噴火後の対策【大規模噴火期】

大規模噴火後に降灰により家畜の飼育が困難な場合は、畜産事業者の判断に基づき家畜の避難を行うこととし、協議会市町は、避難の支援を行う。

また、応急的に飼料その他の確保が困難な場合は、胆振支庁、石狩支庁を通じて北海道に確保を要請する。

6 広報活動

原則として、中規模噴火と同様とする。(参照「第6節 中規模噴火期 7 広報活動」)

7 捜索・救出活動

原則として、中規模噴火と同様とする。(参照「第6節 中規模噴火期 8 捜索・救出活動」)

8 応急医療活動

原則として、中規模噴火と同様とする。(参照「第6節 中規模噴火期 9 応急医療活動」)

ただし、トリアージポストの設置場所、搬送先の医療機関等は、降灰状況によるものとする。

9 降灰対策

原則として、中規模噴火と同様とする。(参照「第6節 中規模噴火期 10 降灰対策」)

10 土砂災害対策

【大規模噴火期】

協議会市町及び関係機関は、火山灰の堆積状況を把握し、降雨型泥流の危険予想区域や被害の程度等を検討し、土砂災害の危険区域を想定したハザードマップを作成する。

降雨時には、警察、消防機関とともに、危険溪流の警戒監視を行う。

泥流対策は、北海道開発局、北海道に要請する。(参照「第8節 噴火縮小期 5 土砂災害対策」)

第8節 噴火縮小期

1 全体のながれ

1. 1 噴火縮小期の定義

噴火縮小期の定義は、次のとおりとする。

【噴火縮小期の期間】

中規模噴火・大規模噴火の噴火の頻度が減少し、山麓に火山灰を堆積するような噴火がなくなったときから、復旧・復興が完了するまでの期間。ただし、降雨型泥流の発生は、噴火後何年にもわたって発生するため、長期にわたると予想される。

なお、本計画では、復旧・復興が必要となる中規模噴火・大規模噴火後の期間を対象とする。

【噴火縮小期の定義】

- 発生現象と規模 噴石＝山頂火口から半径2km程度
降灰＝軽石はなくなり、降灰量も少なくなるが、苫小牧市～むかわ町（穂別）まで降灰が引きつづき確認される。
降雨型泥流＝降灰地域では降雨により降雨型泥流（土石流）発生の可能性がある。何年にもわたって降雨のたびに発生する可能性あり。

1. 2 想定される事態と対策の基本方針

噴火縮小期で想定される段階における事態及び対策の基本方針は、次のとおりとする。

【想定される事態】

- 噴火の頻度が少なくなるとともに、噴煙の量が少なくなる。
- 札幌管区气象台から活動が弱まったと発表される。
- 何年にもわたって降雨型泥流（土石流）がしばしば発生する。

【対策の基本方針】

- 復興計画の策定
- 道路、ライフラインの復旧
- 避難の解除
- 砂防等対策、土石流、降雨型泥流の警戒・監視

【解説】 噴火の規模や回数が縮小した場合には、气象台や火山専門家等の見解をもとに、避難を解除する。解除にあたっては、堆積した軽石・火山灰の除去、道路の復旧、

ライフライン復旧の作業のため、安全に留意して避難区域の一時立ち入りを行う。大規模な降灰や融雪型・降雨型泥流により埋積した地区は、今後の土地利用について復興計画を策定して復旧に取り組む。

降灰や火砕流などによって、火山灰や噴出物が堆積した流域では、降雨のたびに降雨型泥流（土石流）が発生することがあるので、砂防事業等のハード対策や降雨時の警戒・監視活動などが長期にわたって必要となる。

1. 3 協議会市町の対応

協議会市町は原則として次の対応をするものとする。

苫小牧市 (事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部縮小→警戒体制→廃止 ○復興計画策定 ○道路啓開・復旧 ○交通規制解除 ○ライフライン等復旧 ○除灰対策 ○砂防等対策、降雨型泥流（土石流）警戒・監視、避難対策
千歳市	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部縮小→警戒体制→廃止 ○復興計画策定 ○道路啓開・復旧 ○交通規制解除 ○ライフライン等復旧 ○除灰対策 ○砂防等対策、降雨型泥流（土石流）警戒・監視、避難対策
恵庭市	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部縮小→警戒体制→廃止 ○復興計画策定 ○道路啓開・復旧 ○交通規制解除 ○ライフライン等復旧 ○除灰対策 ○砂防等対策、降雨型泥流（土石流）警戒・監視、避難対策
白老町	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部縮小→警戒体制→廃止 ○復興計画策定 ○道路啓開・復旧 ○交通規制解除 ○ライフライン等復旧 ○除灰対策 ○砂防等対策、降雨型泥流（土石流）警戒・監視、避難対策
安平町	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部縮小→廃止 ○復興計画策定 ○道路啓開・復旧 ○ライフライン等復旧 ○除灰対策 ○砂防等対策、降雨型泥流（土石流）警戒・監視、避難対策
厚真町	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部縮小→廃止 ○復興計画策定 ○道路啓開・復旧 ○ライフライン等復旧 ○除灰対策 ○砂防等対策、降雨型泥流（土石流）警戒・監視、避難対策
むかわ町	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部縮小→廃止 ○復興計画策定

- 道路啓開・復旧
- ライフライン等復旧
- 除灰対策
- 砂防等対策、降雨型泥流（土石流）警戒・監視、避難対策

2 防災体制

協議会市町は、災害対策の状況にあわせて災害対策本部を縮小し、応急対策がおおむね終了した場合は廃止する。

3 避難対策

3.1 避難区域の分類

北海道及び協議会市町は、危険区域への一時帰宅や立ち入りのために、气象台、火山専門家等の助言に基づき、避難区域の分類を行い、基本的な対応を決定する。

◇避難区域の分類と基本方針の例

分類	内容	基本方針
危険度Ⅰ区域	火砕流、融雪型泥流の危険性が高い区域	全面立ち入り禁止
危険度Ⅱ区域	危険度Ⅰ区域以外で、降雨時に降雨型泥流の危険性が高い区域	被害調査、砂防対策等の一時立ち入り
危険度Ⅲ区域	危険度Ⅰ・Ⅱ区域以外で火山灰がかなり堆積している区域	災害復旧等のための一時立ち入り、一時帰宅
危険度Ⅳ区域	上記以外の区域	ライフライン等の復旧、農畜産物の保護のための一時立ち入り、一時帰宅

3.2 避難区域への一時立ち入り

協議会市町長は、農作物・畜産物の保護等の生計維持、一時帰宅・避難解除前のライフラインの点検、復旧作業のため必要と認めたものについて、一時立ち入りを実施する。

3.3 一時帰宅

(1) 一時帰宅の検討

協議会市町長は、气象台、火山専門家からの火山に関する情報、北海道等からの助言に基づき、避難が長期化した場合又は火山の噴火が安定している場合は、住民の一時帰宅を実施する。一時帰宅にあたっては、次の事項を検討する。

◇一時帰宅の検討事項

<input type="checkbox"/> 適用範囲・時間	<input type="checkbox"/> 帰宅方法、経路
<input type="checkbox"/> 緊急時の情報伝達方法	<input type="checkbox"/> 帰宅対象者
<input type="checkbox"/> 火山の警戒監視方法	<input type="checkbox"/> ライフラインの復旧状況

(2) 一時帰宅の対象者

一時帰宅の対象者は、次の者とし、協議会市町は、対策本部で希望者を受け付け、登録を行う。

◇一時帰宅の対象者

<input type="checkbox"/> 対象区域に居住する者
<input type="checkbox"/> 対象区域に事業所がある従業員
<input type="checkbox"/> 住民生活に必要な飲食店、販売店等の関係者
<input type="checkbox"/> ライフライン等の復旧工事関係者
<input type="checkbox"/> その他協議会市町が認めた者

(3) 一時帰宅の方法

一時帰宅は、原則として帰宅者の車両とする。車両が用意できない帰宅者がある場合は、協議会市町が用意するバス等による。

3.4 警戒活動

避難区域への一時立ち入り、一時帰宅を行う場合は、住民の安全を確保するためヘリコプターにより噴火活動を監視するとともに、警察官及び消防職員・消防団員により実施区域の警戒活動を実施する。監視ヘリコプターからの危険情報がある場合は、災害現地本部及び関係市町から警戒中の警察官及び消防職員・消防団員に伝達し、警察官及び消防職員・消防団員は帰宅者に一時帰宅中止などの情報を伝達する。

3.5 避難解除

協議会市町長は、噴火活動の縮小に応じて安全が確保された区域の避難を解除する。

避難の解除は、气象台、火山専門家等からの噴火活動に関する情報や北海道等の助言等に基づき判断する。避難解除を判断する場合の検討事項は次のとおりである。

◇避難解除の検討事項

<input type="checkbox"/> 災害の危険性の有無（降雨型泥流等の二次災害も含む）
<input type="checkbox"/> 避難解除の範囲
<input type="checkbox"/> 道路、ライフラインの確保
<input type="checkbox"/> 緊急時の情報伝達方法の確保
<input type="checkbox"/> 再避難体制の整備

3. 6 降雨型泥流危険区域の避難

協議会市町及び関係機関は、専門家の協力のもと降灰の堆積状況を調査し、降雨型泥流の新たな危険区域を検討し設定する。これをもとに、住民への警戒監視、避難体制の整備などを強化する。

降雨型泥流の発生が予想される場合は、危険区域の住民等に対し避難の勧告・指示を発令し、地域の指定避難所に避難させる。

4 道路・ライフライン等施設の復旧

各道路管理者、ライフライン事業者は、安全が確保された区域の被害状況等を調査し、各施設の応急復旧工事を実施する。

5 土砂災害対策

5. 1 警戒活動

協議会市町及び関係機関は、火山灰の堆積状況を把握し、降雨型泥流の危険予想区域や被害の程度等を検討し、土砂災害の危険区域を想定したハザードマップを作成する。

降雨時には、土砂災害専門家、警察、消防機関等とともに、危険流域の警戒監視を行う。

5. 2 泥流対策

土砂の堆積した溪流では、河川の掘削、遊砂池の設置などの泥流対策を行う。協議会市町は、北海道開発局、北海道等にこれらの対策を要請する。

なお、火砕流等により応急的な復旧が困難な場合は、北海道等と協議して復興方針等を検討する。復興については第6章を参照する。

第4章 避難生活対策計画

第1節 避難所運営対策

1 避難所の開設

1. 1 避難所の開設準備

協議会市町は、指定した避難所に職員を派遣し、施設の管理者と連携して避難所の開設を行う。避難所の開設準備は、次の事項とする。

◇避難所開設準備事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 居住スペース、共用スペースなどの割り振り<input type="checkbox"/> 駐車場の確保<input type="checkbox"/> 備品の確保<input type="checkbox"/> 避難者名簿等の確保<input type="checkbox"/> 備蓄品、生活必需品の確保<input type="checkbox"/> 飲料水・食料の確保（大噴火で降灰下の地域内避難をする場合） |
|--|

1. 2 市町域外への避難所準備

市町域以外へ避難する必要がある場合は、受け入れ先市町村に連絡し避難所の準備を要請する。避難する協議会市町は、避難先の避難所に職員を派遣し、受け入れ市町村職員と連携して受け入れ準備を行う。

受け入れ可能な避難所がない場合は、北海道にあつせんを要請する。

2 避難者の把握

2. 1 避難所での把握

避難所に派遣された職員（以下「避難所職員」という。）は、避難所において避難者カードを配布し、避難者に記入してもらう。避難者カードは回収し、避難者名簿を作成する。

2. 2 親戚・知人宅等の避難者の把握

親戚・知人宅に避難した避難者の把握は、原則として避難者自らの連絡によるものとする。連絡した者に対しては、避難先、連絡方法などを記載した避難者名簿を作成する。

協議会市町は、テレビ、ラジオ、新聞等により、親戚・知人宅等に避難した避難者に対し、それぞれの対策本部に連絡するように広報する。

2. 3 避難者の管理

(1) 避難者の動向の把握

協議会市町は、避難者が移動する場合は、避難者の申告により避難者名簿を改訂し、常に最新の所在を把握する。

(2) 出入者の把握

避難所では、通勤、通学、外出など避難者の入退所を記録する。

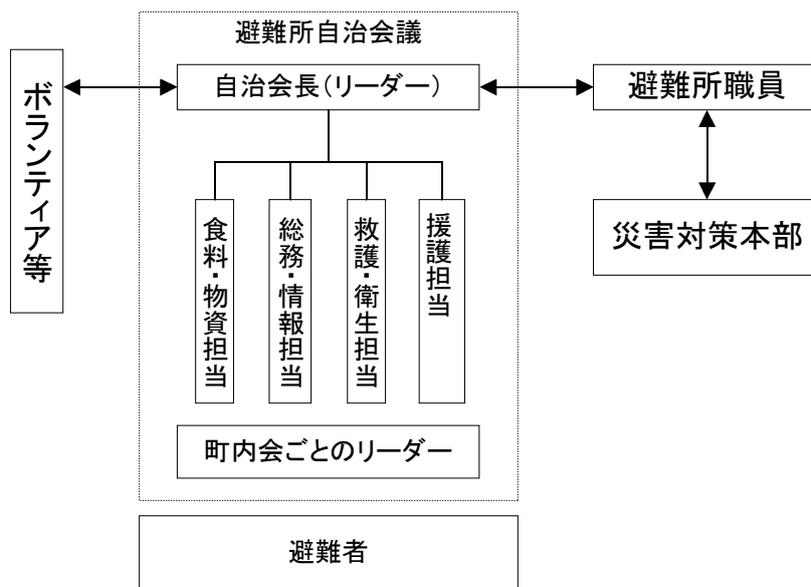
3 避難所の運営体制

3. 1 避難所自治組織の結成

(1) 自治組織の結成

避難所の運営は、原則として避難者による自治とする。

協議会市町は、自主防災組織や町内会組織等を基本に自治組織を結成するように指導する。



◇自治組織と運営体制例

(2) 避難所自治組織の運営方法

避難所自治組織では、自治会長、各担当リーダー、町内会ごとの班を定め、必要に応じて避難所自治会議を開催する。避難所職員は、自治会長からの要望等の相談にあたり、災害対策本部、施設管理者との調整にあたる。

ボランティア団体や外部機関との交渉は自治会長があたる。

3. 2 自治組織との調整

協議会市町は、避難所内に避難所事務所を開設し、避難所職員及び他市町村の職員を配

置する。

避難所職員は、自治会長、災害対策本部、避難所施設管理者との調整にあたる。また、1日の状況について記録をとり、災害対策本部に報告する。

4 避難環境の整備

4.1 避難所スペースの確保

避難所職員は、避難所施設の管理者、避難所自治組織と協力して、避難所の利用スペースを確保する。

◇避難所のスペース例

確保すべきスペース	該当施設
居住スペース	体育館、会議室
休憩、娯楽スペース	ロビー、エントランス
傷病者用スペース	会議室
災害時要援護者用スペース	会議室、和室
喫煙スペース	施設の利用規則に準じる
事務室	管理室
更衣室	更衣室
医療救護所	会議室
洗濯、物干場	洗面所、屋外、廊下
駐車場	グラウンド、敷地内の空地

4.2 避難所設備の確保

協議会市町は、避難所生活に必要な設備を確保する。

◇避難所で必要な設備例

<input type="checkbox"/> 洗濯機	<input type="checkbox"/> 乾燥機	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫	<input type="checkbox"/> テレビ
<input type="checkbox"/> パソコン	<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> ファクシミリ	<input type="checkbox"/> ストーブ
<input type="checkbox"/> 掲示板	<input type="checkbox"/> ゴミ箱	<input type="checkbox"/> トイレ	<input type="checkbox"/> 清掃器具
<input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/> 調理器具	<input type="checkbox"/> 食器	<input type="checkbox"/> 複写機

4.3 衛生対策

避難所では、避難所自治組織により定期的に清掃を行う。また、食料、食材の保存に注意する。

5 避難生活への支援

5. 1 災害時要援護者の支援

協議会市町は、災害時要援護者が避難生活をしやすいように各種支援を実施する。詳細については、第2節を参照する。

5. 2 食料・生活必需品・飲料水の供給

協議会市町は、避難所で食料、生活必需品、飲料水を供給する。なお、詳細は第3節を参照する。

5. 3 救護所の設置

協議会市町は、避難所に救護所を設置し、医師の診療を保健所、医師会等に要請する。なお、詳細は第4節を参照する。

5. 4 相談窓口の設置

協議会市町は、避難所に相談窓口を設置し、避難者の申し込み受け付けや相談を受け付ける。必要があるときは、各関係機関・団体に要員の派遣を要請する。

5. 5 入浴支援

協議会市町は、近隣の入浴施設、温泉等を避難者の入浴場所として確保し、無料バスを運行して定期的に入浴ができるような措置をとる。

6 ペット対策

6. 1 避難所でのペット対策

ペットの保護、飼育は、避難者の責任において行うことを原則とする。
また、避難所でのペットの飼育は、原則として行わない。

6. 2 ペット救護所等の開設

ペットの保護が避難者の責任で行うことができず、避難生活等に問題が生じている場合、協議会市町は、北海道及び北海道獣医師会等と協議する。ペット救護所等を開設する場合は、公共用地をあて、必要な飼育用の資機材、ペットフード等を業者から確保する。

第2節 災害時要援護者対策

1 災害時要援護者施設への入所

協議会市町は、避難所等で介護が困難など、特別な支援の必要な災害時要援護者がいる場合は、介護可能な災害時要援護者施設に入居させる。

協議会市町では、災害時要援護者施設を確保することが困難な場合は、北海道、社会福祉協議会に対しあつせんを要請する。

2 避難所での支援策

協議会市町は、避難所の災害時要援護者の状況を把握し、避難所自治組織、ボランティア等と協力して必要な対策を実施する。

◇避難所における災害時要援護者対策例

災害時要援護者専用室	<input type="checkbox"/> 少人数の和室 <input type="checkbox"/> 専用トイレ
資材・設備	<input type="checkbox"/> ベッド <input type="checkbox"/> 間仕切り <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> 障害者用のトイレ <input type="checkbox"/> 踏み板設置による段差の解消
生活支援	<input type="checkbox"/> 高齢者に配慮した食品の供給 <input type="checkbox"/> 介護ボランティアの生活支援 <input type="checkbox"/> 手話通訳 <input type="checkbox"/> 語学通訳

3 福祉対策の支援

協議会市町及び北海道は、身体障害者手帳、療育手帳を所有していない避難者に対し、避難先の市町村の福祉対策がうけられるように関係機関に要請する。

また、介護保険サービスについても同様の措置をとる。

第3節 食料・物資・飲料水の供給対策

1 食料の供給

1. 1 食料の供給対象者・内容等

協議会市町は、避難した者を対象に避難所で食料を供給する。供給の対象、方法等は、原則として災害救助法の規定に基づくものとする。

1. 2 食料の確保

(1) 需要の把握

避難所職員は、避難所等で供給に必要な食料数、食品の種類を把握し、災害対策本部に報告する。

(2) 食料の確保

協議会市町は、弁当、パン、飲料水等を食料品業者等に発注する。食料品業者等の確保ができない場合は、自衛隊、ボランティア団体等に炊き出しを要請する。食料は業者が避難所まで搬送する。

なお、広域避難をしたために、避難所が多くの市町村に分散した場合は、災害対策本部からの一括管理ができないため、避難先市町村に協力を要請し、避難先市町村に配置された職員（災害対策支部）で対応を行う。

1. 3 炊き出し

避難生活が長期化した場合は、避難所で副食の炊き出しを行う。協議会市町は、避難所自治組織の要請に基づいて、必要な食材、調理器具、食器を販売店、農協等から確保する。確保が困難な場合は、協議会市町や避難先市町村に協力を要請する。

なお、炊き出しの方法、炊き出し品の種類等炊き出しの実施は、避難所自治組織が行うものとする。

1. 4 降灰下の地域内避難時の食料確保

(1) 事前準備

協議会市町は、降灰が予想される場合に、降灰下における地域内避難における食料等は、自主避難をした避難者が準備するものとし、自主避難時に食料、飲料水の非常持ち出しを行うよう十分に広報する。

ただし、降灰直後の避難者等食料を携帯していない避難者のために、ある程度（3日～5日程度）の備蓄食料、飲料水を事前に準備する。

(2) 降灰後の食料供給

降灰により炊事ができない場合は、協議会市町は、地域内避難をしている避難者に

食料、飲料水を供給する。食料の確保は、1. 2と同様とするが、降灰により一般車両では搬送が困難な場合は、自衛隊等の応援を要請する。

2 物資の供給

2. 1 物資の供給対象者・内容等

協議会市町は、避難した者を対象に避難所で生活必需品等を供給する。

また、避難所生活に必要な備品等を確保する。生活必需品供給の対象、方法等は、原則として災害救助法の規定に基づくものとする。

2. 2 物資の確保

(1) 需要の把握

避難所職員は、避難所で避難所及び避難者が必要とする物資の種類、必要数等を把握し、災害対策本部に報告する。

(2) 物資の確保

協議会市町は、必要な物資を販売店等に発注する。確保が困難な場合は、協議会市町や避難先市町村に協力を要請する。大型の資機材等で確保が困難な場合は、北海道に確保を要請する。

なお、広域避難をしたときの対応は、食料の供給と同様とする。

2. 3 降灰下の地域内避難時の物資確保

(1) 事前準備

避難者が準備することを原則とするが、携帯が困難である避難者のために、協議会市町は事前準備を行う。

(2) 降灰後の物資供給

食料と同様とする。

3 物資等の管理

3. 1 救援物資の取り扱い

協議会市町は、物資の提供を申し出た企業を登録し、必要になったときに供給を要請する。

なお、原則として、協議会市町は個人からの救援物資は受け入れない。個人からの物資が送付された場合は、郵便局、協議会市町、避難先市町村に管理を要請する。

3. 2 物資管理センター

(1) 物資管理センターの設置

協議会市町は、確保した物資を管理するため、体育館等に物資管理センターを設置する。市町域外に避難した場合は、協議会の他市町、避難先市町村及び郵便局に施設の利用を要請する。

◇物資管理センター設置場所（市町内に設置したとき）

苫小牧市	総合体育館等
千歳市	スポーツセンター等
恵庭市	恵庭市総合体育館
白老町	総合保健福祉センター
安平町	早来町民センター、追分公民館
厚真町	厚真中央小学校
むかわ町	鶴川町民体育館、穂別町民センター

(2) 物資の管理

協議会市町は、物資管理センターに受け入れた物資を管理するため、ボランティア対策本部（ボランティア団体）等に受け入れ作業を要請する。

物資は、災害対策本部の請求により避難所等に搬送し、避難者に配布する。

4 飲料水の供給

協議会市町は、水道施設が被災したために飲料水の供給ができない場合は、避難所や一般住民に対し給水活動を行うこととし、関係市町が自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村と連携を図り飲料水の供給、給水要員・給水資機材等の確保について相互協力を行う。

また、必要に応じて胆振総合振興局、石狩振興局を通じて自衛隊の応援を要請する。

第4節 避難者への医療活動対策

1 避難所での医療

1. 1 医療体制の確立

協議会市町は、医師会等と連携して避難所における医療体制を確立する。広域避難などにより協議会市町では困難な場合は、北海道に医療体制の確立を要請する。

(1) 救護班の編成

協議会市町は、地元医師会、歯科医師会に救護班の編成を要請する。北海道は、保健所に保健医療救護センターを設置し、道立精神保健福祉センター、北海道医師会・北海道歯科医師会・北海道薬剤師会、災害拠点病院、日本赤十字社北海道支部等と調整し救護班を編成するなど保健医療対策を実施する。

なお、救護班の編成にあたっては、災害による急性ストレス反応やPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対応するため、精神科医やカウンセラーによる精神保健班（心のケア班）も編成するよう要請する。

◇救護班の種類

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 救護班：一般診療 |
| <input type="checkbox"/> 歯科保健班：歯科診療 |
| <input type="checkbox"/> 精神保健班：精神科診療、カウンセリング |

(2) 救護所の設置

協議会市町は、避難所に救護所を設置する。

(3) 医薬品・医療用資機材の確保

協議会市町は、避難所医療に使用する医薬品を医薬品業者等から確保する。確保が困難な場合は、北海道に要請する。

1. 2 避難所医療活動

救護班は、避難所を巡回し避難者への医療活動を行う。

協議会市町は、各避難所における診療日時、診療時間等を避難者に広報する。

また、保健師等による医療救護活動の調整を行う。

2 保健医療活動

協議会市町及び北海道は、避難者の健康管理や医療活動等との支援を行うため、保健師を避難所に派遣する。

◇保健師の活動

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 避難者の健康状態の把握<input type="checkbox"/> 救護班等との連絡<input type="checkbox"/> 投薬、透析患者等通院者に関する医療機関との連絡調整<input type="checkbox"/> 福祉機関との連携<input type="checkbox"/> 避難所内の衛生環境の監視<input type="checkbox"/> 手洗い、うがい等病気の予防活動の指導等 |
|--|

3 その他の医療対策

協議会市町は、保健師等の把握をもとに、継続的な投薬や診療が受けられるような措置を北海道に要請する。

第5節 広報・広聴活動対策

1 避難者等への広報

1. 1 避難所での広報活動

(1) 避難所での広報

協議会市町は、避難所に掲示板を設置し、お知らせ等を掲示する。

また、避難所自治組織を通じて、チラシ等を配布する。

(2) 避難者説明

協議会市町は、避難所に行政相談窓口を設置し、避難者へ応急対策の説明、各種申し込み、説明などを行う。

また、手話通訳などを配置するなど災害時要援護者に配慮する。

1. 2 避難者・住民への広報

(1) 広報紙の作成

協議会市町は、災害広報紙を作成し避難者、住民へ配布する。

◇災害広報紙の内容

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 噴火の状況 |
| <input type="checkbox"/> 協議会市町、北海道、関係機関が行う災害対策 |
| <input type="checkbox"/> 申し込みやお知らせ事項 |

(2) 一般住民への広報

協議会市町及び北海道は、避難していない一般住民への広報として、広報紙、広報車、ホームページにより各種の情報を提供する。

1. 3 説明会

協議会市町は、各種対策、手続き等について、避難所にて説明会を開催する。

また、噴火現象の解説や今後の予想について火山専門家による説明会などを開催する。

2 報道発表

2. 1 記者発表

協議会市町及び北海道は、応急対策の実施状況等について記者発表を行う。

2. 2 報道機関への要請

(1) 広報の要請依頼

協議会市町は、北海道を通じて報道機関にテレビ、ラジオ、新聞等による広報を要請する。

(2) 取材活動への要請

取材活動に対しては、避難区域などへの危険箇所への立ち入り禁止を徹底するように要請する。

また、避難所においては避難者に配慮した取材を行うように要請する。

第6節 教育・保育活動対策

1 園児・児童・生徒の確認

協議会市町は、避難所での避難者登録や親戚・知人宅への避難者の連絡等により、園児・児童・生徒の安否及び所在を確認する。

また、各学校、幼稚園、保育園等の情報も確認する。

2 応急教育

2.1 教育の場の確保

協議会市町は、避難した児童・生徒の授業が再開できるように、避難先の教育委員会と協議し、臨時の教室を含め、教育の場を確保する。

また、他市町村へ避難し、当該市町村において教育の場の確保が必要なときは、当該市町村の教育委員会と協議する。

道立学校の教育の場の確保については、北海道教育委員会が行う。学校法人における教育の確保については公立学校に準じて実施するよう努めるものとする。

また、必要があるときは協議会市町と協議する。

2.2 教職員の確保

協議会市町は、教育の円滑な実施に支障があると判断される場合は、北海道教育委員会に教職員の加配を要請する。

2.3 学用品の供給

協議会市町は、災害により学用品を失った児童・生徒を的確に把握し、学用品を給与する。

また、教科書の確保について北海道教育委員会に要請する。北海道教育委員会は、必要な教科書を確保するため、北海道教科書供給所など関係機関との連絡にあたる。

2.4 転出手続き

協議会市町は、他市町村に避難した児童・生徒がいるときは、他市町村の学校で授業が受けられるように、転出手続きをする。

北海道教育委員会は、避難した児童・生徒が、避難先に近い学校に円滑に転入学できるよう、転入学の弾力的措置を関係市町村教育委員会等に要請する。

2.5 通学バスの運行

協議会市町は、通学が困難となった児童・生徒のために、避難所等から学校まで通学バスを運行する。

2.6 学校給食に関する措置

学校長、北海道教育委員会及び市町教育委員会は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧の措置を講ずる。

2.7 児童・生徒の健康管理

学校長、北海道教育委員会及び市町教育委員会は、被害児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所などの専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング及び電話相談などを実施する。

3 応急保育

協議会市町は、保育所についても応急教育と同様の措置をとる。また、必要に応じて避難所及び避難先に近い施設で、託児施設を開設し、保育士等による応急保育を実施する。

第7節 交通対策

1 交通規制

1. 1 交通規制

道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、避難区域及び降灰により通行困難となった道路に交通規制を実施する。

交通規制を実施した場合は、広報により周知し、規制箇所には、道路標識や検問所を設置して、交通規制や迂回路を指示する。

1. 2 緊急通行車両の確認

北海道公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制を実施した場合、知事（支庁長）又は北海道公安委員会は、災害応急対策に必要な車両の確認を行い、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付する。

1. 3 避難者等の車両

北海道公安委員会が通行禁止又は制限を実施する場合において、日常の生活に欠くことのできない車両等で、公益上又は社会生活上通行することがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り「規制対象除外車両通行証明書」及び「標章」を交付する。

2 避難者への支援

2. 1 臨時バスの運行

協議会市町は、避難者の通学、通勤、買い物等の必要がある場合は、臨時バスを運行する。

2. 2 その他の支援策

その他の支援策については、東日本高速道路(株)北海道支社、JR北海道、バス会社等と協議する。

第8節 ボランティア活動対策

1 ボランティア活動体制の確立

1. 1 ボランティア活動本部の設置

協議会市町は、北海道社会福祉協議会等に対してボランティア活動本部を設置するとともに、ボランティア活動の支援をするよう要請する。

◇ボランティア活動本部の活動内容

- 被災地状況、ボランティア関連情報の収集
- 北海道、市町との連絡調整
- 資機材の確保
- ボランティアコーディネーターの確保
- 支援受け入れ要請
- 関係機関、報道への情報提供

1. 2 防災ボランティア現地対策本部の設置

協議会市町の社会福祉協議会及び北海道社会福祉協議会は、日本赤十字社北海道支部と連携して、公共施設等に防災ボランティア現地対策本部を設置する。協議会市町は、公共施設や設備等を提供するなどの便宜を図る。

◇防災ボランティア現地対策本部の活動内容

- ボランティア活動のコーディネート
- ボランティア希望者の受給調整
- ボランティアセンターへの支援
- 被災者のニーズの把握

2 ボランティア活動

2. 1 ボランティアの受け付け

防災ボランティア現地対策本部では、申し出のあったボランティア団体、個人ボランティアの登録、要請を行う。

なお、協議会市町では、直接、ボランティアの登録等の対応は行わない。

2.2 ボランティア活動の要請

協議会市町は、ボランティア活動が必要な場合は、防災ボランティア現地対策本部に要請する。防災ボランティア現地対策本部では、協議会市町の要請やボランティアニーズの把握に基づき、ボランティアの配置、関係機関との調整、資機材の供給などを行う。

第5章 被災者再建支援計画

第1節 住宅対策

1 公営住宅の入居措置

1. 1 公営住宅の確保

協議会市町及び北海道は、避難者が入居可能な道営住宅及び市町村営住宅の空き家状況の情報を収集し、避難者に募集に関する広報を行う。

1. 2 公営住宅の受け付け

協議会市町及び北海道は、公営住宅の入居希望を受け付ける。

また、必要に応じて入居申し込みに関する説明会を避難所等で開催する。

1. 3 入居

公営住宅の入居手続きは、公営住宅の各管理者が行う。

協議会市町は、必要に応じて転居等の支援を行う。

2 応急仮設住宅の供給

2. 1 仮設住宅用地の確保

協議会市町及び北海道は、災害により住宅を失い又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅を設置するため、火山灰等の影響を受けない安全な区域かつ、仮設住宅の需要、ライフライン等の被害、交通の状況等に基づいて公共用地を選定し、応急仮設住宅の用地を確保する。

2. 2 応急仮設住宅の設置

協議会市町及び北海道は、プレハブメーカー、建設業者等に発注して応急仮設住宅を設置する。応急仮設住宅の仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。応急仮設住宅を近接する区域内に50戸以上設置した場合、集会等に利用できる施設を設置する。

なお、気象条件や災害時要援護者に配慮して、福祉仮設住宅の設置、ストーブの設置、段差の解消等に配慮する。建築資材等の調達が困難な場合は、北海道にあっせんを依頼する。

2. 3 応急仮設住宅の入居

(1) 入居の受け付け

協議会市町及び北海道は、応急仮設住宅の入居申し込み説明会を開催し、災害対策

本部又は避難所で申し込みを受け付ける。

(2) 入居決定

協議会市町は、応急仮設住宅入居者の選定にあたり、災害時要援護者や勤務先等の条件を考慮する。

(3) 入居支援

協議会市町は、必要に応じて転居等の支援を行う。

3 災害公営住宅の整備

火山災害により住宅の被害が次の条件の 1 以上に達した場合は、低所得り災世帯のため国庫から補助を受けて災害公営住宅を整備し入居させる。

◇災害公営住宅の整備条件

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき<input type="checkbox"/>1 市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき<input type="checkbox"/>滅失戸数とその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき |
|---|

第2節 生活資金等の支援対策

1 災害義援金の配分

災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集（配分）委員会の計画に基づき実施する。協議会市町は、この委員会の決定に基づき、被災者に災害義援金を配分する。

2 生活資金の貸し付け

2. 1 生活福祉資金

北海道社会福祉協議会は、避難者を対象に生活福祉資金の貸し付けを行う。

2. 2 災害援護資金

協議会市町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、被災した世帯主に対して災害援護資金の貸し付けを行う。

2. 3 災害復興住宅資金

住宅金融公庫法で指定された条件において、住宅資金の融資を行う。

3 税制措置

協議会市町及び北海道は、災害の状況に応じて、市町税・道税に関する申告、納付の期限延長、減免、納税義務の免除、納税の猶予等の税制措置をとる。

4 生活再建支援

北海道は、「被災者生活再建支援法」に基づき、生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、生活再建資金を支給する。

第3節 職業・経営対策

1 緊急雇用の確保

国、北海道及び協議会市町は、災害発生に伴い離職などを余儀なくされた者に対して、臨時応急の就労先が確保できるよう必要な措置を講ずることとする。

2 職業のあっせん

公共職業安定所は、北海道及び協議会市町と連携して災害により離職を余儀なくされた被災者の再就職を行うため、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談などの措置を講ずる。

3 中小企業への支援

3. 1 資金の融資

北海道は、火山活動により影響を受けている中小企業者等を対象に中小企業総合振興資金「経営安定化資金（セーフティネット貸付（災害貸付）」を貸し付ける。

3. 2 経営相談

北海道及び商工会議所・商工会は、特別相談室の設置、巡回相談を実施し、北海道の融資制度の手続き、相談などを受け付ける。

4 農林水産業への支援

4. 1 営農指導

北海道は、専門技術員、普及職員、家畜保健衛生所職員等で構成された営農特別班を編成し、農家の巡回、技術指導、営農相談を行う。

4. 2 資金の融資

(1) 農業経営維持安定資金（災害資金）

北海道は、災害により被害を受けた農家の経営再建や減少した収入の補てんのため、農林漁業金融公庫の農業経営維持安定資金（災害資金）が円滑に融通されるよう支援する。

(2) 農業基盤整備資金、農林漁業施設資金

北海道は、災害により農地、農業用施設等に被害を受けた農家の復旧のため、農林漁業金融公庫の農業基盤整備資金、農林漁業施設資金が円滑に融通されるよう支援する。

4. 3 水産業関係への支援

北海道は、漁業協同組合等の要請に基づいて海域の環境調査、経営相談などの対策を行う。

第6章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧事業

1 災害復旧事業計画

協議会市町及び北海道は、災害の再発生を防止し、被災者の生活や社会経済活動の早期回復を目指し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて次のような災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

◇公共施設の災害復旧事業計画

- | |
|----------------------|
| 1 公共土木施設災害復旧事業計画 |
| (1) 河川 |
| (2) 海岸 |
| (3) 砂防施設 |
| (4) 林地荒廃防止設備 |
| (5) 地すべり防止施設 |
| (6) 急傾斜地崩壊防止施設 |
| (7) 道路 |
| (8) 港湾 |
| (9) 漁業 |
| (10) 下水道 |
| (11) 公園 |
| 2 農林水産業施設災害復旧事業計画 |
| 3 都市施設災害復旧事業計画 |
| 4 上水道災害復旧事業計画 |
| 5 住宅災害復旧事業計画 |
| 6 空港施設災害復旧事業計画 |
| 7 社会福祉施設災害復旧事業計画 |
| 8 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画 |
| 9 学校教育施設災害復旧事業計画 |
| 10 社会教育施設災害復旧事業計画 |
| 11 その他災害復旧事業計画 |

2 激甚法による財政援助

協議会市町及び北海道は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号）（以下「激甚

法」という。)の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」(昭和37年12月7日・中央防災会議決定)と「局地激甚災害指定基準」(昭和43年11月22日・中央防災会議決定)の2つがあり、この基準により指定を受ける。

◇激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木施設災害復旧事業 ○ 河川等災害復旧助成事業 ○ 河川等災害関連事業 ○ 河川等災害特定関連事業 ○ 河川等災害関連特別対策事業 ○ 特定小川災害関連環境再生事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 老人福祉施設災害復旧事業 ○ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ○ 知的障害者援護施設・授産施設災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症予防施設災害復旧事業 ○ 感染症予防事業 ○ 堆積土砂排除事業 ○ 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ○ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○ 森林災害復旧事業に対する補助 ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ○ 共同利用小型漁船の建造費の補助
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ○ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ○ 水防資材費の補助の特例 ○ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ○ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ○ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第2節 災害復興計画

1 災害復興方針

協議会市町及び北海道は、被災の状況、火山噴火後の地形、火山災害の危険性等の特性及び住民の意向などを考慮して、復興の基本的方向を定める。

災害復興にあたっては、協議会市町が共通認識のもと災害復興を目指すために、北海道、協議会市町、関係機関が連携して復興の方向性を示す「復興方針」を定めるものとする。この「復興方針」が検討された場合は、協議会市町はこの方針に従うものとする。

2 災害復興計画の策定

協議会市町は、必要に応じ災害復興対策を検討する委員会を設置する。委員会は、有識者、議員、住民代表、行政関係職員等で構成する。

協議会市町は、委員会の意見をふまえ、復興方針に沿って災害復興計画を策定する。策定にあたっては、住民などの意見を十分聴取し、北海道との調整を図る。

卷 末 資 料

1. 樽前山火山防災会議協議会規約

(目的)

第1条 本協議会は、樽前山噴火災害に関し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき設置し、市町村相互間防災計画を作成し、もって樽前山噴火災害に際し適切に対処することを目的とする。

(名称)

第2条 本協議会は、樽前山火山防災会議協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会を構成する市町)

第3条 協議会は、次に掲げる市町（以下「構成市町」という。）をもって設置する。

- ・ 苫小牧市
- ・ 千歳市
- ・ 恵庭市
- ・ 白老町
- ・ 安平町
- ・ 厚真町
- ・ むかわ町

(市町村相互間防災計画にかかる地域)

第4条 協議会が作成する市町村相互間防災計画に係る地域は、構成市町の地域全体とする。

(所掌事務)

第5条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- ・ 市町村相互間防災計画を作成し、及び必要に応じ、これを修正するとともに、その実施を推進すること。
- ・ 法第21条の規定による協力要求及び法第45条の規定による要請等を行うこと。
- ・ 樽前山噴火による災害が発生した場合において、災害に関する情報の収集、災害応急対策及び災害復旧に関し、構成市町及び関係機関相互の連絡調整を図ること。
- ・ その他協議会が必要と認める事項。

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、構成市町の防災会議会長のうちから、構成市町が協議により定める者をもって当てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。（ただし、協議会会長を除く。）

(会長)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の出席過半数をもって成立する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(会長の専決処分)

第9条 会長は、会議を召集する暇がないとき、その他やむを得ない事由により会議を召集することができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに各委員に報告しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会の議事等を円滑かつ効率的に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる市町の職員（以下「幹事」という。）をもって構成する。
- 3 幹事会は、次に掲げる事項を担任する。
 - ・ 構成市町の防災会議間の連絡調整に関すること。
 - ・ その他協議会の会議の決定により委任された事項に関すること。

(経費)

第11条 協議会の事務に要する経費は、構成市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の経費に係る出納事務の手続き及び方法は、別に協議し会長が定める。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(事務局)

第13条 協議会の事務は、会長の属する市町において行う。

(雑則)

第14条 この規約に定めのない事項で必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成12年 2月 9日から施行する。

この規約は、平成12年10月12日から施行する。

この規約は、平成18年 3月 27日から施行する。

別表1 (第6条関係)

	機 関 名 (担当部署名)	職 名	備 考
1	北海道開発局室蘭開発建設部(防災対策官)	部長	
2	北海道開発局札幌開発建設部(防災課)	部長	
3	東京航空局新千歳空港事務所(航空保安防災課)	所長	
4	石狩森林管理署(治山課)	署長	
5	胆振東部森林管理署(治山課)	署長	
6	苫小牧海上保安署	署長	
7	室蘭地方气象台(防災業務課)	台長	
8	陸上自衛隊第7師団(司令部第3部防衛班)	第3部長	
9	航空自衛隊千歳基地(第2航空団司令部防衛部)	基地司令	
10	石狩振興局(地域政策部地域政策課)	局長	
11	胆振総合振興局(地域政策部地域政策課)	局長	
12	空知総合振興局札幌建設管理部(用地管理室・管理課)	副局長	
13	胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室(企画総務課)	室長	
14	石狩振興局保健環境部千歳地域保健室(企画総務課)	室長	
15	苫小牧警察署(警備課)	署長	
16	千歳警察署	署長	
17	苫小牧市(市民生活部危機管理室)	市長	
18	千歳市(総務部危機管理課)	市長	
19	恵庭市(総務部基地・防災課)	市長	
20	白老町(総務財政部総務課防災危機管理室)	町長	
21	安平町(総務課)	町長	
22	厚真町(総務課)	町長	
23	むかわ町(総務企画課)	町長	
24	苫小牧市消防本部(警防課)	消防長	
25	千歳市消防本部(警防課)	消防長	
26	恵庭市消防本部(総務課)	消防長	
27	白老町消防本部(消防管理課)	消防長	
28	胆振東部消防組合(防災課)	消防長	
29	北海道旅客鉄道(株)日高線運輸営業所	所長	
30	北海道旅客鉄道(株)室蘭保線所	所長	
31	NTT東日本北海道支店 (株)NTT東日本-北海道苫小牧支店総括担当)	室長	
32	(株)NTTドコモ北海道支社苫小牧ちとせ支店(サービス担当)	支店長	
33	北海道電力(株)苫小牧支店(企画総務グループ)	支店長	
34	苫小牧港管理組合(総務部総合政策室)	専任副管理者	
35	東日本高速道路(株)北海道支社苫小牧管理事務所	所長	

別表2 (第10条関係)

構成市町	職 名	構成市町	職 名
苫小牧市		安平町	
千歳市		厚真町	
恵庭市		むかわ町	
白老町			

2. 樽前山火山防災会議協議会緊急連絡網

機 関 名(担当部署名)	電 話 番 号	FAX 番 号
北海道開発局室蘭開発建設部(防災対策官)	0143-25-7052	0143-23-8533
北海道開発局札幌開発建設部(防災課)	011-611-0306	011-621-7050
新千歳空港事務所(航空保安防災課)	0123-23-4173	0123-23-6504
石狩森林管理署(治山課)	011-563-6111	011-563-6113
胆振東部森林管理署(治山課)	0144-82-2161	0144-82-2163
苫小牧海上保安署	0144-33-0118	0144-31-2658
室蘭地方气象台(防災業務課)	0143-22-4249	0143-22-2601
陸上自衛隊第7師団(司令部第3部防衛班)	0123-23-5131 内線 2275	0123-23-5131 内線 4107
航空自衛隊千歳基地(第2航空団司令部防衛部)	0123-23-3101 内線 2231	0123-23-3101 内線 2769
石狩振興局(地域政策部地域政策課)	011-204-5818	011-232-1070
胆振総合振興局(地域政策部地域政策課)	0143-24-9570	0143-22-5170
胆振総合振興局室蘭建設管理部 (用地管理室・管理課)	0143-24-9871	0143-23-4038
空知総合振興局札幌建設管理部(用地管理室・管理課)	011-561-0413	011-563-4041
胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室 (企画総務課)	0144-34-4168	0144-34-4177
石狩振興局保健環境部千歳地域保健室 (企画総務課)	0123-23-3175	0123-23-3177
苫小牧警察署(警備課)	0144-35-0110	0144-32-7531
千歳警察署	0123-42-0110	0123-22-4434
苫小牧市(市民生活部危機管理室)	0144-32-6280	0144-33-0474
千歳市(総務部危機管理課)	0123-24-0144	0123-22-8852
恵庭市(総務部基地・防災課)	0123-33-3131 (内線2242)	0123-33-3137
白老町(総務財政部総務課防災危機管理室)	0144-82-4277	0144-82-4391
安平町(総務課)	0145-22-2511	0145-22-2026
厚真町(総務課)	0145-27-2321	0145-27-2328
むかわ町(総務企画課)	0145-42-2411	0145-42-2711
苫小牧市消防本部(警防課)	0144-32-6714	0144-32-8921
千歳市消防本部(警防課)	0123-23-0320	0123-22-8850
恵庭市消防本部(総務課)	0123-33-5191	0123-33-7105
白老町消防本部(消防管理課)	0144-83-1119	0144-83-1190
胆振東部消防組合(防災課)	0145-26-7100	0145-27-2467
北海道旅客鉄道(株)日高線運輸営業所	0144-34-8130	0144-34-8131
北海道旅客鉄道(株)室蘭保線所	0143-45-2403	0143-45-2403
N T T 東日本北海道支店 (株)N T T 東日本-北海道苫小牧支店総括担当)	0144-35-4330	0144-31-2019
N T T ドコモ北海道支社苫小牧ちとせ支店(サービス担当)	0144-32-8410	0144-31-2019
北海道電力(株)苫小牧支店(企画総務グループ)	0144-37-8151	0144-32-7525
苫小牧港管理組合(総務部総合政策室)	0144-34-5901	0144-34-5559
東日本高速道路(株)北海道支社苫小牧管理事務所	0144-67-1070	0144-67-1074

3. 避難計画

● 小規模噴火拡大期(小規模噴火の繰り返し)の避難
《苫小牧市》

避難区域(町名・区域など)		一次集合場所 (災害時要援護者 施設)	人数	避難先	
【非積雪期】 中規模噴火危険区域(火砕流・火砕サージ)	災害時要援護者	樽前の一部	若干名	市内公共施設	
		樽前の一部	(社会福祉施設)		50
			錦岡の一部		若干名

【災害時要援護者】 介護保険要認定者3以上

● 中規模噴火前兆期(中規模噴火が予想されるとき)の避難
《苫小牧市》

避難区域(町名・区域など)		一次集合場所 (災害時要援護者 施設)	人数	避難先
【非積雪期】 中規模噴火危険区域(火砕流・火砕サージ)	一般住民	樽前小学校	若干名	市内避難所
		樽前地区 錦岡の一部	400	

《千歳市》

避難区域(町名・区域など)		一次集合場所 (災害時要援護者 施設)	人数	避難先
【通年】中規模噴火危険区域(火砕流・火砕サージ・融雪型泥流)	支笏湖温泉	支笏湖小学校	164	千歳公民館
	モーラップ		1	
			4	
計			169	

● 噴火拡大期(噴火の規模が徐々に増大)の避難
《苫小牧市》

避難区域(町名・区域など)	一次集合場所 (災害時要援護者 施設)	人数	避難先	
	(社会福祉施設)	129		
		58		
		7		
		14		
		51		
		12		
		11		
		10		
	(苫小牧健樹園)	91		
		66		
		6		
		50		
		34		
		13		
		14		
		6		
		44		
		81		
		12		
		1		
		44		
	(ライフリング桜)	50		
		44		
		6		
		22		
		52		
	(養護老人ホーム 静和荘)	3		
【通年】大規模 噴火危険区域 (火砕流・火災 サージ・融雪型 泥流)	災害時要援護者	松風町	3	市内避難所・市内病 院 市内公共施設
		見山町	45	
		花園町	42	
		啓北町	24	
		青葉町	21	
		山手町	26	
		大成町	43	
		新富町	4	
		北光町	50	
		元町	8	
		弥生町	22	
		白金町	7	
		矢代町	12	
		木場町	16	
		王子町	6	
		幸町	9	
		浜町	7	
		大町	6	
		寿町	3	
		錦町	5	
		栄町	12	
		高砂町	4	
		表町	6	
		旭町	10	
		春日町	30	
		緑町	30	
		若草町	20	
末広町	30			
汐見町	18			
	計	1,447		

【災害時要援護者】介護保険要認定者3以上

《白老》

避難区域（町名・区域など）		一次集合場所 （災害時要援護者 施設）	人 数	避 難 先
【通年】大規模 噴火危険区域 （火砕流・火災 サージ・融雪型 泥流）	災害 時 要 援 護 者	社台 （社台福祉園）	60	東町福祉館

【災害時要援護者】 介護保険要認定者3以上

● 大規模噴火前兆期(大規模噴火が予想されるとき)の避難

《苫小牧市》

避難区域(町名・区域など)		一次集合場所	人数	避難先	
【非積雪期】 大規模噴火危険区域(火砕流・火砕サージ)	一般住民	樽前	樽前小学校	681	市内避難所
		錦岡	錦岡小学校	3,020	
		もえぎ町	駒澤大学	1,166	
		宮前町	凌雲中学校	2,236	
		明德町	明德小学校	3,047	
		青雲町	緑陵中学校	1,649	
		のぞみ町	南高校	1,251	
		美原町	澄川小学校	1,712	
		澄川町	啓明中学校	6,928	
		ときわ町		4,167	
	計		25,857		

避難区域 (町名・区域など)	一次集合場所	人数	避難先
		681	
		3,020	
		1,166	
		2,236	
		3,047	
		1,649	
		1,251	
		1,712	
		6,928	
		4,167	
		557	
		1058	
		4,664	
		4,653	
		956	
		1,456	
		5,762	
		5,086	
		1,286	
		120	
		2,838	
		3,840	
		2,970	
		405	
		1,928	
		5,499	
		329	
		2,500	
		1,742	
		2,963	
		2,227	
		4,411	
		792	
		728	
		1,848	
		1,928	
		420	
		1,966	
		1,155	
		1,603	
		915	
		598	
		363	
		492	
		235	
		208	
		360	
		258	
		786	
		849	
		598	
		846	
		1,977	
		2,457	
		1,373	
		2,331	
		1,096	
		109,289	

【積雪期】
大規模噴火危険区域(火砕流・火災サージ・融雪型泥流)

一般住民

樽前小学校
 錦岡小学校
 駒澤大学
 凌雲中学校
 明德小学校
 緑陵中学校
 南高校
 澄川小学校
 啓明中学校
 日新小学校
 苫小牧高専
 泉野小学校
 糸井小学校
 北星小学校
 豊川小学校
 啓北中学校
 啓北中山なみ分校
 明倫中学校
 中央高校
 大成小学校
 北光小学校
 東小学校
 西小学校
 若草小学校
 清水小学校
 東中学校
 弥生中学校
 光洋中学校
 和光中学校
 開成中学校
 西高校
 東高校

市外へ避難
(北海道と調整)

避難区域 (町名・区域など)		一次集合場所	人 数	避 難 先
【通年】 降灰 (1m以上)	清水町	清水小学校 緑小学校 美園小学校 明野小学校 勇払小学校 沼ノ端小学校 和光中学校 開成中学校 明野中学校 勇払中学校 沼ノ端中学校 工業高校 東高校 総合経済高校 青翔中学校 ウトナイ小学校 拓勇小学校	644	市外へ避難 (北海道と調整)
	高丘		1,169	
	泉町		1,079	
	住吉町		2,063	
	双葉町		2,658	
	音羽町		1,679	
	新中野町		2,307	
	元中野町		1,907	
	港町		4	
	汐見 (1丁目)		58	
	美園町		4,013	
	三光町		4,869	
	日の出町		1,801	
	船見町		789	
	入船町		7	
	新明町		2,344	
	明野新町		6,550	
	新開町		1,173	
	柳町		1,586	
	一本松町		15	
	あけぼの町		18	
	明野元町		1,075	
	勇払		2,434	
	東開町		4,292	
拓勇西町	3,436			
拓勇東町	5,080			
北栄町	2,156			
沼ノ端	7,357			
計		62,563		

《千歳市》

避難区域 (町名・区域など)		一次集合場所	人 数	避 難 先
【通年】 降灰 (1m以上)	泉沢	向陽台中学校	230	真町中学校
	若草	向陽台小学校	1,954	千歳小学校・緑小学校
	白樺	泉沢小学校	1,662	北斗中学校・桜木小学校
	里美	里美ターザン緑地	1,173	千歳中学校
	文京	向陽台公園	2,838	青葉中学校・日の出小学校
	柏陽	太陽公園	1,356	千歳高校
	福住	リス公園	837	北栄小学校
	計		10,050	

《白老町》

避難区域 (町名・区域など)		一次集合場所	人 数	避 難 先
【通年】 降灰 (1m以上)	社台	社台小学校 白老東高校	936	白老町総合体育館 白老町中央公民館

4. 避難所一覽

苫小牧市避難所一覽表

番号	避難所名	所在地	体育館 収容可能人員 A	普通教室 収容可能人員 B	合計 A+B
1	東小学校	旭 町	460	360	820
2	西小学校	矢 代 町	340	370	710
3	若草小学校	若 草 町	460	450	910
4	緑小学校	三 光 町	450	590	1,040
5	北光小学校	北 光 町	420	340	760
6	大成小学校	大 成 町	450	400	850
7	清水小学校	清 水 町	360	280	640
8	美園小学校	美 園 町	440	410	850
9	日新小学校	日 新 町	360	530	890
10	系井小学校	日 吉 町	360	260	620
11	北星小学校	桜 木 町	450	380	830
12	澄川小学校	澄 川 町	450	640	1,090
13	豊川小学校	豊 川 町	450	470	920
14	泉野小学校	川 沿 町	440	490	930
15	明野小学校	明 野 新 町	460	550	1,010
16	勇払小学校	勇 払	430	190	620
17	錦岡小学校	錦 岡	400	580	980
18	樽前小学校	樽 前	260	110	370
19	沼ノ端小学校	東 開 町	390	740	1,130
20	植苗小・中学校	植 苗	360	240	600
21	明德小学校	明 徳 町	360	330	690
22	拓勇小学校	拓 勇 東 町	460	800	1,260
23	東中学校	旭 町	320	310	630
24	弥生中学校	弥 生 町	310	230	540
25	光洋中学校	光 洋 町	490	360	850
26	啓北中学校	啓 北 町	460	420	880
27	和光中学校	双 葉 町	440	390	830
28	開成中学校	清 水 町	460	140	600
29	啓北中山なみ分校	有珠の沢町	300	40	340
30	明倫中学校	日 新 町	510	470	980
31	啓明中学校	はまなす町	500	440	940
32	明野中学校	明 野 新 町	450	380	830
33	勇払中学校	勇 払	460	80	540
34	凌雲中学校	青 雲 町	430	360	790
35	沼ノ端中学校	東 開 町	420	300	720
36	緑陵中学校	のぞみ町	460	300	760
37	工業高等学校	高 丘	500	860	1,360
38	西高等学校	青 葉 町	330	470	800
39	中央高等学校	光 洋 町	1,230	420	1,650
40	東高等学校	清 水 町	500	680	1,180
41	駒澤大学付属高校	美 園 町	480	470	950
42	総合経済高校	新 開 町	350	470	820
43	南高等学校	のぞみ町	500	680	1,180
44	苫小牧工業高等専門学校	錦 岡	500	680	1,180
45	駒澤大学	錦 岡	1,140	470	1,610
46	青翔中学校	拓 勇 東 町	320	320	640
47	ウトナイ小学校	沼 ノ 端	320	550	870
	合 計		21,190	19,800	40,990

千歳市避難所一覧表

番号	避難所名	所在地	収容人数	普通教室 収容人数	合計
1	千歳市	本 町	360	730	1,090
2	千歳市スポーツセンター	真 町	1,317		1,317
3	千歳公民館	真 町	445		445
4	真町中学校	真 々 地	410	362	772
5	東雲会館	東 雲 町	204		204
6	千歳市総合福祉センター	東 雲 町	1,260		1,260
7	労働会館	東 雲 町	174		174
8	千歳中学校	栄 町	330	994	1,324
9	千歳市民文化センター	北 栄	552		552
10	北栄小学校	北 栄	230	961	1,191
11	北進小中学校	北 栄	380	240	620
12	在宅福祉総合センター	新 富	261		261
13	北進コミュニティセンター	新 富	398		398
14	北栄保育所	新 富	313		313
15	千歳高等学校	北 栄	680	1,028	1,708
16	高台小学校	富 丘	220	935	1,155
17	富丘中学校	あ ず さ	320	858	1,178
18	富丘コミュニティセンター	富 丘	249		249
19	第2メリー幼稚園	富 丘	320		320
20	緑小学校	緑 町	390	799	1,189
21	桂木町内会館	桂 木	84		84
22	蘭越生活館	蘭 越	137		137
23	北斗中学校	北 斗	410	580	990
24	北桜コミュニティセンター	北 斗	467		467
25	桜木小学校	自 由ヶ丘	310	722	1,032
26	末広保育園	花 園	191		191
27	総合武道館	あ ず さ	1,566		1,566
28	メリー幼稚園	末 広	827		827
29	末広会館	末 広	108		108
30	末広小学校	富 丘	220	1,002	1,222
31	信濃小学校	信 濃	240	897	1,137
32	千歳北陽高等学校	北 陽	330	1,273	1,603
33	北陽小学校	北 陽	250	590	840
34	北信濃コミュニティセンター	北 信 濃	252		252
35	日の出小学校	日 の 出	350	991	1,341
36	千歳青葉幼稚園	青 葉	310		310
37	鉄東コミュニティセンター	青 葉	443		443
38	青葉中学校	豊 里	380	797	1,177
39	祝梅小学校	梅 ヶ 丘	370	892	1,262
40	祝梅コミュニティセンター	弥 生	477		477
41	千歳第二小学校	清 流	170	320	490
42	公民館泉郷分館	泉 郷	140		140
43	駒里小中学校	駒 里	250	266	516

番号	避難所名	所在地	収容人数	普通教室 収容人数	合計
44	旧長都小中学校	長 都	130	305	435
45	北コミュニティセンター	釜 加	209		209
46	中央保育所	中 央	104		104
47	東千歳中学校	幌 加	385		385
48	東小学校	東 丘	300		300
49	千歳市農民研修センター	東 丘	291		291
50	向陽台小学校	若 草	1,049		1,049
51	向陽台中学校	若 草	925		925
52	泉沢小学校	柏 陽	1,075		1,075
53	泉沢向陽台コミュニティセンター	里 美	444		444
54	支笏湖小学校	支笏湖温泉	341		341
55	支笏湖国民休暇村	支笏湖温泉	266		266
56	支笏湖市民センター	支笏湖温泉	155		155
57	中央コミュニティセンター	中 央	160		160
58	新富北町内会館	新 富	76		76
	合 計		23,005	15,542	38,547

恵庭市避難所一覧表

番号	避難所名	所在地	地区別 収容人数	収容人員
1	恵庭小学校	福住町	440	370
2	福住憩いの家	福住町		70
3	市民会館	新町	590	590
4	和光小学校	和光町	620	330
5	和光会館	和光町		190
6	和光憩いの家	和光町		100
7	桜町会館	桜町	190	190
8	勤労者体育センター	駒場町	360	360
9	恵明中学校	黄金北	1,830	330
10	総合体育館	黄金町		1,500
11	若草小学校	中島町	420	320
12	中島会館	中島町		100
13	柏陽中学校	柏陽町	610	350
14	柏陽会館	柏陽町		140
15	柏陽憩いの家	柏陽町		120
16	有明会館	有明町	130	130
17	大町会館	大町	280	160
18	大町憩いの家	大町		120
19	柏小学校	文京町	650	340
20	恵庭中学校	文京町		310
21	恵み野小学校	恵み野	1,390	320
22	恵み野旭小学校	恵み野		320
23	恵み野中学校	恵み野		420
24	恵み野会館	恵み野		190
25	恵み野憩いの家	恵み野		140
26	島松公民館	島松	1,740	410
27	島松憩いの家	島松		100
28	寿町会館	島松		200
29	島松小学校	中島松		250
30	恵北中学校	中島松		290
31	島松体育館	南島松		420
32	農業活性化支援センター	西島松		70
33	北栄会館	北島	80	80
34	松恵小学校	中央	450	150
35	東恵庭会館	中央		200
36	中恵庭会館	中央		50
37	東恵庭憩いの家	中央		50
38	春日会館	春日	50	50
39	こども発達支援センター	戸磯	140	140

番号	避難所名	所在地	地区別 収容人数	収容人員
40	恵庭南高校	白 樺	700	700
41	恵庭北高校	南 島 松	490	370
42	道の駅花ロードえにわ	南 島 松		120
	合 計		11,160	11,160

白老町避難所一覧表

番号	避難所名	所在地	収容人員	普通教室 収容人員	合計
1	社台小学校	社 台	282	132	414
2	白老東高等学校	日 の 出 町	335	264	599
3	白老小学校	大 町	269	440	709
4	白老中学校	東 町	399	198	597
5	白老町中央公民館	本 町	811		811
6	北海道栄高等学校	緑 丘	598	308	906
7	緑丘小学校	緑 丘	310	396	706
8	白老町総合体育館	本 町	462		462
9	体験館森野	森 野	93		93
10	萩野小学校	萩 野	236	462	698
11	萩野中学校	萩 野	316	198	514
12	竹浦小学校	竹 浦	283	132	415
13	竹浦中学校	竹 浦	301	66	367
14	竹浦コミュニティセンター	竹 浦	212		212
15	虎杖浜小学校	虎 杖 浜	471	198	669
16	虎杖浜中学校	虎 杖 浜	322	66	388
	合 計		5,700	2,860	8,560

安平町避難所一覧表

番号	避難所名	所在地	地区別 収容人員	収容人員
1	みずほ館	早来瑞穂	100	100
2	安平小学校	安平	380	330
3	安平公民館	安平		50
4	緑丘会館	早来緑丘	30	30
5	守田会館	早来守田	30	30
6	東早来会館	東早来	30	30
7	北進会館	早来北進	1,680	50
8	早来中学校	早来北進		800
9	町民センター	早来北進		830
10	早来小学校	早北大町	920	570
11	しらかば会館	早北大町		50
12	早来研修センター	早北大町		300
13	さつき会館	早来栄町	80	30
14	デイサービスセンター	早来栄町		50
15	北町会館	早来北町	50	50
16	新栄第一会館	早来新栄	60	30
17	新栄第二会館	早北新栄		30
18	遠浅小学校	遠浅	590	350
19	東遠浅生活館	遠浅		30
20	遠浅公民館	遠浅		210
21	源武会館	早来源武	30	30
22	追分小学校	早来富岡	220	190
23	富岡会館	早来富岡		30
24	追分小学校	早来柏が丘	470	390
25	追分幼稚園遊戯室	早来柏が丘		80
26	追分中学校	追分本町	1,500	400
27	追分高等学校	追分本町		600
28	ふれあいセンターいぶき	追分本町		250
29	労働会館集会室	追分本町		90
30	鵜の家	追分本町		60

番号	避難所名	所在地	地区別 収容人員	収容人員
31	追分保育園	追分本町		100
32	追分公民館	追分緑が丘	500	500
33	多目的スポーツセンター	追分中央	420	300
34	ぬくもりセンター	追分中央		120
35	青葉会館	追分青葉	50	50
36	花園若草会館	追分若草	80	80
37	豊栄会館	追分豊栄	70	70
38	明春辺会館	追分弥生	80	80
39	旭陽会館	追分向陽	120	120
40	農村文化センター	追分美園	120	120
	合計		7,610	7,610

厚真町避難所一覧表

番号	避難所名	所在地	地区別 収容人員	収容人員
1	幌内マナビィーハウス	幌内		40
2	高齢者自立支援センター「ならやま」	富里		50
3	高丘生活会館	高丘		25
4	吉野生活会館	吉野		25
5	東和生活会館	東和		30
6	宇隆生活会館	宇隆		30
7	朝日マナビィハウス	朝日		30
8	桜丘生活会館	桜丘		25
9	幌里生活会館	幌里		25
10	本郷マナビィハウス	本郷		45
11	スポーツセンター	本郷		600
12	あつまスタードーム	本郷		1,280
13	こぶしの湯あつま	本郷		120
14	厚真高校	本郷		1,250
15	総合福祉センター	京町		660
16	厚真中央小学校	新町		1,570
17	厚真中学校	新町		1,109
18	美里生活会館	美里		45
19	上野生活会館	上野		40
20	豊川生活会館	豊川		40
21	豊沢マナビィハウス	豊沢		35
22	富野生活会館	富野		35
23	共栄生活会館	共栄		30
24	富野小学校	富野		390
25	上厚真小学校	厚和		1,030
26	厚南会館	上厚真		410
27	上厚真第5区生活会館	上厚真		8
28	厚南中学校	富野		1,030
29	厚和生活会館	厚和		25
30	共和生活会館	共和		25
31	鯉沼生活会館	鯉沼		25
32	軽舞小学校	軽舞		530
33	軽舞生活会館	軽舞		35
34	豊丘マナビィハウス	豊丘		30
35	鹿沼マナビィハウス	鹿沼		35
36	旧鹿沼小学校	鹿沼		230
37	浜厚真生活会館	浜厚真		25
38	ルーラルマナビィハウス	豊沢		35
	合計			11,002

むかわ町鷓川地区避難所一覧表

番号	避難所名	所在地	地区別 収容人員	収容人員
1	鷓川中央小学校	花園		361
2	宮戸小学校	宮戸		236
3	高齢者生活交流センター	田浦		225
4	生涯学習センター報徳館	二宮		173
5	春日生活館	春日		28
6	たんぽぽ保育所	花岡		128
7	生田小学校	生田		110
8	鷓川中学校	文京		341
9	鷓川高等学校	福住		322
10	町民体育館	文京		751
11	四季の館	美幸		184
12	川西第2集落センター	豊城		57
13	米原会館	米原		35
14	旭岡生活館	旭岡		24
15	有明集会所	有明		22
	合計			2,997

むかわ町穂別地区避難所一覧表

番号	避難所名	所在地	地区別 収容人員	収容人員
1	穂別スポーツセンター	穂別	1,780	360
2	穂別町民センター	穂別		130
3	町立博物館	穂別		30
4	さくら保育所	穂別		270
5	穂別高等学校	穂別		330
6	穂別中学校	穂別		330
7	穂別小学校	穂別		280
8	穂別福祉児童館	穂別		50
9	仁和小学校	穂別仁和	310	80
10	仁和中学校	穂別仁和		120
11	仁和上生活館	穂別仁和		50
12	仁和下生活館	穂別仁和		30
13	栄和荘	穂別仁和		30
14	栄生活館	穂別栄	30	30
15	和泉小学校	穂別和泉	200	140
16	和泉上生活館	穂別和泉		30
17	穂別中央生活館	穂別和泉		30
18	豊田生活館	穂別豊田	30	30
19	富内小中学校	穂別富内	430	210
20	富久寿荘	穂別富内		150
21	富内生活館	穂別富内		70
22	安住生活館	穂別安住	30	30
23	稲里小学校	穂別稲里	190	130
24	稲里生活館	穂別稲里		30
25	ほたるの家	穂別稲里		30
26	福寿荘	穂別福山	40	40
	合計			3,040

樽前山火山防災計画

沿革 平成14年6月 策定
平成24年3月 修正

樽前山火山防災計画

平成24年 3月23日 発行

編集・発行 樽前山火山防災会議協議会
(事務局：苫小牧市市民生活部危機管理室)

印刷 株式会社 須田製版

